

地域の経済 2023

— 地域における人手不足問題の現状と課題 —

令和5年12月



内閣府政策統括官

(経済財政分析担当)

『地域の経済 2023』の公表にあたって

「地域の経済」は、内閣府が年1回公表する地域経済に関する報告書です。

2023年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へと変更され、我が国経済も本来の自律的な景気回復の歩みを再開しました。こうしたコロナ禍からの経済社会活動正常化の動きを背景に、各地域で人流及び宿泊・飲食サービスなどに対する需要の回復が進みました。

第1章では、「地域における人手不足問題の現状と課題」として、こうした需要の回復に伴い各地域で深刻化する人手不足問題に焦点を当て、労働供給サイド、労働需要サイド、そしてマッチングという三つの視点から構造的課題を整理し、対処方策について検討を行っています。まず、労働供給サイドの視点からは、いわゆる「年収の壁」による就業時間調整や正規雇用比率の地域差、若い女性が地方から東京圏に流出する要因等について分析を行っています。次に、労働需要サイドの視点からは、宿泊・飲食サービス業と医療・福祉分野の就業者数変化の地域差とこれらの産業の労働生産性向上に向けた課題等について検討を行っています。さらに、マッチングの視点からは、地方のマッチング手法の課題について整理した上で、新たなマッチングの広がりについて先進事例を紹介しています。

また、地域における人手不足問題として、「物流業の人手不足問題」を補論として取り上げ、労働供給面での課題と労働生産性が低い要因を明らかにするとともに、課題解決に向けた方策の検討を行っています。

第2章では、「2023年の地域別にみた経済の動向」として、2023年を中心に地域経済の動向を概観しています。経済社会活動の正常化に伴い景気ウォッチャー調査からみる景況感がどのように変化したか、また、経済の回復過程で各地域の消費・生産活動にどのような地域差が生じていたか、各種データを基に分析しています。

本報告が地域経済の現状に関する理解を深めるとともに、地域経済の活性化に向けた取組を検討する際の一助となれば幸いです。

最後に、本報告の作成にあたって、企業や地方自治体、関係省庁などの皆様にヒアリングやデータ提供等を通じて御協力を賜りました。この場を借りて深く感謝を申し上げます。

2023年12月

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）

林 伴 子

目次

| | |
|------------------------------------|-----|
| 第1章 地域における人手不足問題の現状と課題----- | 1 |
| (1) 労働需要の回復と各地域で高まる人手不足感----- | 1 |
| (2) 地域の人手不足問題の構造的課題の整理----- | 9 |
| 1. 労働供給サイドの構造的課題整理----- | 9 |
| 2. 労働需要サイドの構造的課題整理----- | 31 |
| 3. ミスマッチの構造的課題整理----- | 39 |
| (3) 地域の人手不足問題の解消に向けて----- | 41 |
| 1. 労働供給サイドの課題解決に向けた方策----- | 41 |
| 2. 労働需要サイドの課題解決に向けた方策----- | 48 |
| コラム1：地域別にみた倒産の長期的動向について----- | 51 |
| コラム2：規模の経済性を活かした介護サービスの生産性向上----- | 55 |
| コラム3：最低賃金引き上げとアルバイト時給との関係について----- | 62 |
| 3. ミスマッチ解消に向けた方策----- | 66 |
| (補論) 物流業の人手不足問題----- | 70 |
| (1) 構造的課題----- | 70 |
| (2) 課題解決に向けた方策----- | 81 |
| 第2章 2023年の地域別にみた経済の動向----- | 85 |
| (1) 景気ウォッチャー調査でみる景況感----- | 85 |
| (2) 消費及び観光の動向----- | 98 |
| (3) 生産の動向----- | 105 |
| コラム1：大阪・関西万博の経済効果----- | 110 |
| おわりに----- | 113 |
| 地域区分----- | 117 |
| 参考文献等----- | 119 |

第1章 地域における人手不足問題の現状と課題¹

2023年に入り、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」と略）の感染症法上の位置付けが2類相当から5類へと変更され、我が国経済は、本来の自律的な景気回復の歩みを再開している。このことは、コロナ禍前から問題となっていた人手不足が、再び成長の足かせとなりうることも示唆している。本章では、こうした人手不足問題について、産業・地域別の枠組みの下、労働供給側、労働需要側、そしてマッチングという三つの視点から課題を整理し、対処方策について検討したい。

（1）労働需要の回復と各地域で高まる人手不足感

（2023年に入り景況感が改善、GDPギャップもプラスに転換）

はじめに、2023年に入ってから景気動向について確認する。まずは、月次単位で速報性に優れた「景気ウォッチャー調査」（内閣府）で景況感の動きをみたい。同調査では3か月前と比べた現状の変化、現状と比べた3か月前の変化を調査し、これらの変化を指数（DI）化している。それによると、2月に現状判断・先行き判断ともに50を上回り、マスク着用ルールの変更が行われた3月以降先行き判断DIの上昇を迫るように、現状判断DIの上昇が続いた。その後は改善テンポが落ち着いたものの、8月調査まで現状判断・先行き判断ともに50を上回る水準を維持していた（第1-1-1図（1））。特に、小売・飲食・宿泊サービス等の景況感を表す家計動向関連DIは、3月以降、全国各地で大きく改善が進み、全体の動きをけん引していた（第1-1-1図（2））。

¹ 特段の断りがない限り、以下の地域区分に沿って議論を進める。

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

北関東：茨城県、栃木県、群馬県

南関東（※東京圏）：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

甲信越：新潟県、山梨県、長野県

東海：静岡県、岐阜県、愛知県、三重県

北陸：富山県、石川県、福井県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

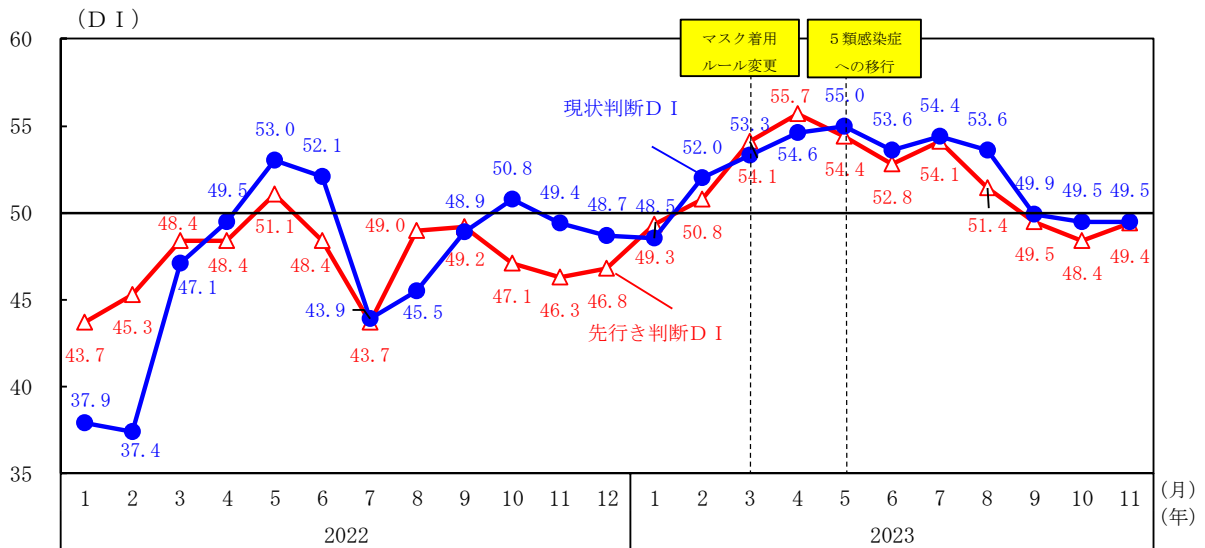
四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

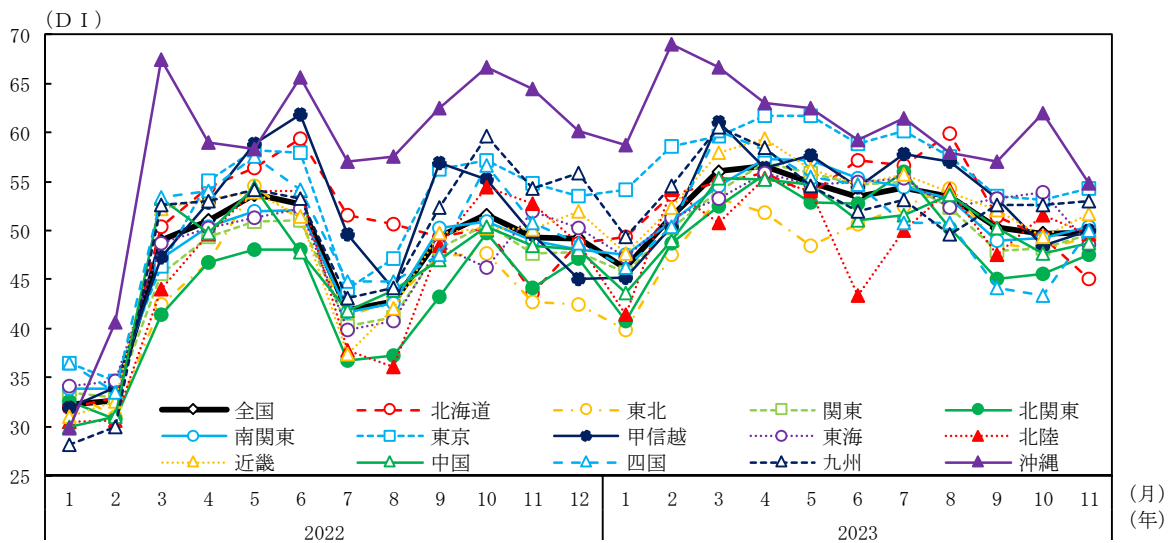
沖縄：沖縄県

第1-1-1図 景気ウォッチャー調査の推移

(1) 現状判断D I・先行き判断D I (季節調整値、全国)



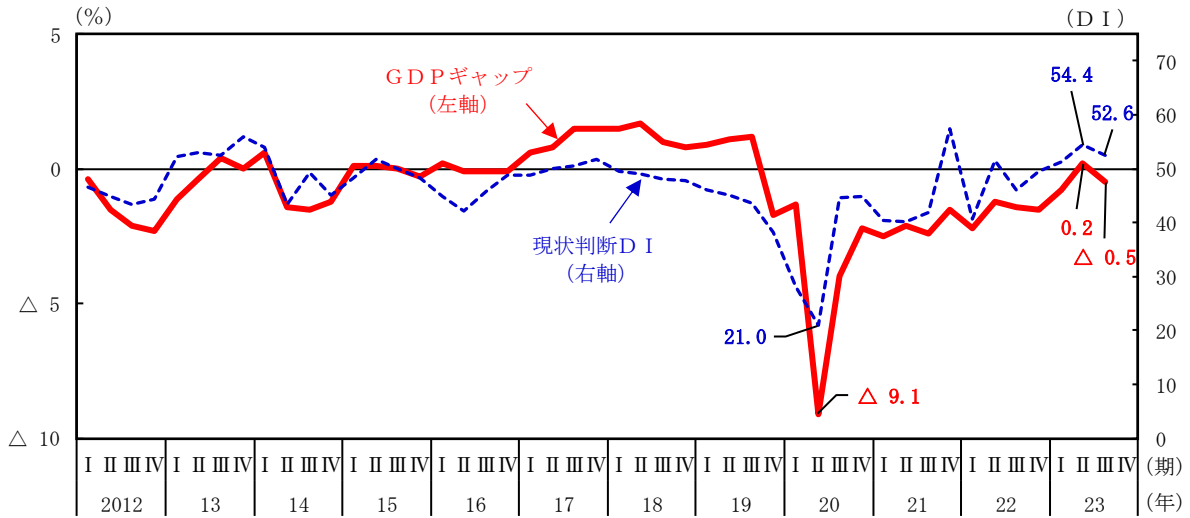
(2) 家計動向関連D I (原数値、地域別、現状)



(備考) 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。

こうした現状判断D Iが50を超えて推移する動きと同様に、マクロの需給バランスを表すGDPギャップも改善の動きをみせている。2023年4-6月期には、インバウンド回復に伴う輸出増など外需の高い伸びもあり、3年3四半期ぶりにプラスに転換し、マクロ的な需給も引き締まりをみせている(第1-1-2図)。

第1-1-2図 GDPギャップの推移



(備考) 内閣府「GDPギャップ」「景気ウォッチャー調査」により作成。

(景況感やマクロ的な需給の改善の背景には人流の増加)

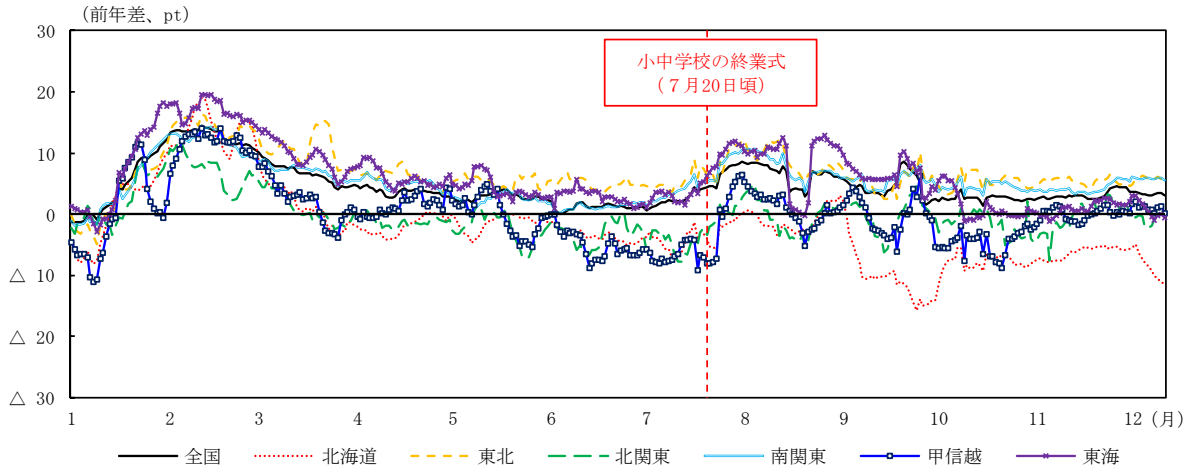
景況感やマクロ的な需給の改善には、人流の回復が大きく影響している。そこで、対人サービスの動きの代理指標として、2023年に入ってから全国の主要地点・繁華街における人流を収集したデータ²の前年差をみてみたい。まず、2023年1～3月は、前年同期(2022年1～3月)に多くの地域でまん延防止等重点措置が適用されて人流が抑制されていた影響により、大きく改善する姿となっていた。こうした影響が無くなった4月以降は、地域レベルでは、台風や降雨といった天候不良等による振れもみられたが、1年前に比べて、総じて昼間、夜間ともに人出が増えている(図1-1-3)。特に、昼間、夜間ともに7月20日頃の小中学校の終業式を境に前年よりも人流が活発化しており、夏のイベント・祭りの4年ぶり通常開催、夏休みにおける旅行需要の活発化等の影響があったことがうかがえる。

² (株)NTTドコモ及び(株)ドコモ・インサイトマーケティングが提供する「モバイル空間統計R」を使用。NTTドコモの各基地局のエリアに所在する携帯電話の台数を集計し、地域ごとのNTTドコモの普及率を勘案して各地点の人流を推計しているビッグデータ。

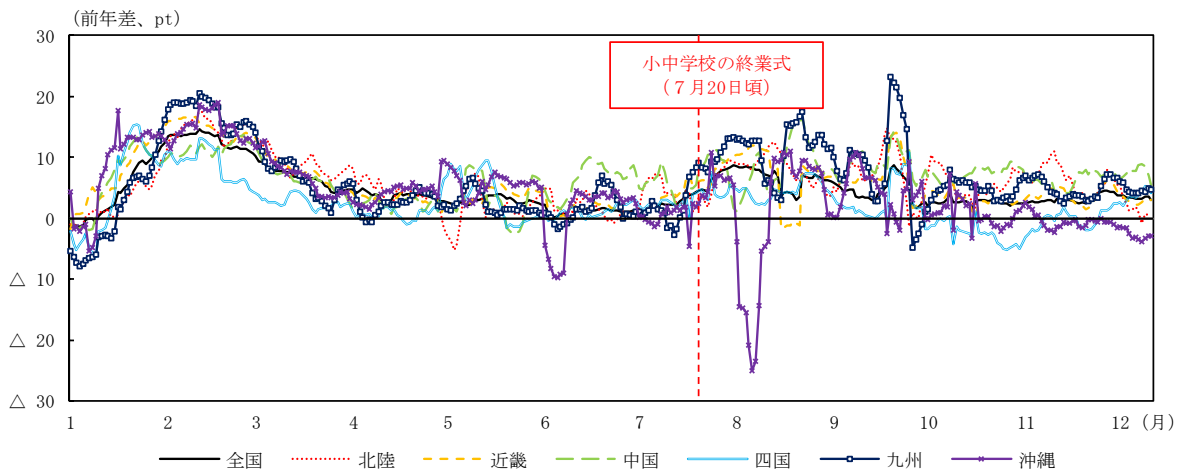
第1-1-3図 人流の変化（2023年）

（1）昼間

〔1〕東日本³



〔2〕西日本

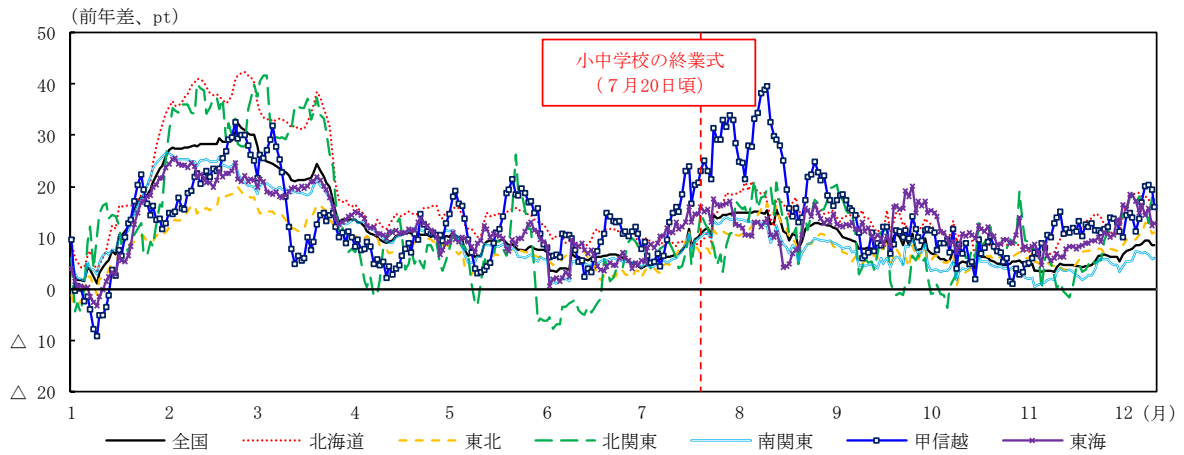


- (備考) 1. 内閣官房HP「モバイル空間統計R」より作成。モバイル空間統計Rデータの提供元は(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング。
 ※「モバイル空間統計R」は株式会社NTTドコモの登録商標。
2. 各地域の人流の後方7日間移動平均を当該地域の2019年内の最大値(1日当たり)で指数化したときの、2023年と2022年同日の差分。地域別データは、各地域で最も人口が多い都道府県(北海道(札幌駅)、宮城県(仙台駅西)、茨城県(水戸駅)、東京都(東京駅、銀座・東銀座等)、新潟県(新潟駅万代口)、愛知県(名古屋駅)、石川県(金沢駅)、大阪府(梅田、なんば等)、広島県(広島駅)、愛媛県(松山市駅東)、福岡県(博多駅)、沖縄県(那覇空港等))のデータを使用。
3. 2023年1月1日から2023年12月11日まで。
4. 主要地点の人出(15時)。

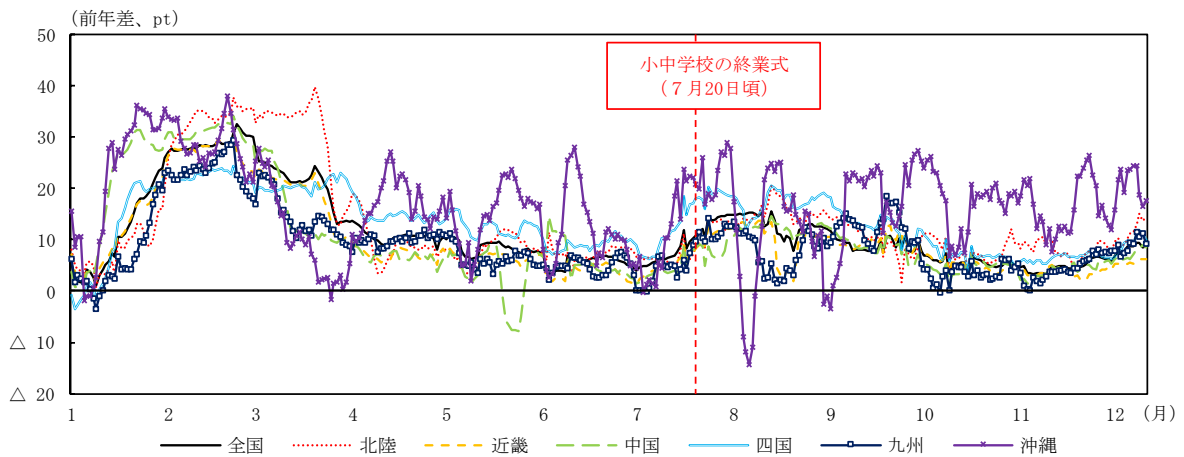
³ 北海道の昼間の人流については、札幌駅で測定されている。札幌駅は、現在、北海道新幹線札幌駅開業に向けた工事が進められており、これに関連して2023年8月末で駅前の商業施設が閉店された。こうした工事の影響が、9月以降の札幌駅周辺の人流低下に影響を与えていると考えられる。

(2) 夜間

[1] 東日本



[2] 西日本

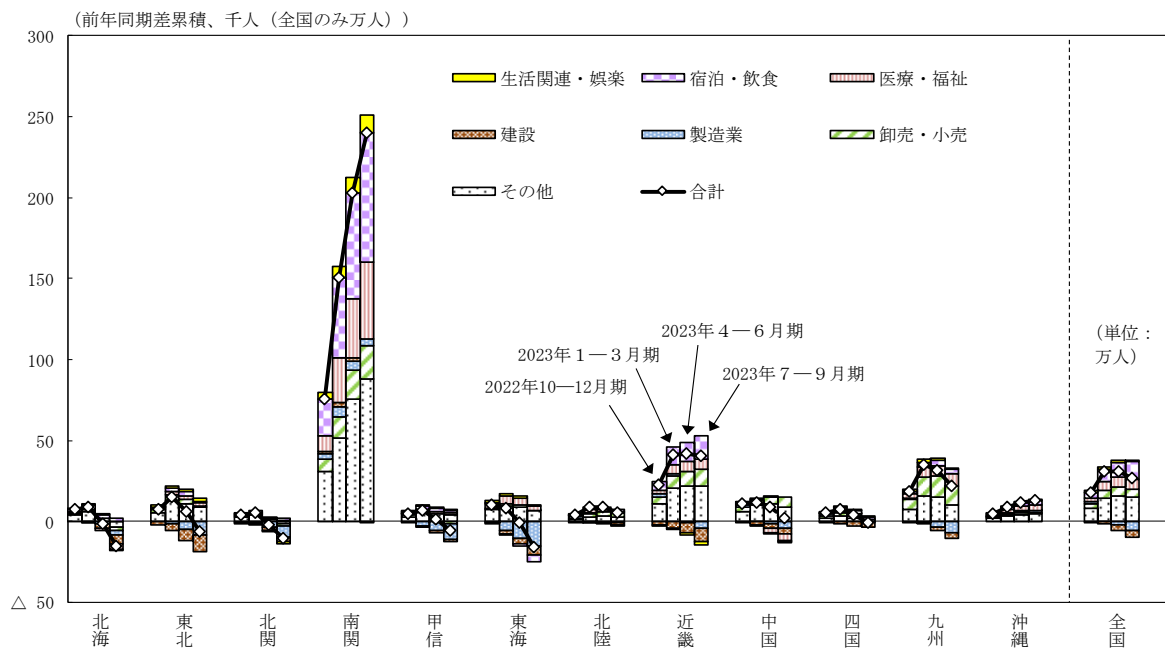


- (備考) 1. 内閣官房HP「モバイル空間統計R」より作成。モバイル空間統計Rデータの提供元は、(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング。
 ※「モバイル空間統計R」は株式会社NTTドコモの登録商標。
2. 各地域の人流の後方7日間移動平均を当該地域の2019年内の最大値(1日当たり)で指数化したときの、2023年と2022年同日の差分。地域別データは、各地域で最も人口が多い都道府県(北海道(すすきの)、宮城県(仙台国分町)、茨城県(茨城大工町)、東京都(歌舞伎町、六本木等)、新潟県(新潟古町)、愛知県(栄)、石川県(金沢片町)、大阪府(ミナミ、梅田等)、広島県(広島八丁堀等)、愛媛県(愛媛大街道)、福岡県(中州)、沖縄県(那覇松山))のデータを使用。
3. 2023年1月1日から2023年12月11日まで。
4. 繁華街の入出(21時と28時の差)。

（宿泊・飲食サービスを中心に新規求人数が増加）

こうした人流の回復により、宿泊・飲食サービスを中心に労働需要が高まった。2022年10-12月期からの直近1年間で新規求人数が前年に比べてどの程度増加したか、産業別に前年差の累積値をみると、大都市部を含む地域を中心に「宿泊・飲食」、「卸売・小売」、「生活関連・娯楽」、「医療・福祉」の増勢が続いた（第1-1-4図）。

第1-1-4図 産業別新規求人数（前年差累積値、受理地別）

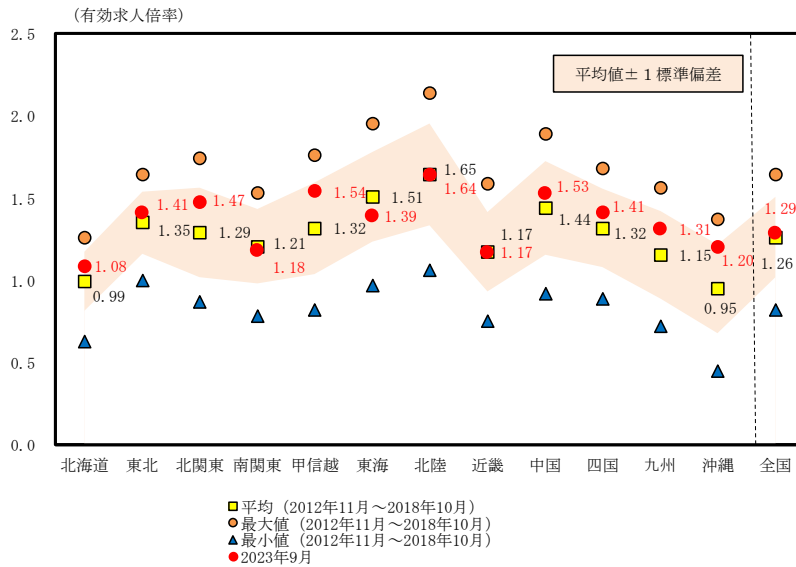


（備考）1. 厚生労働省「職業安定業務統計」により作成（受理地別）。
2. 「その他」は、情報通信、運輸、金融・保険、不動産、教育・学習等を含む。

こうした労働需要の高まりの結果、有効求人倍率（就業地別）は、全地域で1を上回るまで回復が進んだ。なお、2023年1-3月期から多くの地域で有効求人倍率が低下傾向にあるものの、各地域とも前回の景気拡張局面⁴の平均近傍にあり、労働需給は引き締まった状態が続いているといえる（第1-1-5図）。

⁴ 第16景気循環景気拡張局面（2012年11月～2018年10月）。

第1-1-5図 就業地別有効求人倍率（過去の景気拡張局面の平均との比較）

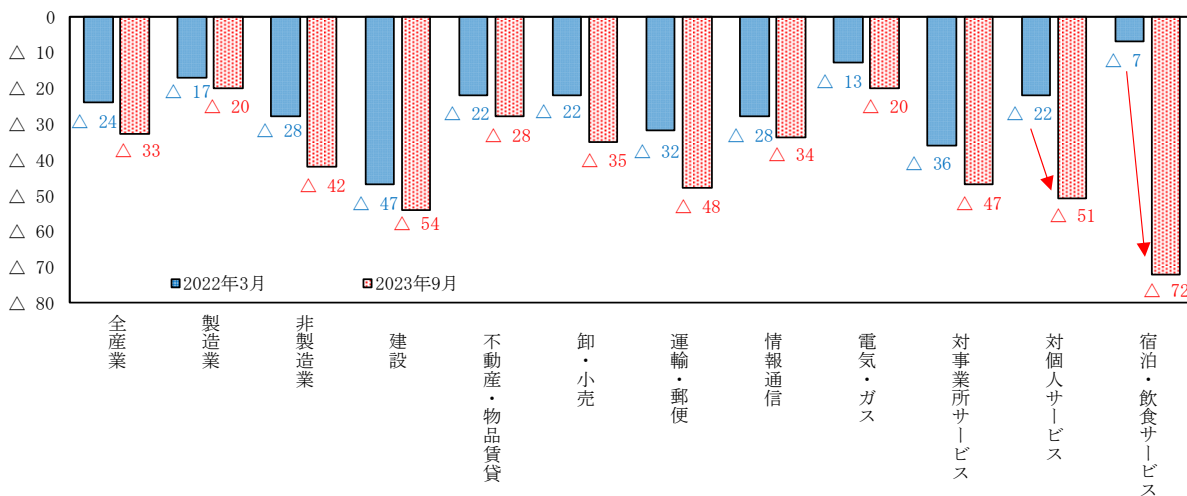


（備考）厚生労働省「職業安定業務統計」により作成（就業地別、季節調整値）。

（雇用の不足超過は宿泊・飲食サービス、対個人サービスを中心に拡大）

求人増加について企業側の指標も確認しよう。日本銀行が四半期毎に公表している日銀短観では、事業者には雇用の過不足感を聞いている。その雇用人員判断D Iをみると、2023年9月は、全産業が▲33、非製造業が▲42、製造業が▲20となっており、オミクロン株の感染拡大により多くの地域でまん延防止等重点措置が適用されていた1年半前（2022年3月）と比較すると人手不足感が増している（第1-1-6図）。中でも、宿泊・飲食サービス（▲72）と対個人サービス（▲51）は、1年半前に比べて大幅に人手不足感が高まる結果となっている。

第1-1-6図 日銀短観「雇用・人員判断D I」の変化（2022年3月→2023年9月）



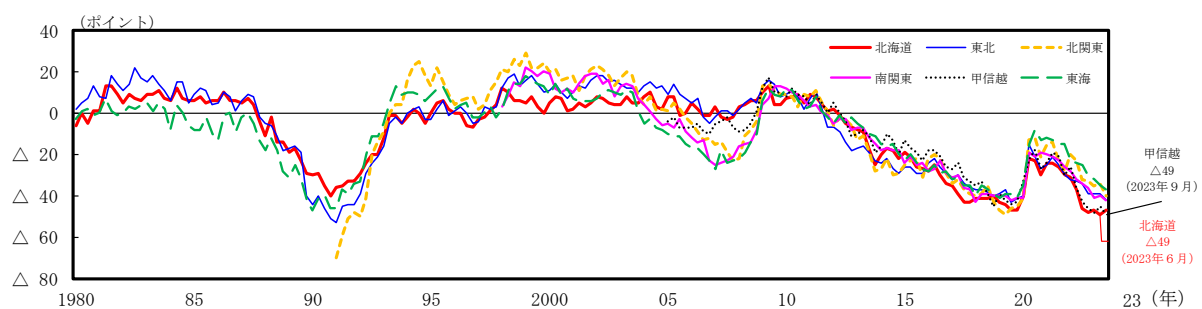
（備考）日本銀行「企業短期経済観測調査（短観）」により作成。いずれも全規模合計の値。

このような非製造業における人手不足感の高まりは、前回（2012年から）の景気拡張局面と比較しても深刻なものとなっている。非製造業の雇用人員判断DIを地域別の時系列でみると、今年に入り「北海道」、「甲信越」、「九州・沖縄」では1980年以降でマイナス幅が最も大きくなるなど⁵、バブル期以来の人手不足感の高まりとなっている（第1-1-7図）。

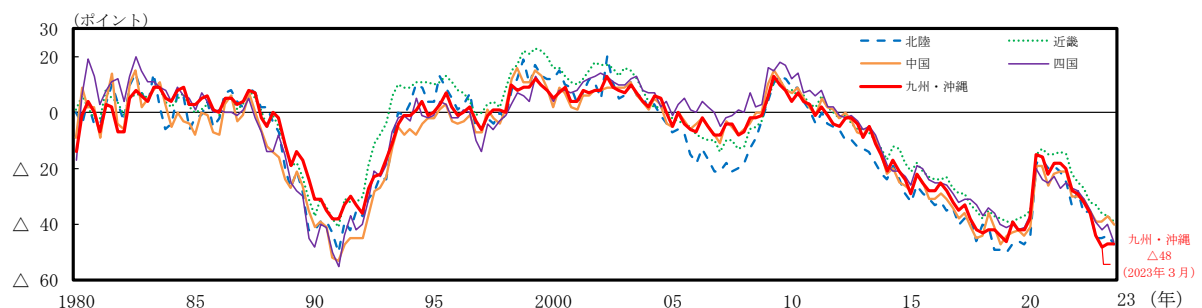
次節では、過去最高に近い水準で人手不足感が高まっている要因を探るために、労働供給側と労働需要側それぞれの動き等をみていく。

第1-1-7図 日銀短観「雇用・人員判断DI」の推移（地域別）

（1）非製造業：東日本



（2）非製造業：西日本



（3）1980年以降の過去最小値（地域別）

| 北海道 | 東北 | 北関東 | 南関東 | 甲信越 | 東海 | 北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州・沖縄 | 全国 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------------------|
| -49 | -53 | -70 | -43 | -49 | -47 | -50 | -41 | -53 | -55 | -48 | -47 |
| 2023年6月 | 1991年3月 | 1991年3月 | 2018年3月 | 2023年9月 | 1990年3月 | 1991年3月 2019年3月 | 1991年3月 | 1991年3月 | 1991年3月 | 2023年3月 | 1990年12月 1991年3月 |

（備考）1. 日本銀行「企業短期経済観測調査（短観）」により作成。
 2. 北海道（札幌支店）、東北（仙台支店）、北関東（前橋支店）、南関東（横浜支店）、甲信越（新潟支店）、東海（名古屋支店）、北陸（金沢支店）、近畿（大阪支店）、中国（広島支店）、四国（高松支店）、九州・沖縄（福岡支店）公表データにより作成。

⁵ データの制約上、北関東（前橋支店）は1991年以降、南関東（横浜支店）は1998年以降、甲信越（新潟支店）は2005年以降の時系列データをみている。

(2) 地域の人手不足問題の構造的課題の整理

前節では、各地域において人流の回復に伴って宿泊・飲食サービスを中心に労働需要が回復したことから、各地域で人手不足感が高まっていることを確認した。そこで、本節では、労働供給側、労働需要側、マッチングの課題についてみていくこととする。

1. 労働供給サイドの構造的課題整理

(2019年以降労働力人口が増加傾向にあるのは「南関東」、「近畿」のみ)

まず、働き手の母集団となる労働力人口について、前回の景気拡張局面⁶以降の推移を地域別に確認する（第1-2-1図）⁷。

男女計の労働力人口をみると、東京都を含む「南関東」では、2012年から2019年にかけて10%程度増加し、以降も増加が継続している。大阪府を含む「近畿」も、2012年から2019年にかけて5%程度増加し、以降も増加が継続している。一方で、その他の地域では、2019年頃をピークに労働力人口が横ばいで推移するか、減少に転じている。

こうした労働力人口の推移を男女に分けて比較すると、2012年比で男性は「南関東」以外では横ばいで推移するか減少しているのに対し、女性は各世代で労働参加が進んだことから（第1-2-2図）、全ての地域で労働力人口が増加している。

2019年以降労働力人口が増加傾向にある「南関東」と「近畿」の転入超過数をみると、「南関東」は、2012年以降増加傾向で推移し、2022年までの累積で122.7万人（男性：53.4万人、女性69.4万人）の人口流入があった（第1-2-3図（1））。また、「近畿」については、産業の中心となる大阪府では2015年以降転入超過の状況が継続している（第1-2-3図（2））。このような地域間の人口移動が、労働力人口の変化の地域差を生む要因の1つとなっている。

⁶ 第16景気循環の景気拡張局面（2012年11月～2018年10月）。

⁷ データの制約上、本節1. 2. では以下の「労働力調査」（総務省）の地域区分に沿って議論を進める。

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

南関東（※東京圏）：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

北関東・甲信：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県

東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

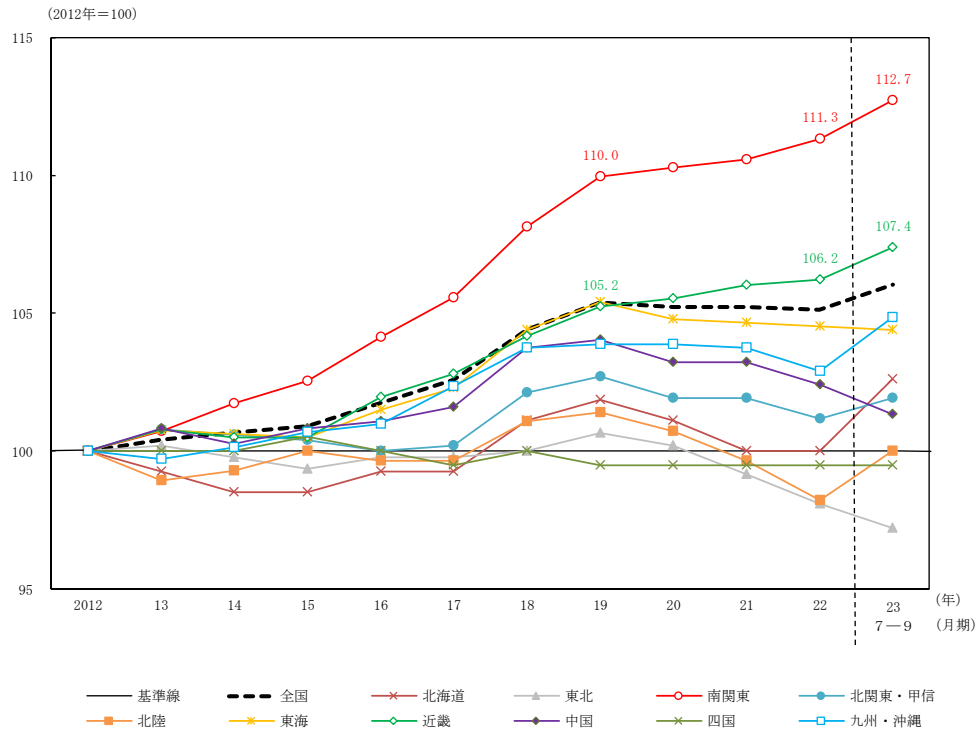
中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

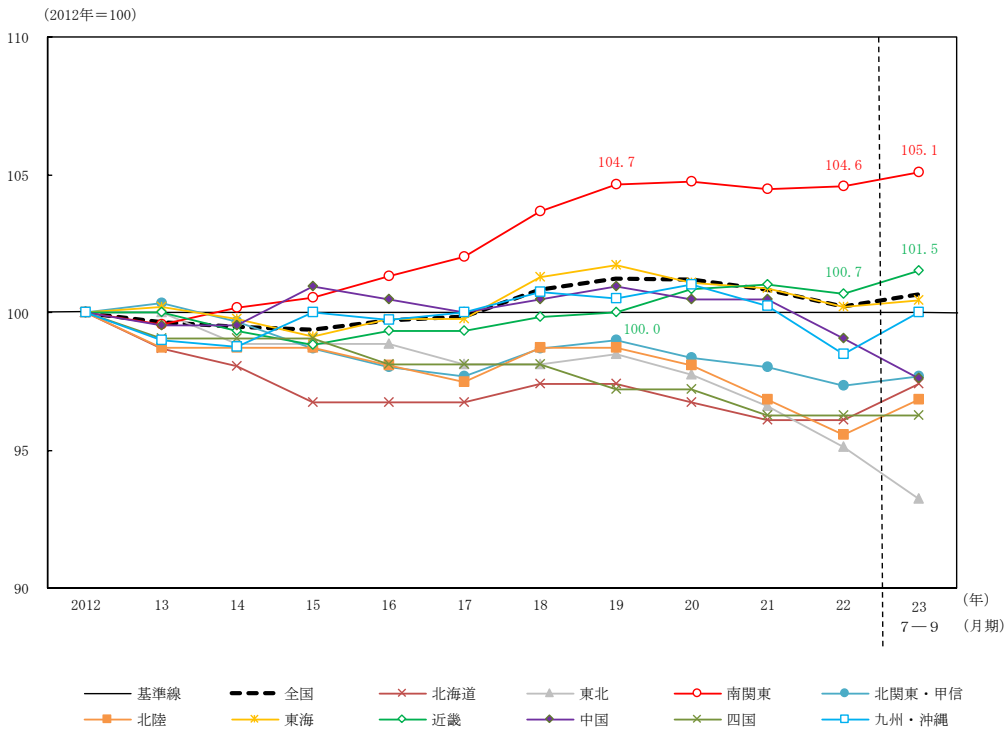
九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第1-2-1図 地域別労働力人口の推移

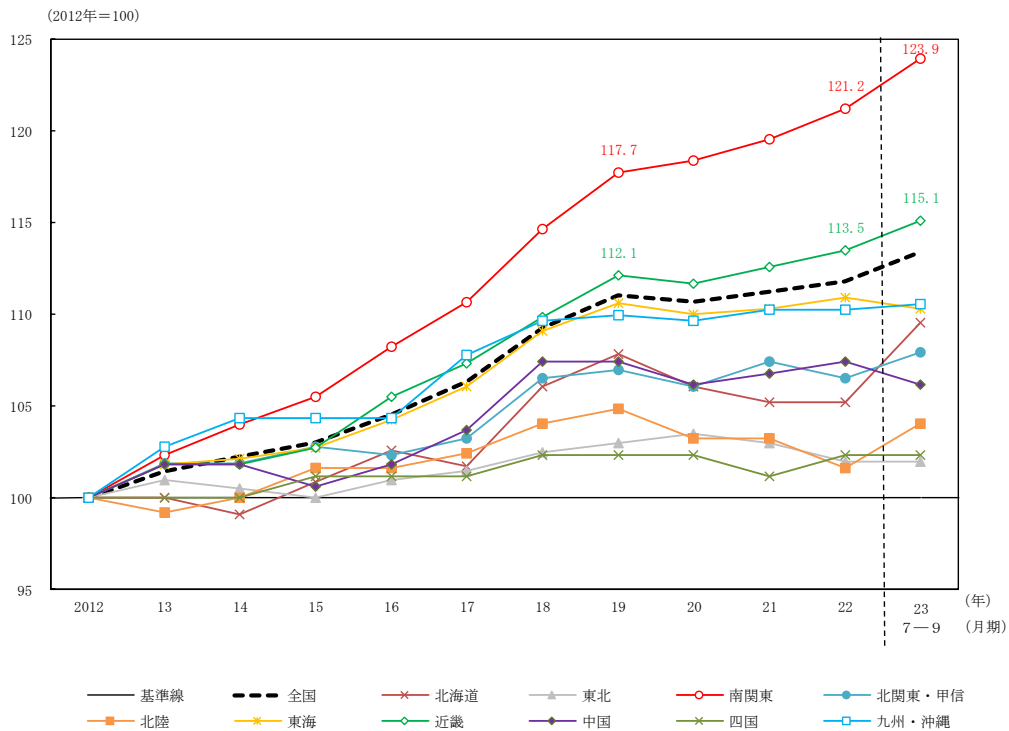
(1) 男女計



(2) 男性



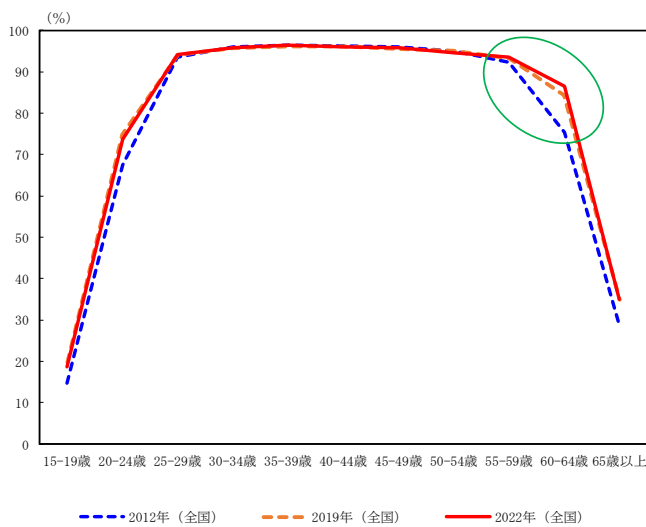
(3) 女性



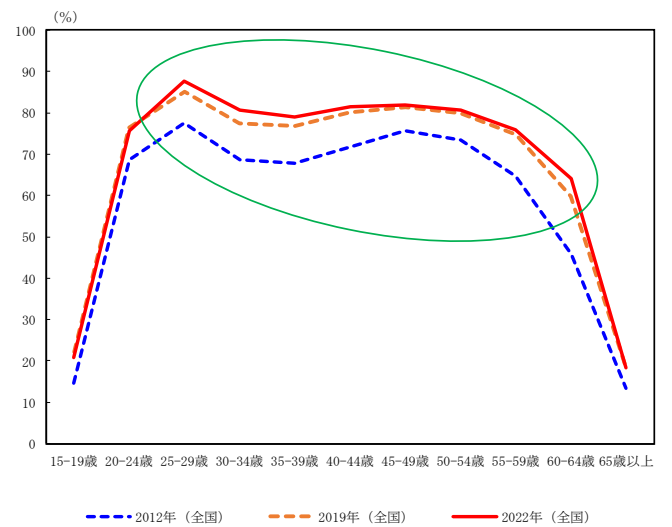
(備考) 総務省「労働力調査」により作成。

第1-2-2図 「全国」の労働参加率の時系列変化(2012年→2019年→2022年)

(1) 男性

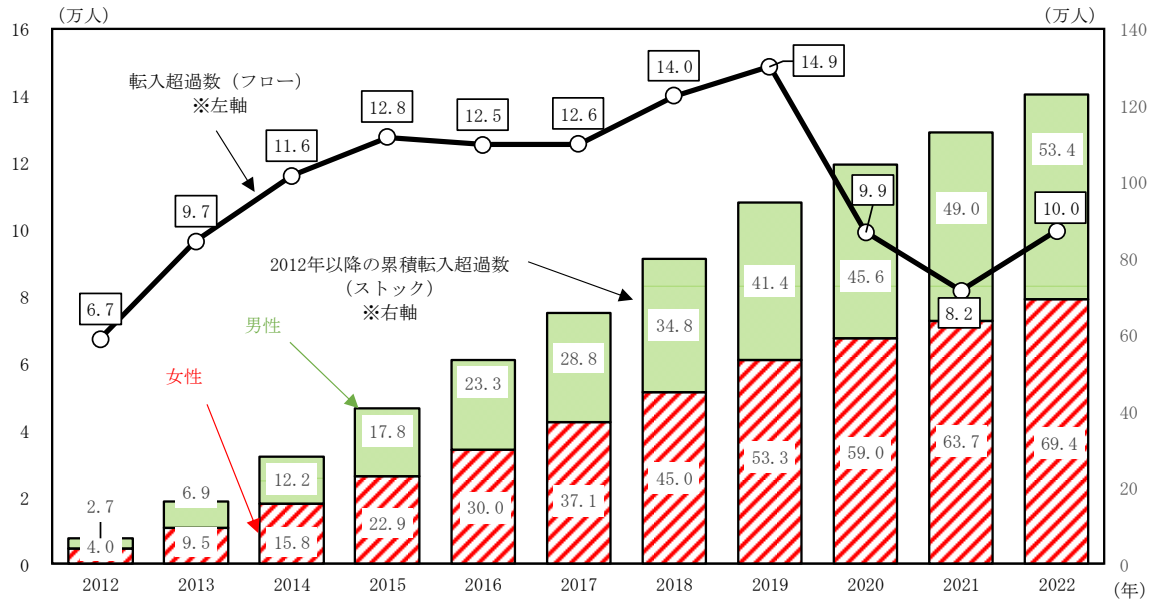


(2) 女性

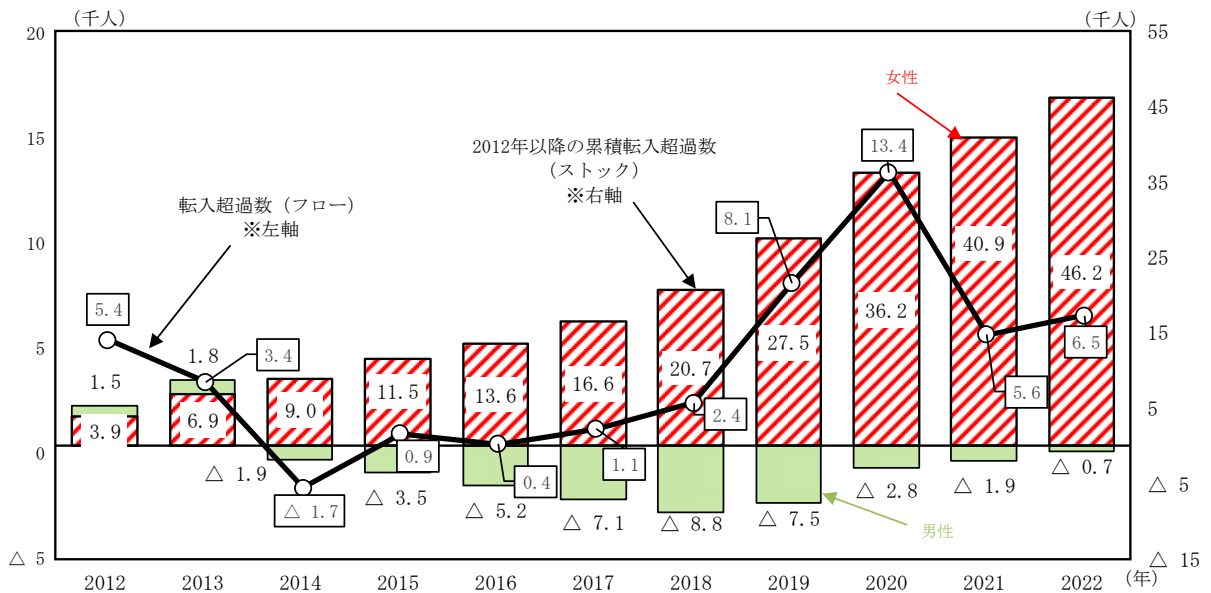


(備考) 総務省「労働力調査」により作成。

第1-2-3図 「南関東」と「大阪府」の転入超過数の推移
 (1) 南関東 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)



(2) 大阪府



(備考) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。
 2013年以前は日本人のみ、2014年以降は日本人+外国人。

(女性労働力の増加余地は追加就労希望就業者の割合が高く、各地域で未だ多く存在)

次に、各地域の労働力の増加余地についても確認していく。以下では、労働力の増加余地について、

〔1〕 仕事を探している人（完全失業者）

〔2〕 就労希望の非労働力人口

〔3〕 仕事時間の追加を希望しており実際に増やせる人（追加就労希望就業者）

の合計値による定義を採用して議論を進める。「労働力調査」によると、2023年7—9月時点で労働力の増加余地は、全国で546万人（男性238万人、女性308万人）存在している。地域別に労働力の増加余地に関する指標が公表されていないため、「非労働力人口に対する就労希望の非労働力人口比率」と「就業者数に対する追加就労希望就業者の比率」に地域差が存在しないと仮定し、簡易的に地域別の「〔2〕 就労希望の非労働力人口」と「〔3〕 追加就労希望就業者」を計算している⁸。

まず、性別による構成の違いをみると、男性は、「〔1〕 完全失業者」の構成割合が最も大きい一方、女性は「〔3〕 追加就労希望就業者」の構成割合が最も大きくなっている（第1—2—4図）。

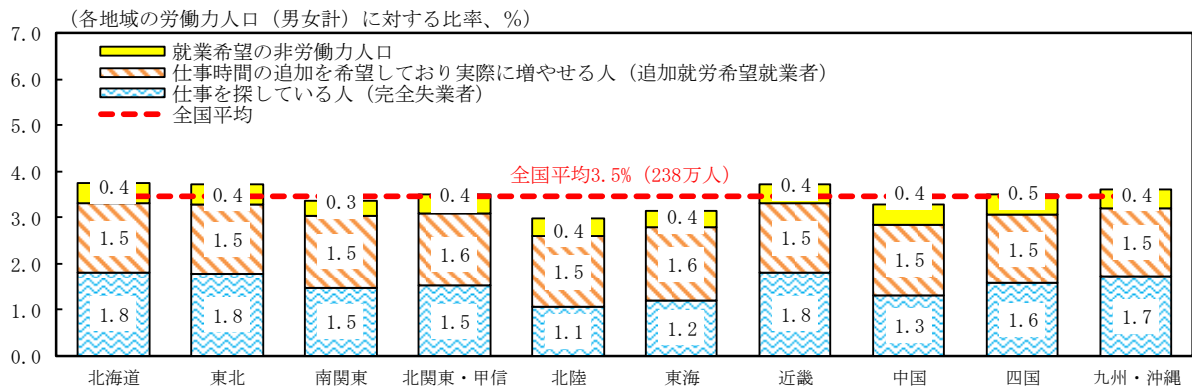
こうした性別による構成の違いを踏まえると、男性は景気変動による失業者の増減によって労働力の増加余地が変化しやすい一方、女性は主に労働参加率、就業時間の調整、正規雇用比率といった働き方・就労条件に関する構造要因によって労働力の増加余地が決定されているといえる。

地域別にみると、男女ともに「北陸」、「東海」が比較的小さくなっている。

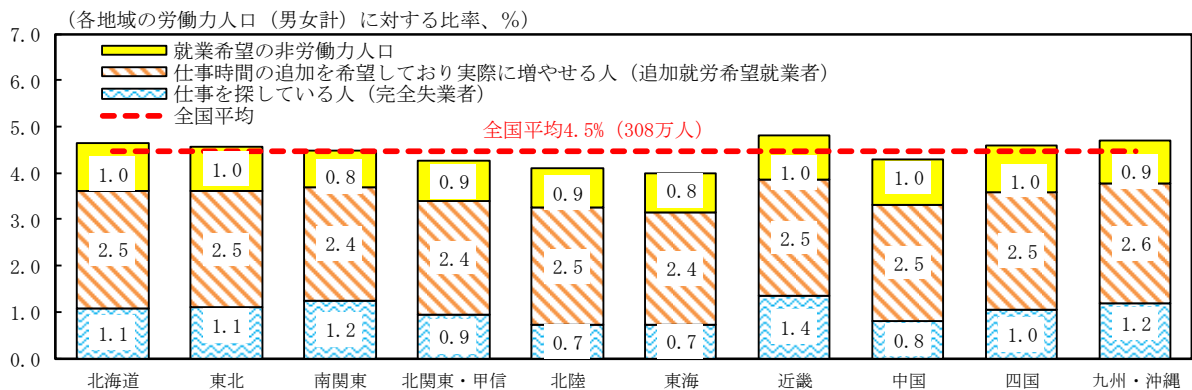
⁸ 「労働力調査」の公表値は1万人単位となっており、結果は幅を持って解釈する必要がある。

第1-2-4図 地域別にみた労働力の増加余地（対労働力人口比率）（2023年7—9月期）

(1) 男性



(2) 女性

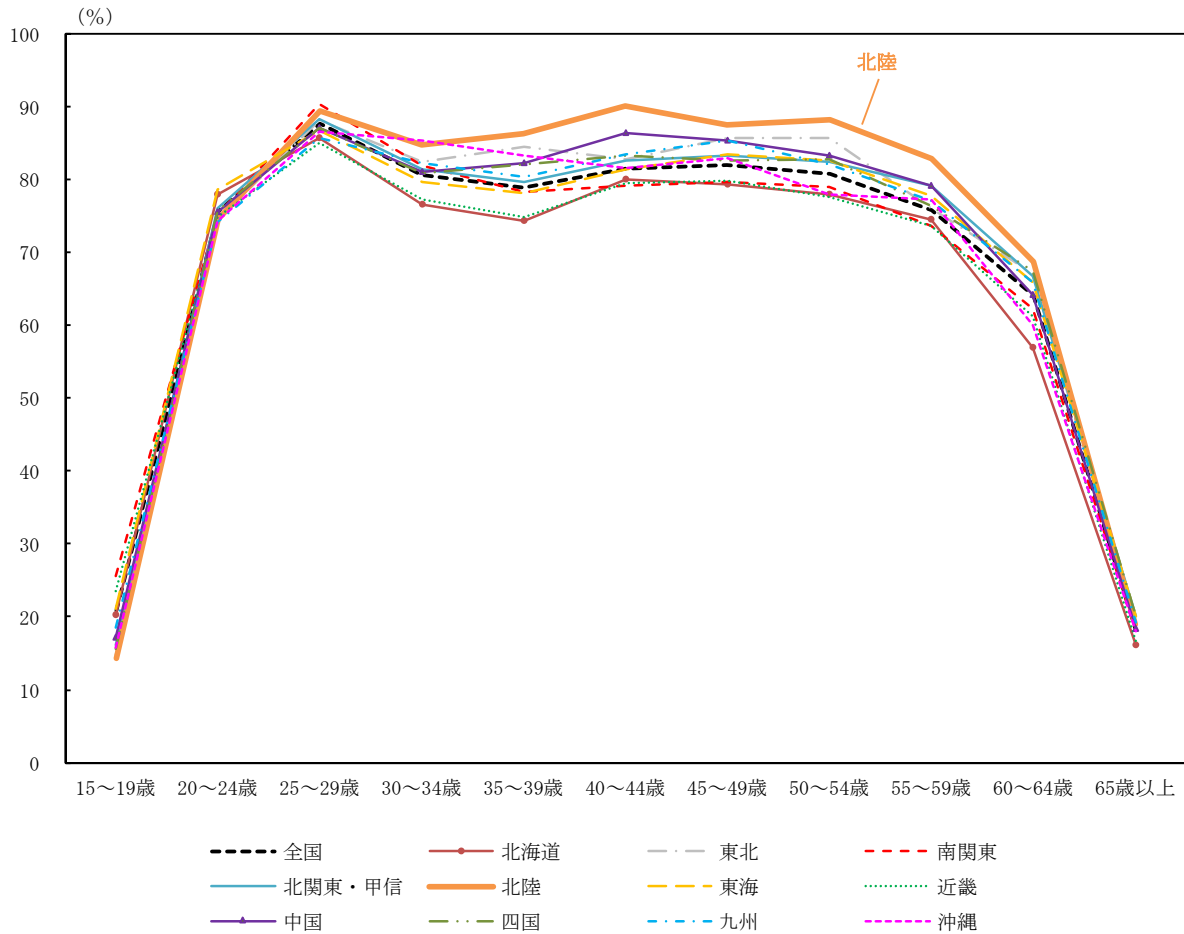


(備考) 総務省「労働力調査」から推計。

続いて、女性の「〔2〕就労希望の非労働力人口」と「〔3〕追加就労希望就業者」に着目し、背景にある働き方等のデータを地域別にみていく。

「〔2〕就労希望の非労働力人口」は、既に女性のM字カーブ解消が進んでいる（＝非労働力人口が減少している）地域では小さくなる。女性の年齢階層別労働参加率を地域別にみると（第1-2-5図）、「北陸」でM字カーブの解消が最も進んでおり、女性の「〔2〕就労希望の非労働力人口」の小ささと整合的な関係にあることが分かる。

第1-2-5図 女性の労働参加率の地域間比較（2022年）



（備考）総務省「労働力調査」から推計。

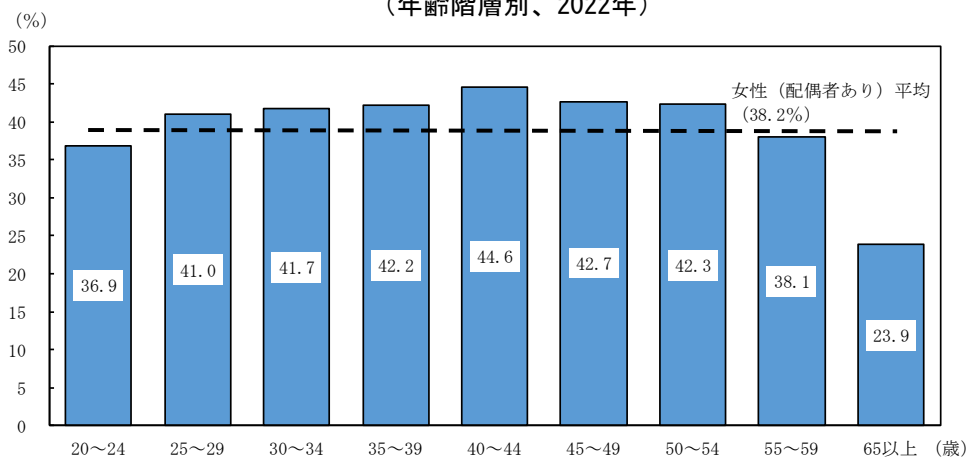
女性の「〔3〕追加就労希望就業者」についてみると、各地域とも労働力人口の2.5%程度の労働力の増加余地がある。「〔3〕追加就労希望就業者」は、定義上、就業時間が短い就業者のうち就業時間の追加を希望している者となるため、いわゆる「年収の壁」による就業時間の調整や年齢階層別正規雇用比率（女性のL字カーブ）と関係が深い。以下では、地域別にこれらの状況をみていく。

（女性の追加就労希望の制約要因はいわゆる「年収の壁」問題）

各地域の労働力の増加余地という観点で見れば、上述の女性の「〔3〕追加就労希望就業者」の追加就労希望を叶えていくことは重要な取組となる。しかし、「令和4年（2022年）就業構造基本調査」（総務省）の結果をみると、配偶者のいない女性非正規雇用者で就業調整を行っている割合が15%程度であるのに対し、配偶者のいる女性非正規雇用者の4割程度は就業調整を実施していると回答している（第1-2-6図）。

会社員の配偶者で一定の収入に満たない者は、被扶養者（第3号被保険者）として社会保険料を負担しないが、収入が増加して一定の水準を超えると、社会保険料負担の発生等により、手取り収入が減少する⁹。これを回避する目的で、就業時間を抑制する行動（就業調整）が生じており、社会保険料負担等が生じる収入基準（年収換算で106万円や130万円）が、いわゆる「年収の壁」と呼ばれている。こうした公的な仕組みや制度に加え、主たる稼得者の勤め先にある企業慣行的な配偶者手当等の存在も、就業のディスインセンティブ、あるいは就業調整につながっている面もある。

第1-2-6図 女性非正規職員（有配偶者）で就業調整を行っている人の割合
（年齢階層別、2022年）



（備考）総務省「令和4年（2022年）就業構造基本調査」により作成。

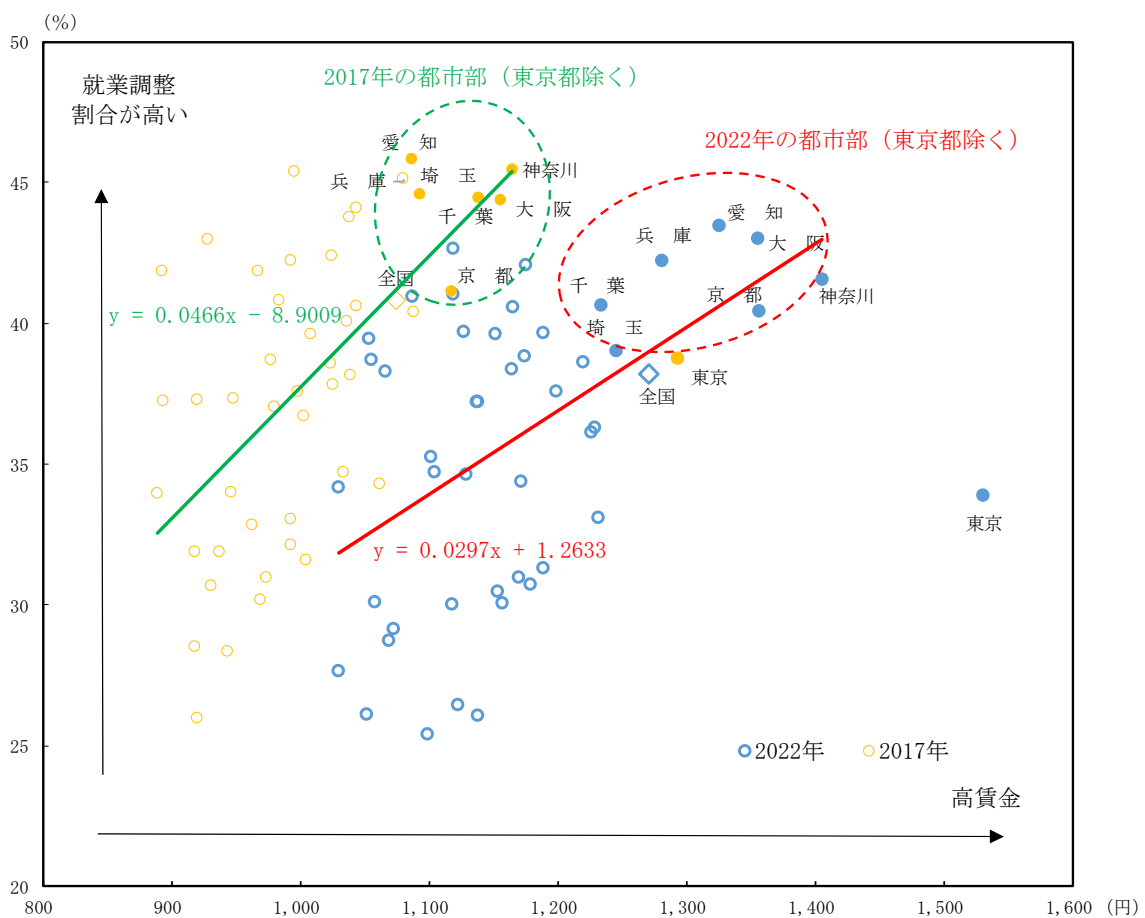
2022年の民間アンケート調査（野村総研（2022））によると、全国の20～69歳でパートもしくはアルバイトとして働く、配偶者のいる女性のうち、就業調整をしている人の割合は6割を超える。このうちの8割近くは、「年収の壁」を超えても働き損にならないのなら、今より年収が多くなるように働きたいと考えており、「年収の壁」が女性の追加就労希望の制約要因となっていることが分かる。

⁹ かつては、会社員に扶養されている主婦（夫）についても、年金保険料は任意で支払う1号被保険者であったが、1986年の法改正によって3号被保険者が創設され、支払いが免除されることとなった。

女性の就業調整割合について、西岡・北辻（2023）の分析を参考に、地域差をみると、東京を除いて、賃金水準の高い都市部の方が就業調整を行っている割合が高い傾向にあることが分かる（第1-2-7図）。そのため、都市部の方が「年収の壁」を意識せずに働くことのできる環境整備を進めることで追加的な労働供給を得られる効果も大きくなると考えられる。また、2017年から2022年にかけての分布の時系列的な変化をみると、賃金上昇により全国的に分布が右方向にシフトする中、時給が高い都市部での就業調整割合は横ばいかやや低下し、全体としても分布の傾向線の傾きが若干ではあるが変化する動きが観察された。こうした賃金と就業調整割合の時系列的な変化をみると、賃金上昇に伴って、「年収の壁」を超えて働くことを選択している労働者の割合が上昇していると考えられる。

今後、賃金上昇と「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくり、社会保険制度の見直しを通じて、こうした関係性を解消していくことが重要な課題となる。

第1-2-7図 女性非正規職員（有配偶者）の就業調整割合と賃金の関係
（都道府県別、2017年、2022年）

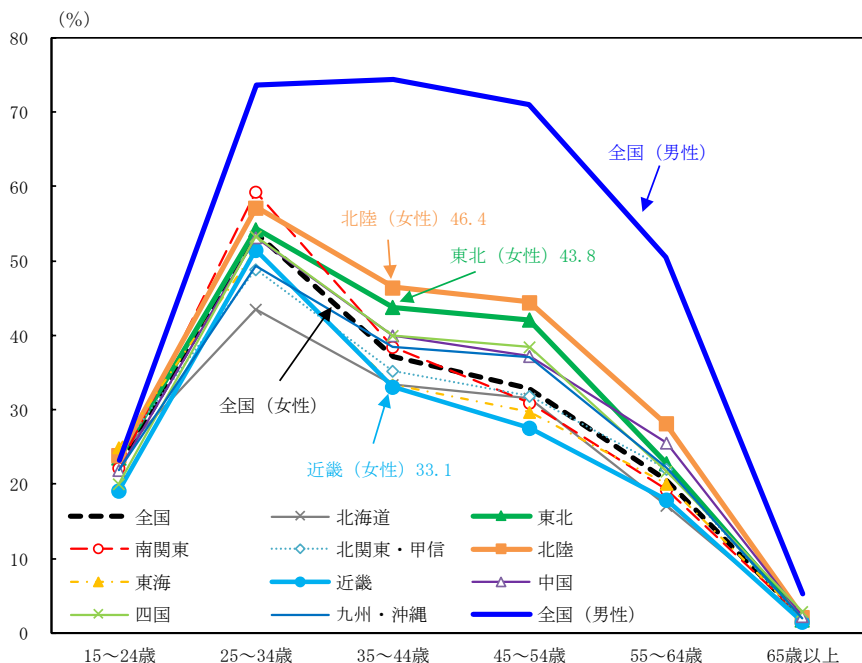


(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。
2. 賃金は女性短時間労働者（事業者規模10人以上）の1時間当たり所定内給与額。

(各地域で女性のL字カーブが存在、産業構造と世帯構成によって地域差)

女性の働き方に関する別のデータとして、女性の年齢階層別正規雇用比率を地域別にみると（第1-2-8図）、いずれの地域も25～34歳をピークに年齢が上がるとともに正規雇用比率が低下する、いわゆる「女性のL字カーブ」がはっきりと現れており、いずれの地域でも、出産・子育て期を挟んだ女性のキャリア継続の難しさという構造的課題が残されていることが分かる。地域別にみていくと、35～44歳の正規雇用比率は、「北陸」では46.4%、「東北」では43.8%と高くなっており、「中国」、「四国」、「九州・沖縄」も全国平均を上回っている。一方、最も低い「近畿」では33.1%と、15%ポイント弱の地域差が生じている。

第1-2-8図 女性の正規雇用比率の地域間比較（2022年）

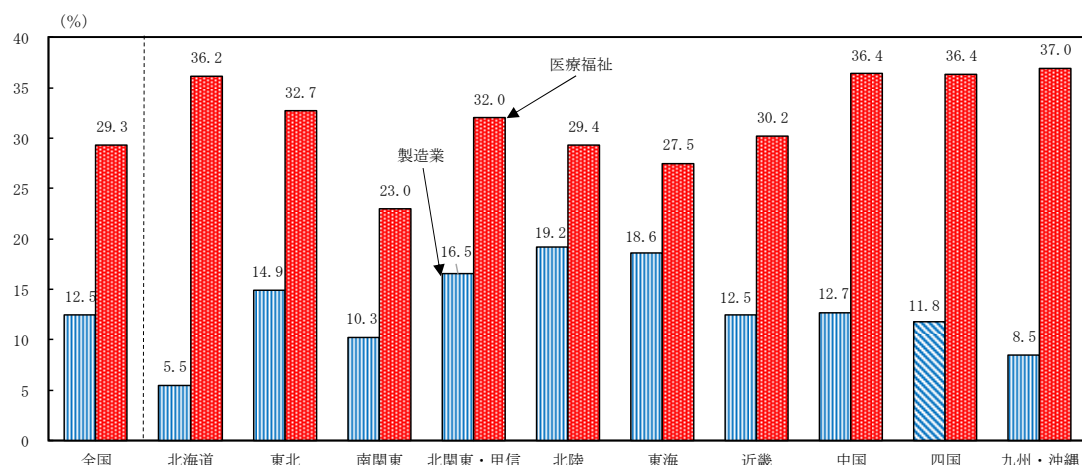


(備考) 1. 総務省「労働力調査」により作成。
2. 人口に占める正規の職員・従業員の割合。

こうした女性のキャリア継続の地域差を生む要因としては、地域によって産業・就業構造と世帯構成に違いがあることが指摘されている。

まず、女性の産業・就業構造に関するデータをみると（第1-2-9図）、製造業と医療・福祉分野への女性の就業割合が高い地域ほど、正規雇用比率が高まる傾向にある。「北陸」は女性正規職員のうちの約20%が製造業に就業しており、製造業分野への女性の就業が地域全体の正規雇用比率を押し上げているといえる。「中国」、「四国」、「九州・沖縄」といった西日本では、女性の正規職員のうちの4割弱が医療・福祉分野に就業していることが、地域全体の正規雇用比率の押し上げに寄与している。

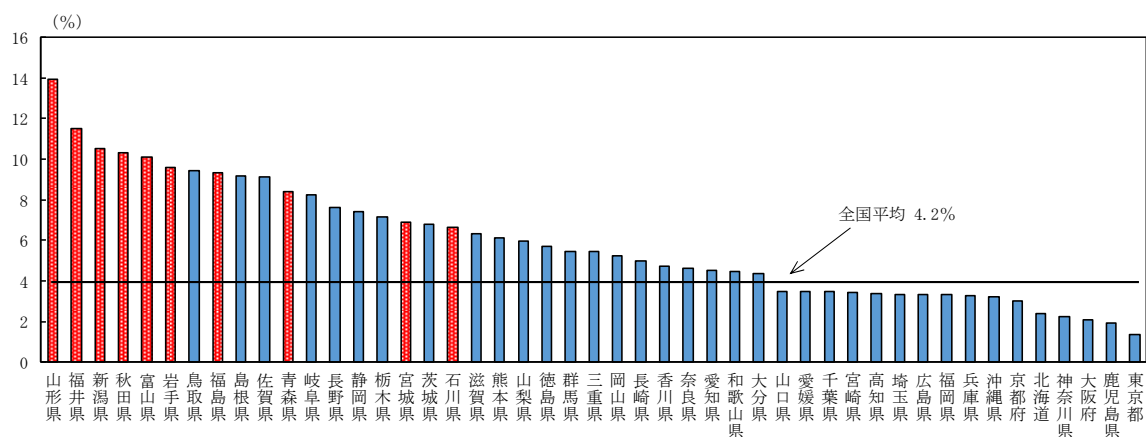
第1-2-9図 女性正規職員の製造業、医療・福祉分野への就業割合（2022年）



（備考）総務省「就業構造基本調査」により作成。

次に、世帯構成に関するデータとして、都道府県別の三世代同居率をみると、女性の正規雇用比率の高い「北陸」と「東北」の各県では、三世代同居率が比較的高く、有配偶者の女性にとって、家事・育児に関する親のサポートが、キャリア継続の支えとなっている可能性が示唆されている¹⁰（第1-2-10図）。その一方で、都市部では、三世代同居率が低いことに加え、親が地方に住んでいるケースも多く、家事・育児に関する親のサポートを得にくい環境にある。こうした親のサポートに加え、保育環境の整備や男性の家事・育児参加による女性の負担軽減は、女性のキャリア継続に大きな影響を与える要因になると考えられる。

第1-2-10図 三世代同居率（都道府県別、2020年）



（備考）総務省「国勢調査」により作成。

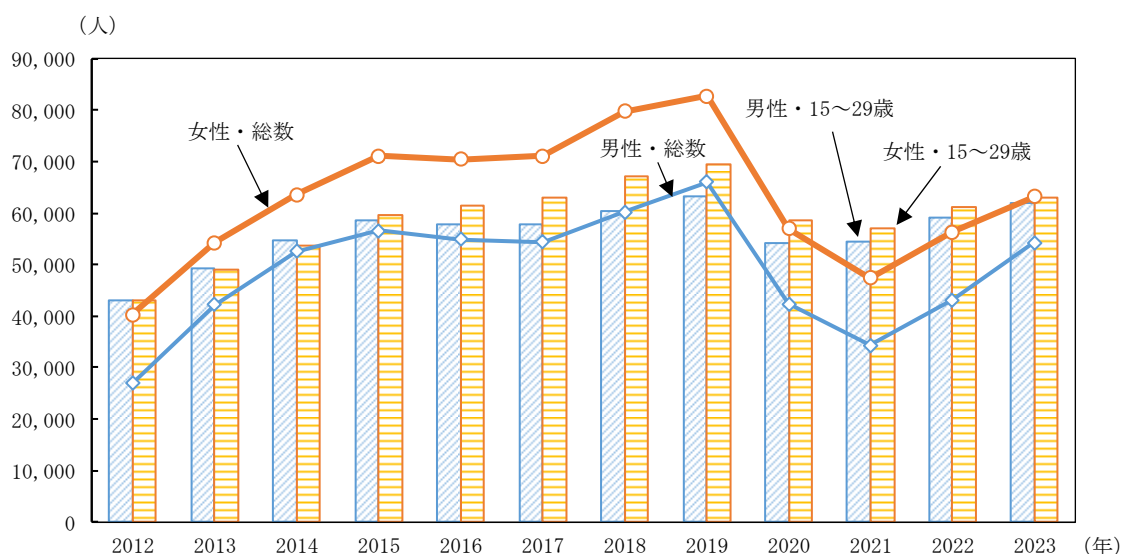
¹⁰ 例えば、不破（2014）では、福井県の三世代同居世帯では、既婚女性の母親の家事が重要な役割を担っており、既婚女性の継続的な就業の重要な支えとなっていることが指摘されている。

（若い女性の東京圏への流出が地域の構造的な人手不足を招く）

次に、女性労働力の地域差を生じさせる東京圏への人口移動とその影響についても確認したい。

まず、男女別に東京圏への転入超過数の時系列推移をみると、総数（全年齢）では女性の転入超過数が男性の転入超過数を上回って推移していたことが分かる。東京圏への転入のボリュームゾーンである15～29歳の若者でも、2015年以降、女性の転入超過数の方が男性の転入超過数を上回っている（第1-2-11図）。

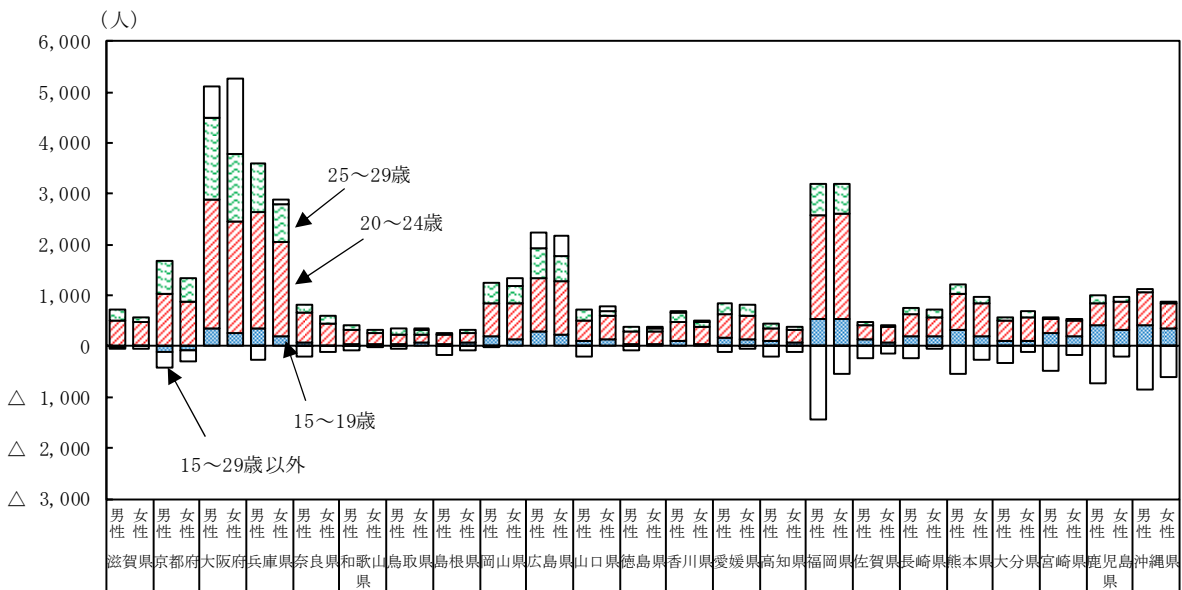
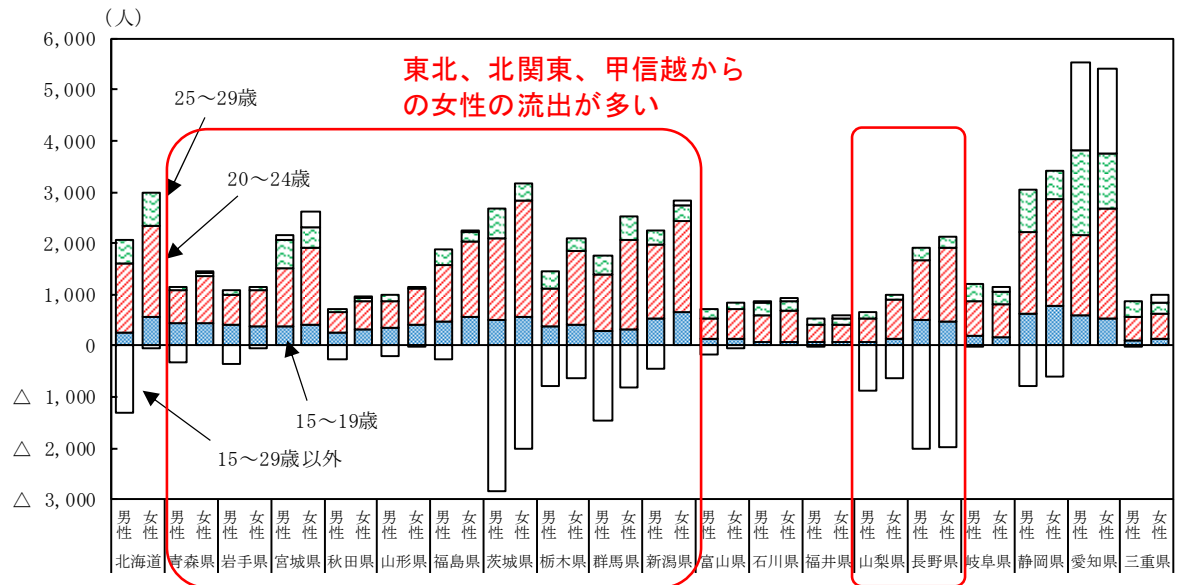
第1-2-11図 東京圏への転入超過数の推移（男女別）



- （備考）
1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。
 2. 東京圏は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の一都三県。
 3. 2013年までは日本人のみ。2014年以降は日本人及び外国人。
 4. 2023年は1～9月の累積値。

こうした東京圏への転入の地域的な特徴を把握するため、昨年（2022年）の東京圏への転入超過数を性別、年齢階層別、都道府県別に分けてみる（第1-2-12図）。結果をみると、いずれの地域も東京圏への転入は15～29歳の若者が中心で、人口規模の大きい道府県（北海道、愛知県、大阪府、福岡県等）を除くと、東北、北関東、甲信越といった北・東日本からが多いことが分かる。また、北・東日本からの転入者の性別をみると、女性の転入超過数の方が多く、これら地域の若い女性の東京圏への流出が進んでいることが分かる。

第1-2-12図 東京圏への転入超過数（性別/年齢階層別/都道府県別、2022年）



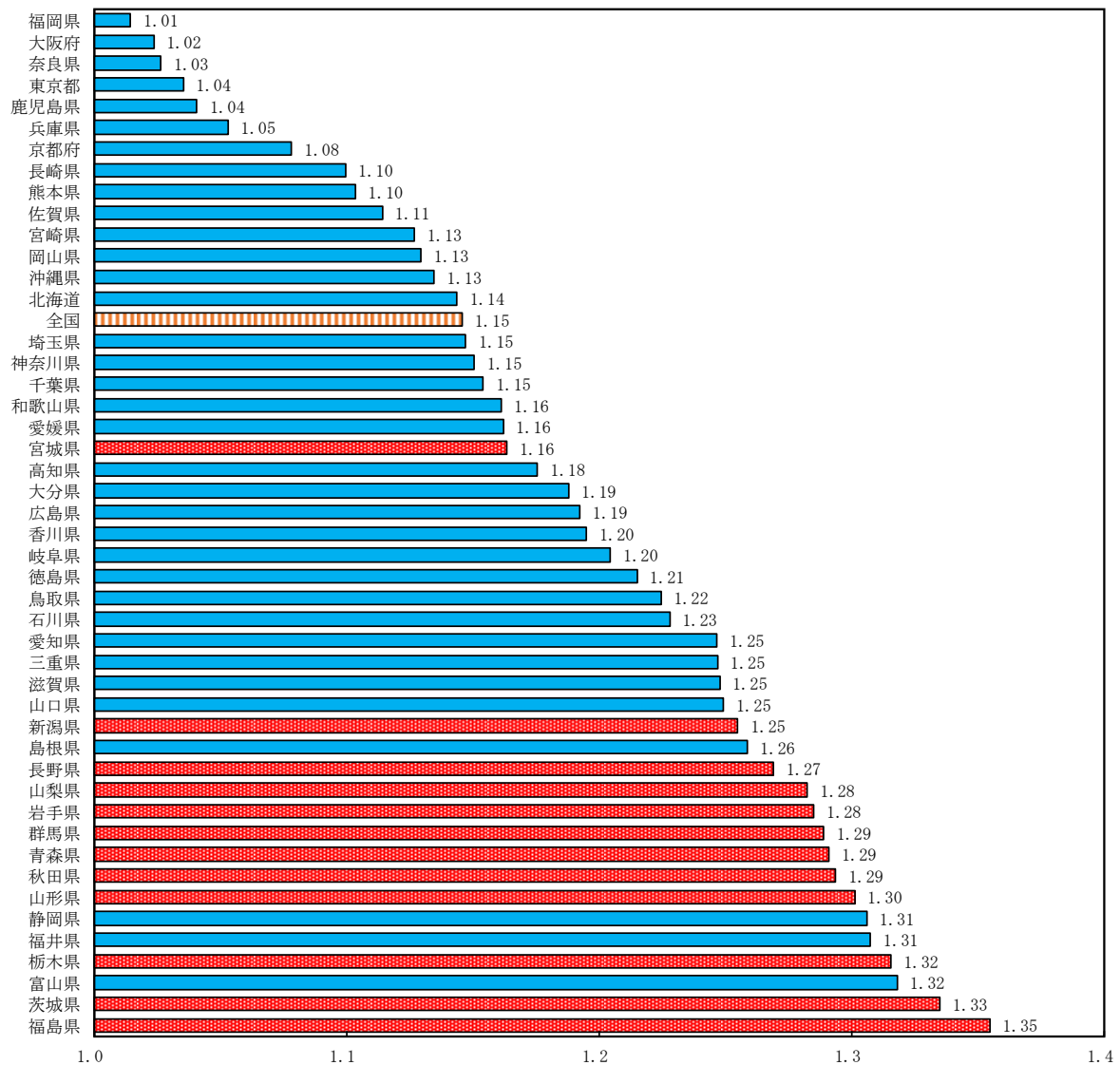
(備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。
2. 東京圏は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県のみ。

このような若い女性の流出の結果として、地方では性別による人口の不均衡という構造的な問題も生じている。20～34歳の未婚者の男女人口比（女性1人に対する男性の人数）を都道府県別にみると、1.2を上回る県は24県、1.3を上回る県は7県あり、特に若い女性の流出が進む北・東日本では相対的に未婚男性の比率が高くなっている（第1-2-13図（1））。未婚者の男女人口比は、若年層では年齢が上がるに連れて高まる傾向にあり、30～34歳では1.6を上回る県が8県にもなり、性別による人口の不均衡はよ

り深刻になっている。（第1-2-13図（2）～（4））。こうした性別による人口の不均衡は、中長期的に地域の少子化・人口減少につながり、地域経済の存立を危ぶませる要因となっている。

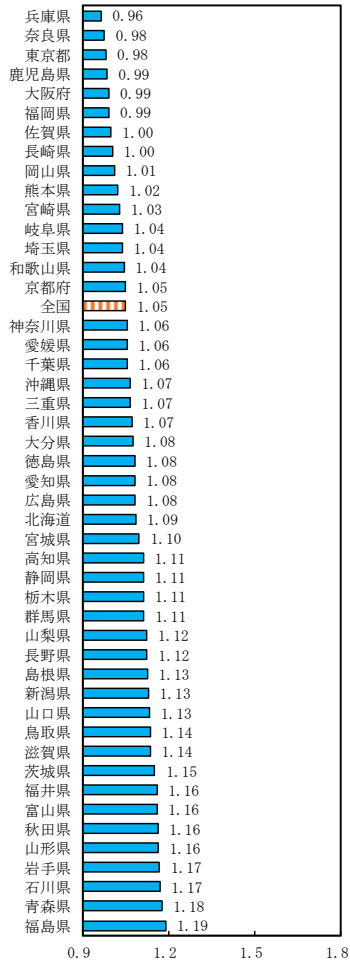
第1-2-13図 未婚者の男女比（女性1に対する男性の数）（2020年）

（1）20～34歳

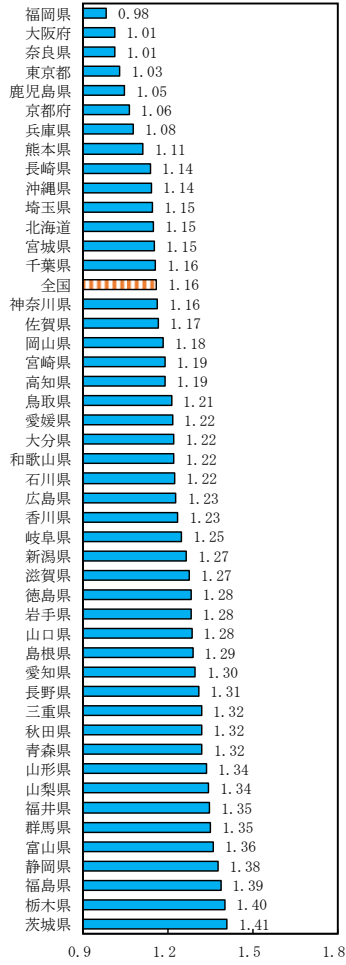


（備考） 1. 総務省「国勢調査」により作成。
 2. 赤色のグラフは、東北、北関東、甲信越の県。

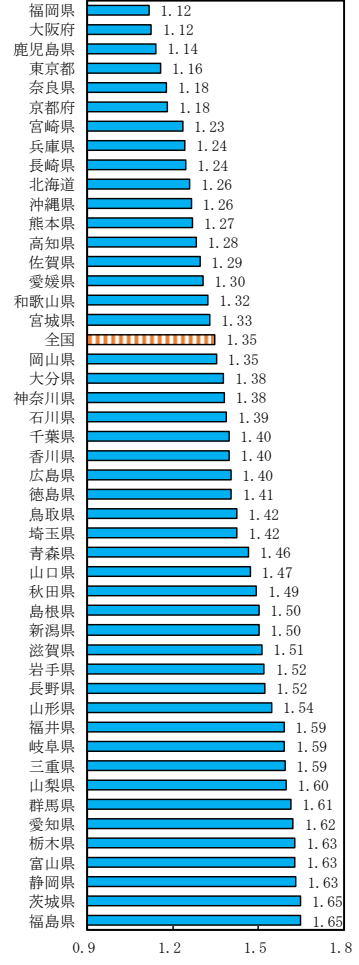
(2) 20~24歳



(3) 25~29歳



(4) 30~34歳

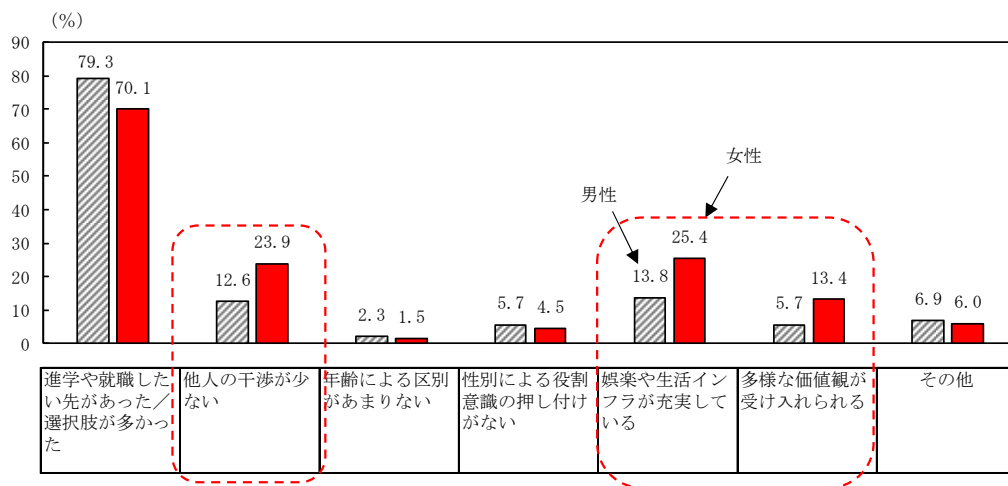


(備考) 総務省「国勢調査」により作成。

（性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が若年女性を流出させる）

このように、地方から東京圏へ女性の流出が続く要因には何が考えられるだろうか。地方から東京圏に移動した人に対するアンケート調査結果をみると、移動した理由に関する設問では、男女に共通して「進学や就職したい先があった/選択肢が多かった」ことを理由に挙げる人が最も多かった。その一方で、女性は「他人の干渉が少ない」、「娯楽や生活インフラが充実している」、「多様な価値観が受け入れられる」という理由を挙げる人が男性より多くなっていた（第1-2-14図（1））。

第1-2-14図 地方から東京圏へ移動した人へのアンケート結果
（1）東京圏へ移動した理由

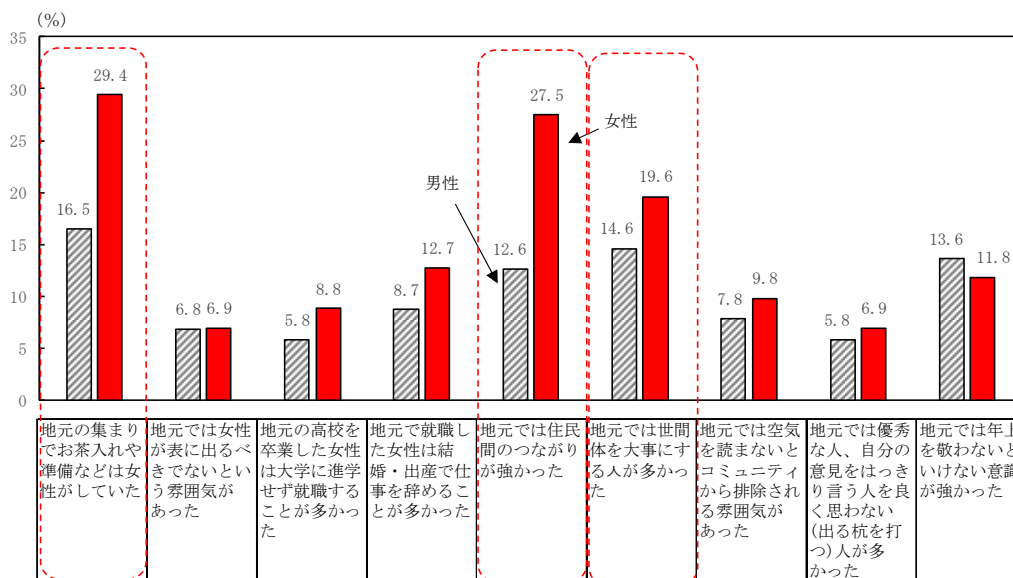


- （備考） 1. 内閣府「令和4年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」により作成。
 2. 地方から東京圏への移動者とは、現在住んでいる都道府県が“東京圏”（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）で、中学入学時に住んでいた都道府県が“地方”（東京圏、愛知県、大阪府、福岡県以外）の者。

また、性別役割の経験に関する設問では、男性と比べて女性は、地方では「地元の集まりでお茶入れや準備などは女性がしていた」、「地元は住民間のつながりが強かった」「地元では世間体を大事にする人が多かった」と感じていた割合が特に高く、「地元で就職した女性は結婚・出産で仕事を辞めることが多かった」の項目でも女性の回答割合が高かった。（第1-2-14図（2））。

第1-2-14図 地方から東京圏へ移動した人へのアンケート結果

(2) 「地方→東京圏」移動者の中学入学時居住地域の特徴（性別役割の経験）



- (備考) 1. 内閣府「令和4年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」により作成。
 2. 地方から東京圏への移動者とは、現在住んでいる都道府県が“東京圏”（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）で、中学入学時に住んでいた都道府県が“地方”（東京圏、愛知県、大阪府、福岡県以外）の者。

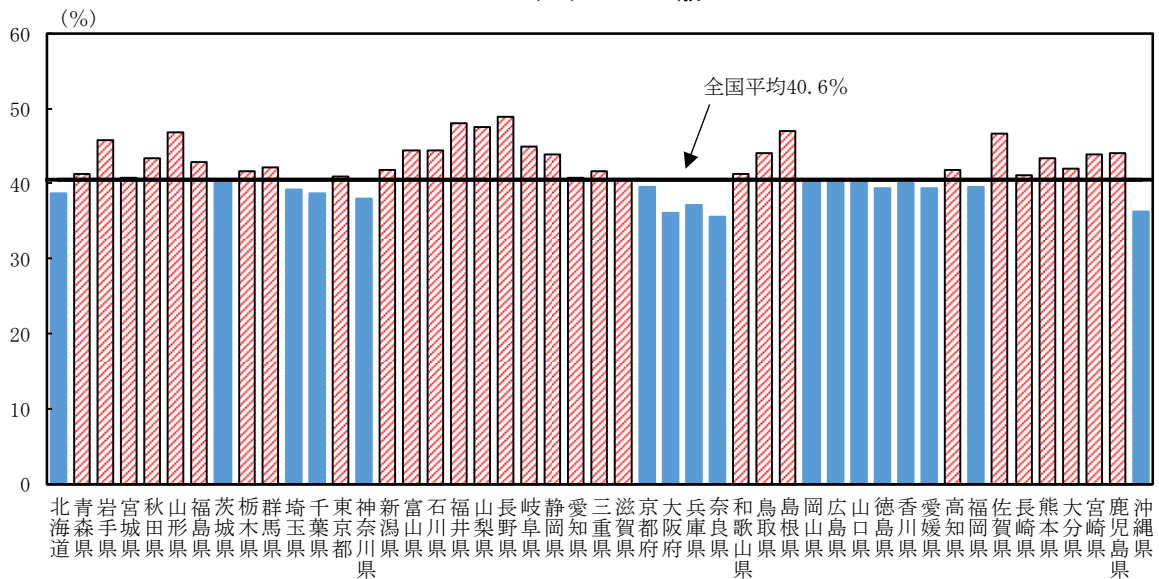
以上のようなデータをみると、男女に共通して若者が東京圏に流出する要因としては、進学先や就職先の選択肢といった経済的な要因が第一に挙げられるが、女性の場合は、集会におけるお茶の準備は女性が行うといったような性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を避け、地域コミュニティのつながりの強さや世間体を重視する生活を好まず、多様な価値観が受け入れられる都市部を選好しているということが考えられる。地域に魅力ある進学先や就職先を創り出すことに加え、こうしたアンコンシャス・バイアスを払拭し、女性が活躍できる環境を整備していくことも、若い女性の東京圏への流出に歯止めをかける上で重要な取組といえる。

(高齢者の労働参加率には健康状態と雇用者の継続雇用が影響)

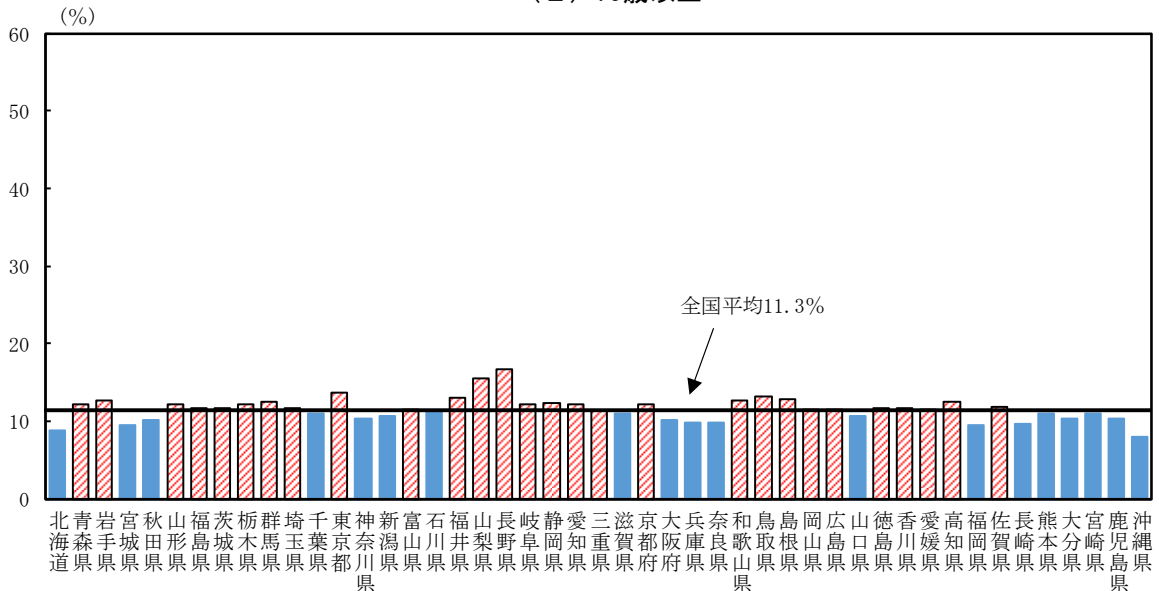
最後に、高齢者の労働参加に関する供給サイドの課題をみていきたい。2012年以降の景気回復局面で、高齢者（65歳以上）の労働参加率もマクロで見れば上昇してきたが、都道府県別にみると、近畿地方の大阪府、兵庫県、奈良県で65～74歳の労働参加率が低くなっているなど地域差が存在している（第1-2-15図）。

第1-2-15図 都道府県別の高齢者の労働参加率（2020年）

(1) 65～74歳



(2) 75歳以上

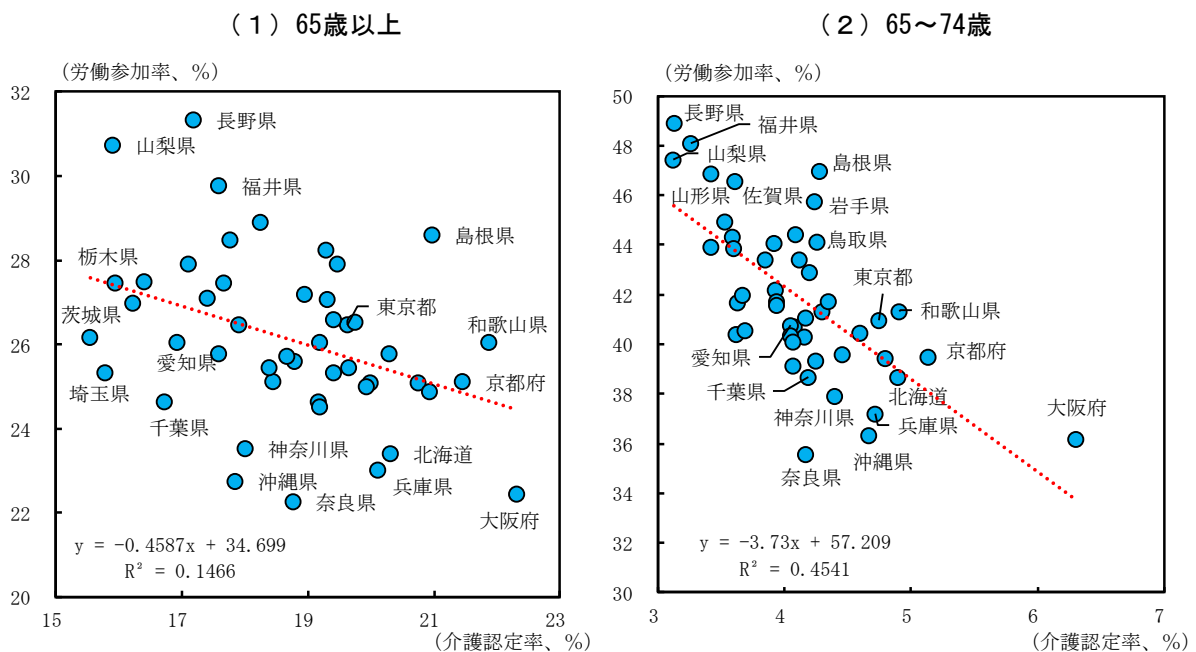


(備考) 1. 総務省「国勢調査」により作成。
 2. 斜線のグラフは、全国平均を上回っている都県。

そこで、高齢者の労働参加に地域差が生じている要因について探っていきたい。

一つ目の要因は健康との関係である。高齢者の代表的な健康指標である介護認定率と労働参加率の関係性をみると、介護認定率が上昇すると労働参加率が低下する負の相関関係が観察され、比較的年齢の低い65～74歳ではその傾向がより強く現れる。こうした関係性について地域別の特徴をみると、近畿地方は相対的に介護認定率が高い傾向にあり、高齢者の労働参加率も低くなっている関係にあることが分かる（第1-2-16図）。

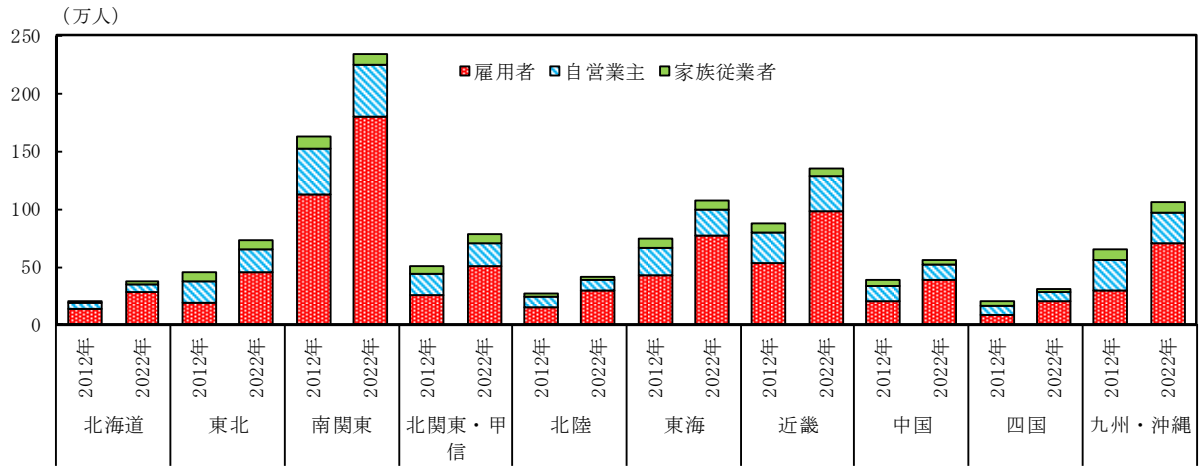
第1-2-16図 高齢者の労働参加率と介護認定率の関係（2020年）



(備考) 1. 総務省「国勢調査」、厚生労働省「介護保険事業状況報告」により作成。
2. 介護認定率は、「認定者数(第1号) / 第1号被保険者数」により算出。

二つ目は、雇用者としての働き方との関係である。高齢者（65歳以上）の就業者の従業上の地位を10年前と比較すると、自営・家族従業者の数は各地域とも10年前と大きく変わらないものの、雇用者数は各地域とも2倍近く増えていることがわかる（図1-2-17図）。

第1-2-17図 高齢者（65歳以上）就業者の従業上の地位（2012年と2022年の比較）

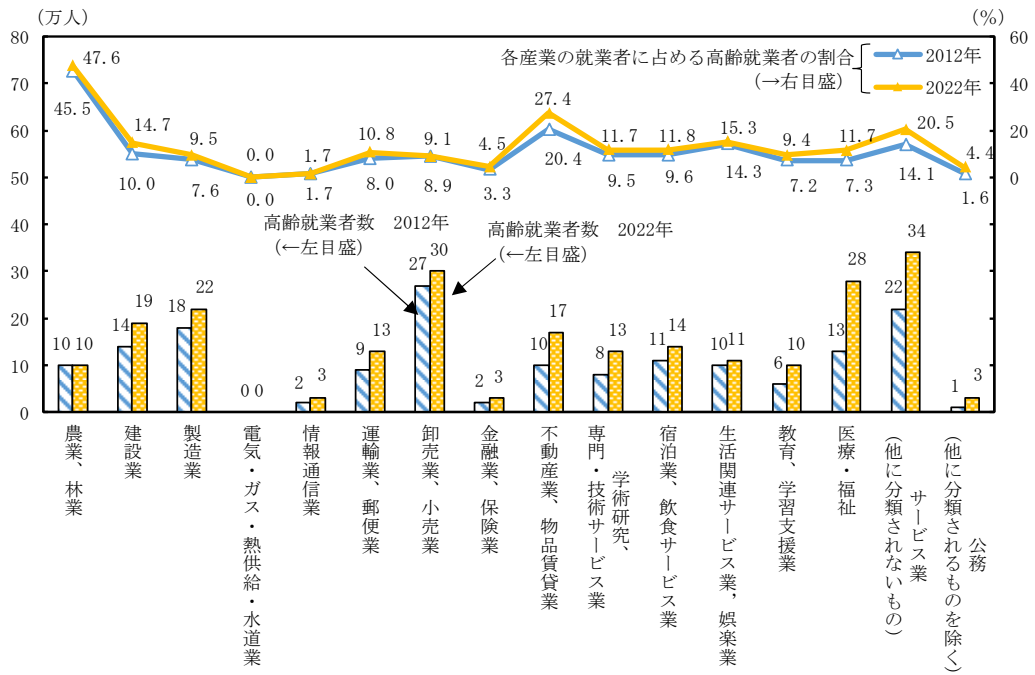


（備考）総務省「労働力調査」により作成。

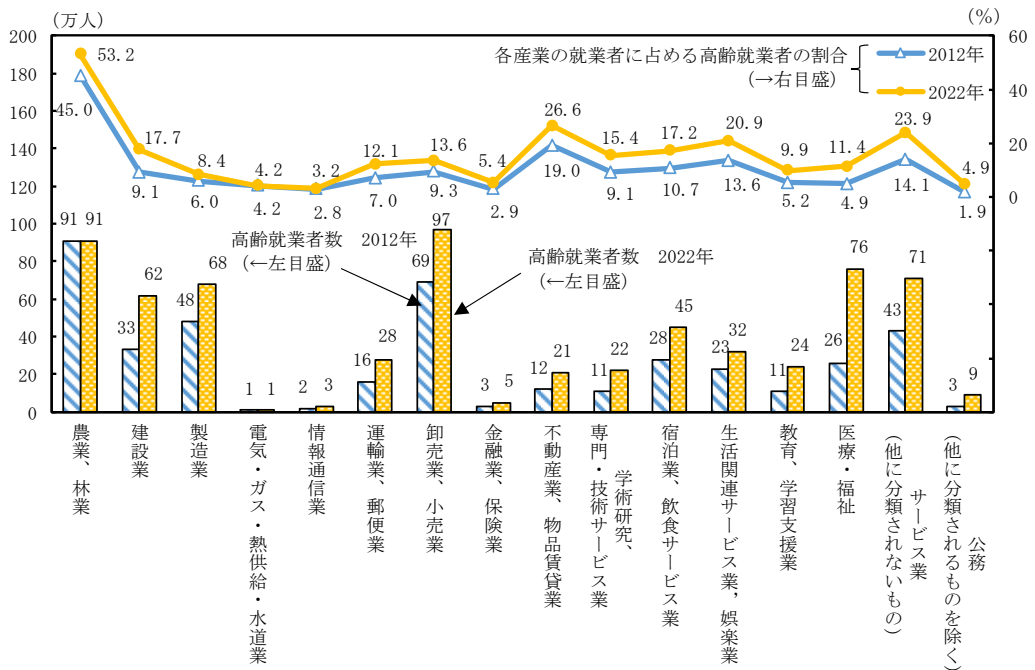
産業別に高齢者（65歳以上）の就業者数について、10年前からの変化をみると（第1-2-18図）、東京圏及び東京圏以外の地域ともに、農業・林業の就業者数に変化はないが、建設業、製造業、卸・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉といった産業で就業者が増加している。また、各産業の就業者数に占める65歳以上の就業者の割合の10年前からの変化をみると、東京圏以外の地域の方が卸・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉といったサービス分野でのシェアが高まっている。

第1-2-18図 産業別にみた高齢者（65歳以上）の就業者数（2012年と2022年の比較）

(1) 東京圏



(2) 東京圏以外の地域



(備考)総務省「労働力調査」により作成。

このように近年の高齢就業者数の増加は、雇用者の増加が中心となっており、高齢者の労働参加率が高まるかどうかは、現役時代に雇用者として働いていた者が、いかに引き続き労働市場に参加できるかが重要となる¹¹。

雇用者の継続雇用に関する制度をみると、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」では、事業主に対して、65歳までの雇用機会を確保するため、高年齢者雇用確保措置（〔1〕65歳までの定年引上げ、〔2〕65歳までの継続雇用制度の導入、〔3〕定年廃止）のいずれかを講ずることが義務付けられており、現在、ほぼ全ての企業で実施済みとなっている。また、2021年4月から改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までを対象として、企業に「定年制の廃止」、「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用措置等を講じる努力義務が課されるようになった。こうした定年の廃止・引上げを含めた継続雇用には、現役時からの雇用形態をある程度維持し、長年培ってきた経験や高いスキルを活かしながら、モチベーションを維持して働くことを可能にし、高齢者の労働参加意欲を高める効果があると考えられる。

¹¹ 内閣府（2016）によると、高齢者の年齢階層別（5歳刻み）の労働参加率は、加齢に伴って低下していく傾向があり、その傾きに地域差がなく、70歳時点での労働参加率を高めるためには、60代前半の労働参加率を高めることが重要であることが指摘されている。

2. 労働需要サイドの構造的課題整理

(地方では介護分野の恒常的な雇用増加が宿泊・飲食サービス業の雇用回復の制約要因に)

これまで労働力の増加余地や、女性・高齢者の労働参加を抑制する要因を地域別に確認してきたが、ここからは、労働需要側の課題を分析する。最初に、前回の景気拡張局面以降、産業別に就業者数がどのように変化してきたかを確認したい。

2012年、2019年、2022年、2023年7—9月期(直近)の4時点で産業別就業者数(全国計)の変化をみると「宿泊・飲食サービス」、「情報通信」、「医療・福祉」で特徴的な変化がみられる(第1-2-19表)。

- ・ 足下で人手不足感が強まっている「宿泊・飲食サービス」については、2012年から2019年にかけてインバウンド需要の拡大等もあり、男女ともに就業者数が大きく増加していたが、感染症拡大後は需要の減少に応じる形で就業者数も減少に転じている。2023年に入ると、男女ともに「宿泊・飲食サービス」の就業者数は増加に転じたが、女性に関しては感染症拡大後に減少した就業者数を取り戻すには至っていない。
- ・ 「情報通信」、「医療・福祉」については、感染症拡大下でも就業者数の増加基調が継続していたが、足下では女性の「医療・福祉」の就業者数の増加がやや鈍化している。

第1-2-19表 産業別就業者数の変化(全国計)

(1) 男性

| | 総数 | 製造業 | 建設業 | 情報通信 | 運輸・郵便 | 卸・小売業 | 宿泊・飲食サービス | 生活関連サービス・娯楽業 | 医療・福祉 | その他 |
|-----------------|-------|------|------|------|-------|-------|-----------|--------------|-------|-------|
| ①2012年(万人) | 3,622 | 729 | 433 | 140 | 280 | 519 | 145 | 99 | 176 | 1,101 |
| ②2019年(万人) | 3,744 | 747 | 416 | 164 | 274 | 509 | 158 | 96 | 210 | 1,170 |
| ③2022年(万人) | 3,699 | 732 | 394 | 195 | 274 | 497 | 145 | 89 | 227 | 1,146 |
| ④2023年7—9月期(万人) | 3,714 | 726 | 399 | 197 | 267 | 505 | 161 | 87 | 232 | 1,140 |
| ②-①(万人) | 122 | 18 | △ 17 | 24 | △ 6 | △ 10 | 13 | △ 3 | 34 | 69 |
| ③-②(万人) | △ 45 | △ 15 | △ 22 | 31 | 0 | △ 12 | △ 13 | △ 7 | 17 | △ 24 |
| ④-③(万人) | 15 | △ 6 | 5 | 2 | △ 7 | 8 | 16 | △ 2 | 5 | △ 6 |

(2) 女性

| | 総数 | 製造業 | 建設業 | 情報通信 | 運輸・郵便 | 卸・小売業 | 宿泊・飲食サービス | 生活関連サービス・娯楽業 | 医療・福祉 | その他 |
|-----------------|-------|-----|-----|------|-------|-------|-----------|--------------|-------|-----|
| ①2012年(万人) | 2,658 | 305 | 70 | 49 | 60 | 525 | 231 | 140 | 532 | 746 |
| ②2019年(万人) | 3,005 | 321 | 84 | 66 | 74 | 554 | 263 | 146 | 639 | 858 |
| ③2022年(万人) | 3,024 | 312 | 85 | 77 | 77 | 547 | 236 | 136 | 680 | 874 |
| ④2023年7—9月期(万人) | 3,063 | 316 | 86 | 83 | 79 | 551 | 247 | 144 | 679 | 878 |
| ②-①(万人) | 347 | 16 | 14 | 17 | 14 | 29 | 32 | 6 | 107 | 112 |
| ③-②(万人) | 19 | △ 9 | 1 | 11 | 3 | △ 7 | △ 27 | △ 10 | 41 | 16 |
| ④-③(万人) | 39 | 4 | 1 | 6 | 2 | 4 | 11 | 8 | △ 1 | 4 |

(備考) 総務省「労働力調査」により作成。

産業別就業者数の変化を地域別に分解してみると、「情報通信」の就業者数の増加は大部分が「南関東」となっている一方、「医療・福祉」の就業者数の増加と「宿泊・飲食サービス」の就業者数の変化は全国的に生じている（第1-2-20図）。

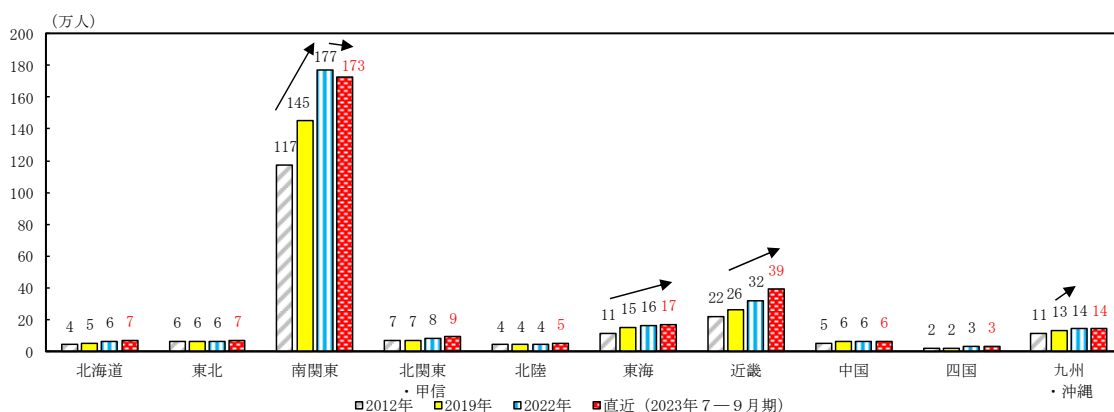
こうした推移をみると、2012年以降の景気拡張局面では、女性・高齢者の労働参加が進み雇用は拡大したが、その増加の多くが「宿泊・飲食サービス」と「医療・福祉」で生じており、「情報通信」の就業者数増加が生じていない「南関東」以外の地域ではよりその傾向が強かったことが分かる。

感染症拡大後は、外出自粛やインバウンド需要の減少により、「宿泊・飲食サービス」の就業者数は多くの地域で減少に転じた。足下の動向をみると、コロナ前の水準に就業者数が戻っているのは「南関東」、「九州・沖縄」等だけであり、「北海道」、「東北」、「東海」、「近畿」といった地域では就業者数が元に戻っていないなかで、人流の回復に伴う「宿泊・飲食サービス」等の需要増加が進み、人手不足感が強まったと考えられる。

「医療・福祉」分野については、高齢化の進展により介護サービス需要が恒常的に増加しており（第1-2-21図）、全国的に就業者数は増加が継続若しくは高止まりしている。特に地方では、都市部への人口流出に加え、こうした「医療・福祉」分野が、コロナ禍で一定の雇用を吸収したことから、「宿泊・飲食サービス」における需要回復への対応に必要な就業者確保の動きを圧迫する一因となっている。

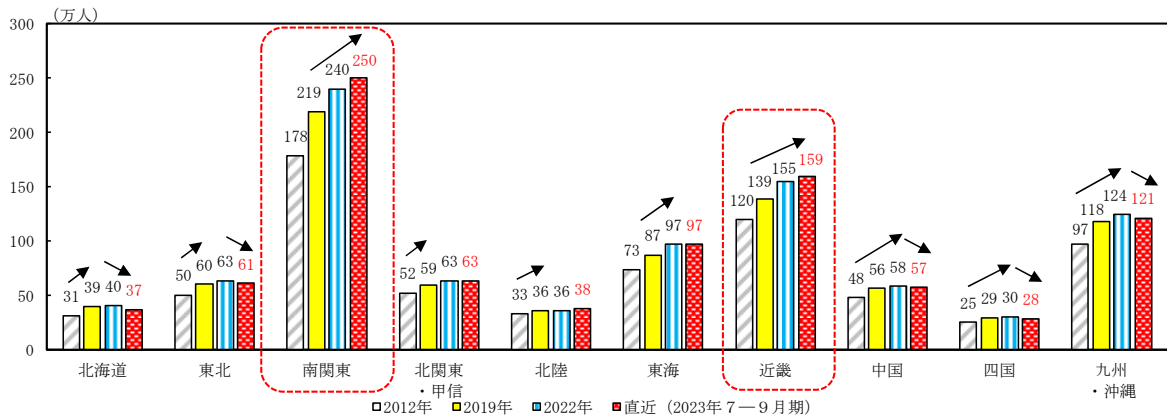
第1-2-20図 産業ごとの就業者数の変化（男女計・地域別）

(1) 情報通信



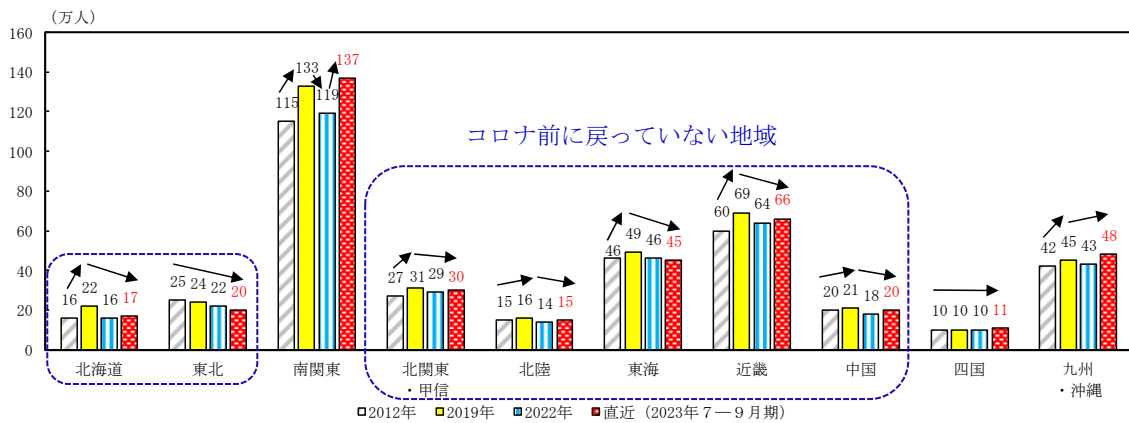
| | 北海道 | 東北 | 南関東 | 北関東・甲信 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州・沖縄 |
|-----------------|-----|----|-----|--------|----|----|----|----|----|-------|
| ①2012年(万人) | 4 | 6 | 117 | 7 | 4 | 11 | 22 | 5 | 2 | 11 |
| ②2019年(万人) | 5 | 6 | 145 | 7 | 4 | 15 | 26 | 6 | 2 | 13 |
| ③2022年(万人) | 6 | 6 | 177 | 8 | 4 | 16 | 32 | 6 | 3 | 14 |
| ④2023年7-9月期(万人) | 7 | 7 | 173 | 9 | 5 | 17 | 39 | 6 | 3 | 14 |
| ②-①(万人) | 1 | 0 | 28 | 0 | 0 | 4 | 4 | 1 | 0 | 2 |
| ③-②(万人) | 1 | 0 | 32 | 1 | 0 | 1 | 6 | 0 | 1 | 1 |
| ④-③(万人) | 1 | 1 | △4 | 1 | 1 | 1 | 7 | 0 | 0 | 0 |

(2) 医療・福祉



| | 北海道 | 東北 | 南関東 | 北関東・甲信 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州・沖縄 |
|-----------------|-----|----|-----|--------|----|----|-----|----|----|-------|
| ①2012年(万人) | 31 | 50 | 178 | 52 | 33 | 73 | 120 | 48 | 25 | 97 |
| ②2019年(万人) | 39 | 60 | 219 | 59 | 36 | 87 | 139 | 56 | 29 | 118 |
| ③2022年(万人) | 40 | 63 | 240 | 63 | 36 | 97 | 155 | 58 | 30 | 124 |
| ④2023年7—9月期(万人) | 37 | 61 | 250 | 63 | 38 | 97 | 159 | 57 | 28 | 121 |
| ②-①(万人) | 8 | 10 | 41 | 7 | 3 | 14 | 19 | 8 | 4 | 21 |
| ③-②(万人) | 1 | 3 | 21 | 4 | 0 | 10 | 16 | 2 | 1 | 6 |
| ④-③(万人) | △3 | △2 | 10 | 0 | 2 | 0 | 4 | △1 | △2 | △3 |

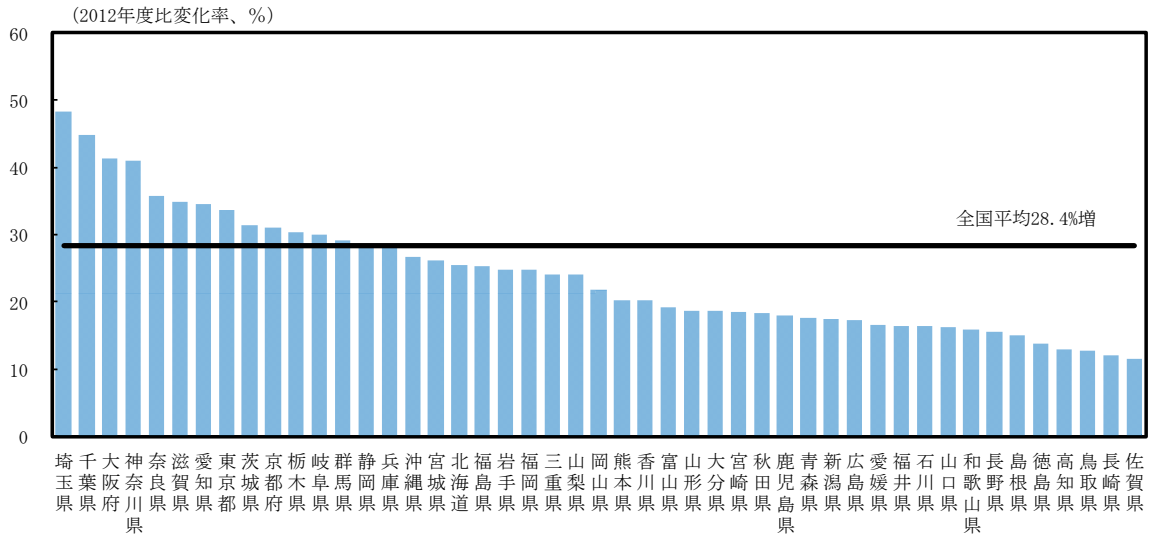
(3) 宿泊・飲食サービス



| | 北海道 | 東北 | 南関東 | 北関東・甲信 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州・沖縄 |
|-----------------|-----|----|-----|--------|----|----|----|----|----|-------|
| ①2012年(万人) | 16 | 25 | 115 | 27 | 15 | 46 | 60 | 20 | 10 | 42 |
| ②2019年(万人) | 22 | 24 | 133 | 31 | 16 | 49 | 69 | 21 | 10 | 45 |
| ③2022年(万人) | 16 | 22 | 119 | 29 | 14 | 46 | 64 | 18 | 10 | 43 |
| ④2023年7—9月期(万人) | 17 | 20 | 137 | 30 | 15 | 45 | 66 | 20 | 11 | 48 |
| ②-①(万人) | 6 | △1 | 18 | 4 | 1 | 3 | 9 | 1 | 0 | 3 |
| ③-②(万人) | △6 | △2 | △14 | △2 | △2 | △3 | △5 | △3 | 0 | △2 |
| ④-③(万人) | 1 | △2 | 18 | 1 | 1 | △1 | 2 | 2 | 1 | 5 |

(備考) 総務省「労働力調査」により作成。

第1-2-21図 介護保険給付支払額の変化（都道府県別、2012年→2020年変化率）



（都市部以外の就業者数増加は女性の医療・福祉分野が中心）

続いて、都市規模によって就業者数増加にどのような違いがあるか、「国勢調査」のデータから、男女別に「東京都特別区」、「政令指定都市」、「それ以外の地域」に分けて、2015年から2020年にかけての就業者数増加を産業別に分解した結果を確認したい。

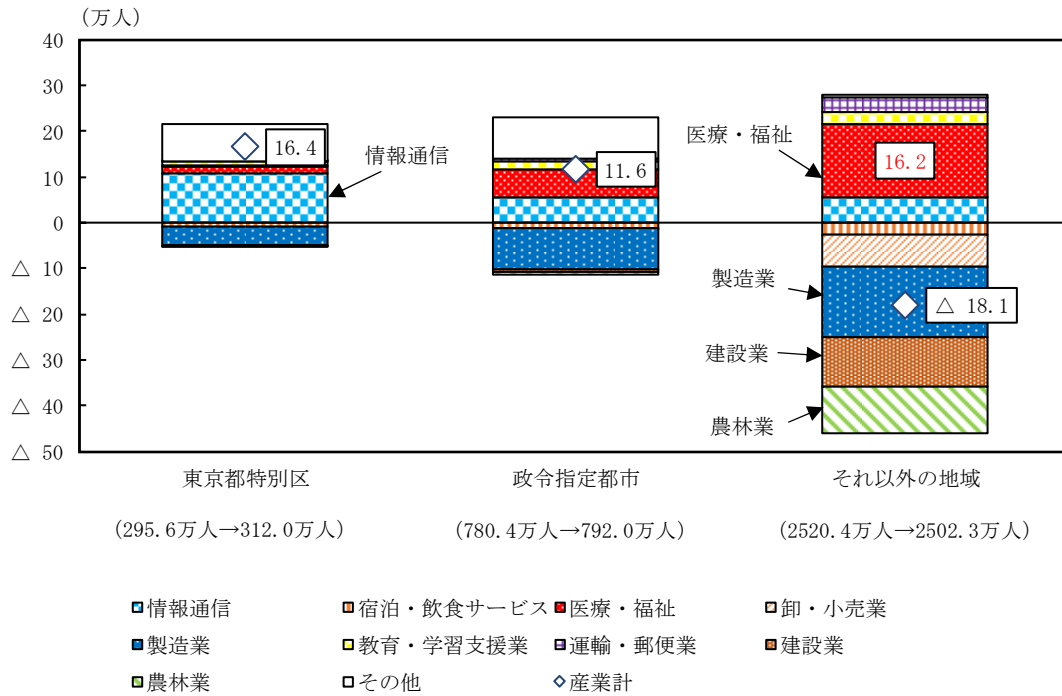
まず、男性の結果（第1-2-22図（1））をみると、東京都特別区では、16.4万人の就業者数増加があったが、その大半は「情報通信業」でみられた。一方で、東京都特別区と政令指定都市以外の地域では、「医療・福祉」の就業者数増加はあったものの、「製造業」、「建設業」、「農林業」の就業者数が減少し、男性の就業者数は全産業で18.1万人減少した。

次に、女性の結果（第1-2-22図（2））をみると、東京都特別区と政令指定都市以外の地域での就業者数増加が79.4万人と顕著であった。その内訳をみると、「医療・福祉」が40.6万人、「教育・学習支援」が13.3万人となっており、都市規模の小さい地域では就業者数増加の半分以上は女性の「医療・福祉」分野でみられることが分かる。

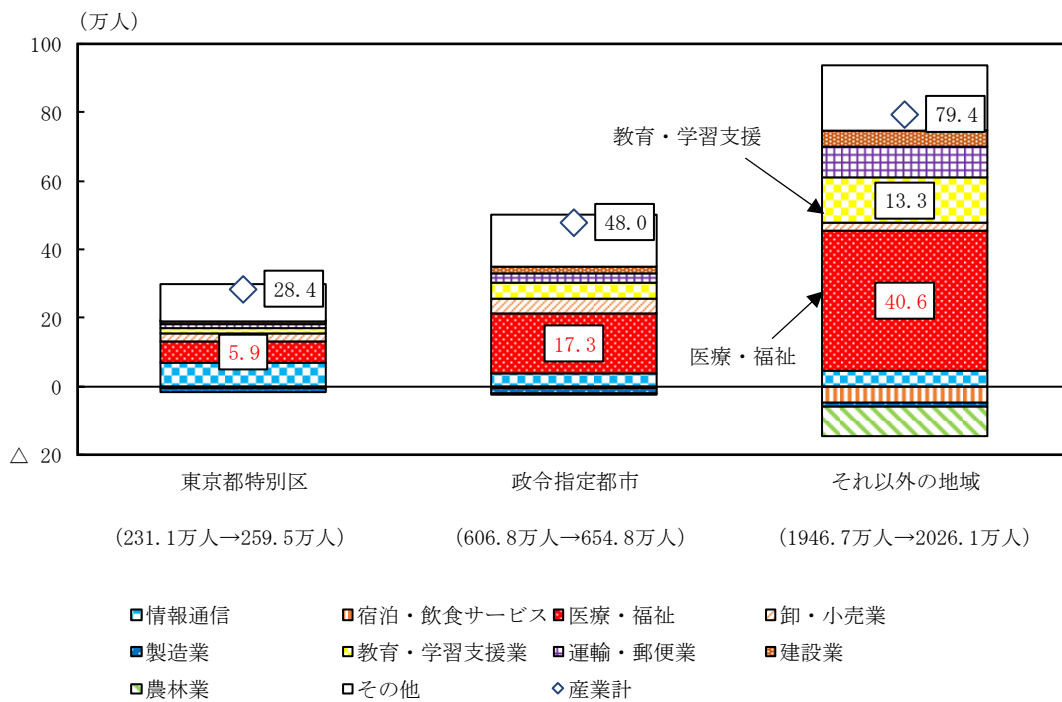
このように、地方では女性の労働供給量の増加に対して「医療・福祉」分野の雇用吸収力が非常に強いという構造的な姿がより鮮明に浮かび上がってくる。

第1-2-22図 2015年から2020年にかけての就業者数増の産業別内訳

(1) 男性



(2) 女性



(備考) 1. 総務省「国勢調査」により作成。
2. 時系列的な整合性をとるため、不詳補完結果(参考表)の値より作成。

(宿泊・飲食サービス業、医療・福祉分野ともに労働生産性向上が課題)

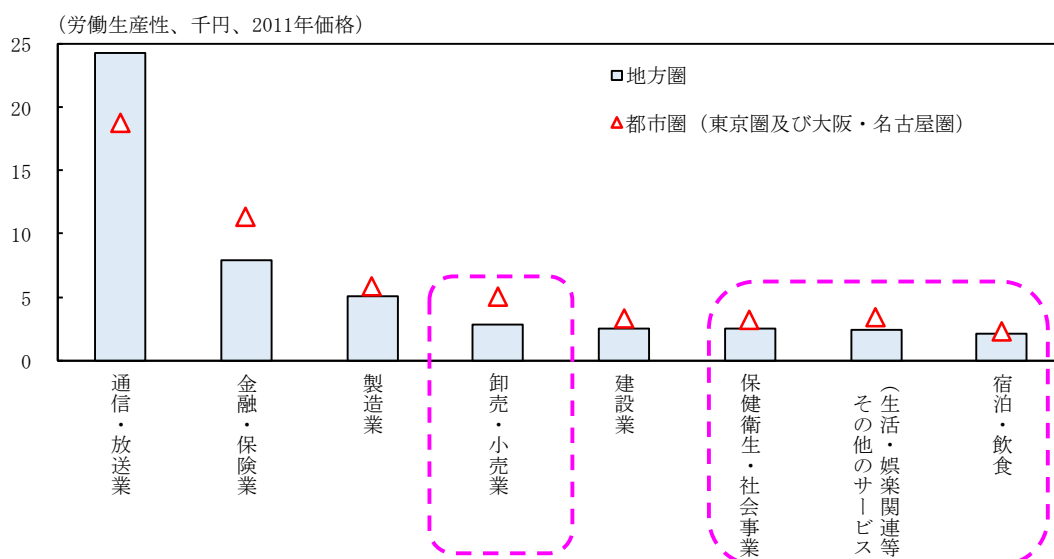
ここまで、前回の景気回復局面以降の需要の増加に対して、「宿泊・飲食サービス」と「医療・福祉」分野で就業者数が増加してきたことを確認したが、この間、これら産業の労働生産性がどう変化していたか分析を進めたい。

宿泊・飲食サービスや介護サービスの業種では、需要（消費）の高まりに応じて労働生産性が（接客頻度・人員稼働率が高まることで）自然と高まる面が一定程度はある。しかし、稼働率が持続可能な水準を超えても労働投入を増加させることが難しい場合には、企業（供給サイド）は追加的な需要増加に対して資本装備率向上（ICT化等）や業務効率化等で労働生産性を向上させていくことが求められる。

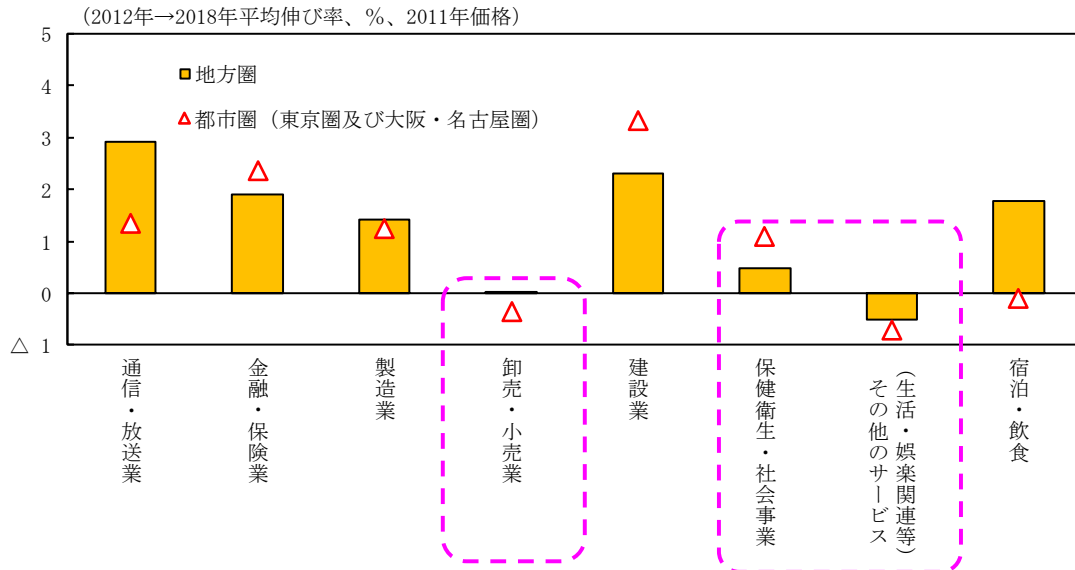
地域別に労働生産性のデータが入手可能な「都道府県別産業生産性（R-JIP）データベース2021」から、最新の推計値でありコロナ禍の影響がない2018年の労働生産性を業種別に確認すると、「宿泊・飲食サービス」、「その他のサービス（生活・娯楽関連等）」、「保健衛生・社会事業分野（医療・福祉分野）」といった主に人対人で行うサービス業種の労働生産性水準は他の業種に比べ低いことがわかる（第1-2-23図（1））。2012年から2018年の平均伸び率で見ると、地方圏の「宿泊・飲食サービス」では需要の高まりに応じた生産性向上がみられるものの、「卸・小売」、「その他のサービス（生活・娯楽関連等）」、「保健衛生・社会事業」の生産性の伸びは、「通信・放送業」、「金融・保険業」、「製造業」、「建設業」と比べると総じて低くなっている（第1-2-23図（2））。

第1-2-23図 業種別労働生産性（実質）

(1) 水準（2018年）



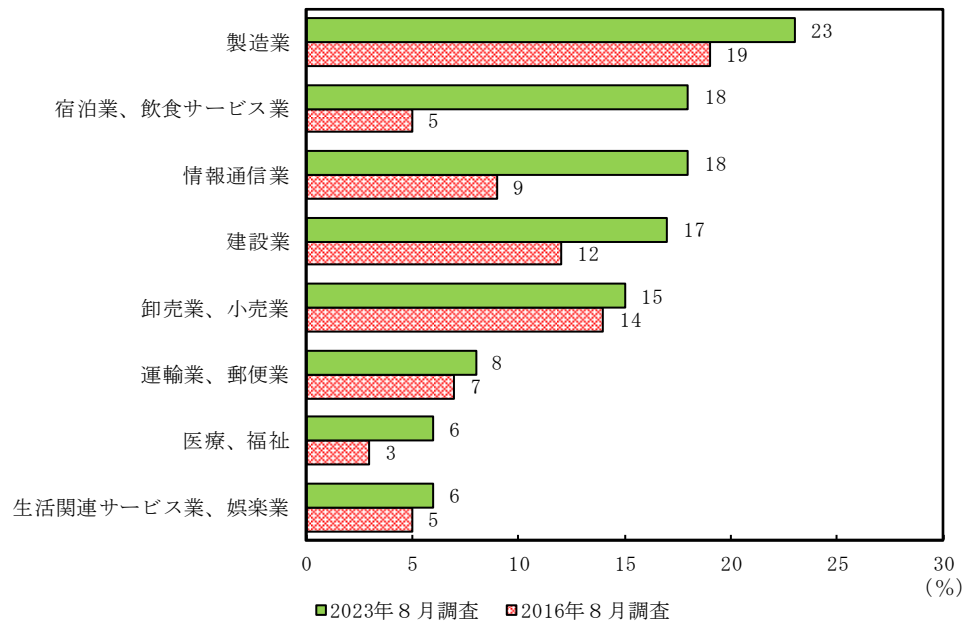
(2) 伸び率 (2012年→2018年平均)



(備考) 1. 経済産業研究所「R-JIPデータベース2021」により作成。労働生産性はマンパワーベース。
 2. 東京圏は東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県、大阪・名古屋圏は大阪府・京都府・兵庫県・愛知県、地方圏はそれ以外の地域を表す。

「宿泊・飲食サービス」、「その他のサービス（生活・娯楽関連等）」といったサービス業と「保健衛生・社会事業分野（医療・福祉分野）」は、需要増加に対して、上述のとおり就業者数を増加させ労働投入量を増加させることで対応を進めてきた。人手不足感が強まっている足下では徐々に省力化投資は意識されつつあるものの、前回の景気回復局面において十分な省人化投資や業務改革を伴わず、労働生産性の伸びが低迷した（第1-2-24図）。そのため、感染症からの需要回復局面で、労働供給制約に直面し、需要に対応可能な労働投入量を確保することができなくなった地域から人手不足感が強まっていると考えられる。今後、必要な投資や業務効率化を進め、労働生産性の向上を図ることが急務となっている。

第1-2-24図 省力化投資等に取り組んだ企業の割合
(2023年8月調査、2016年8月調査)



(備考) 1. 厚生労働省「労働経済動向調査」により作成。
2. 労働者不足に対処した事業所のうち、省力化投資による生産性の向上・外注化・下請化等に取り組んだ事業所の割合。

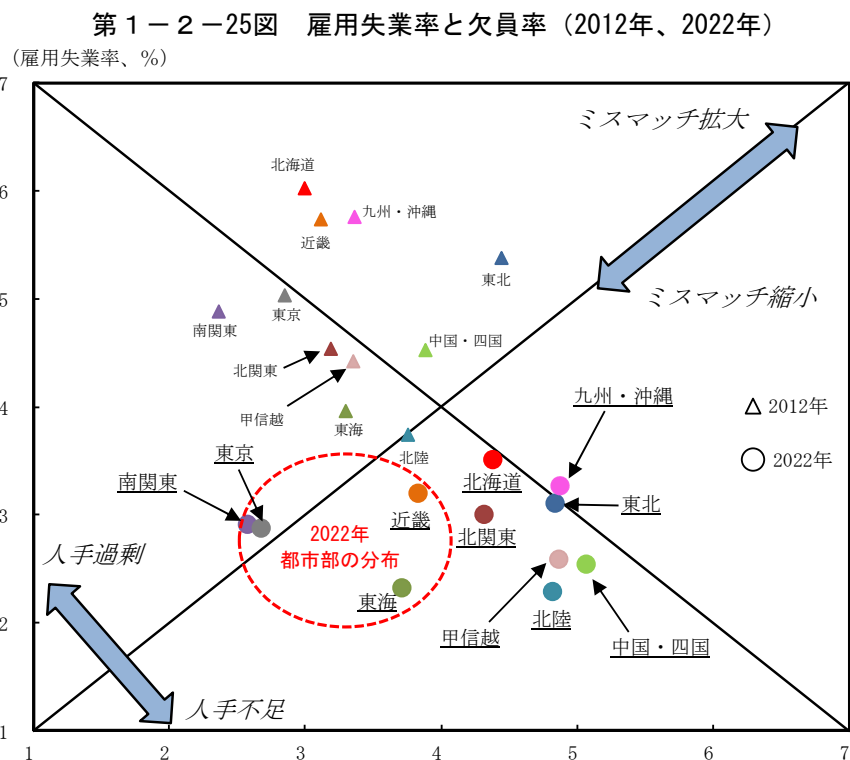
3. ミスマッチの構造的課題整理

(地方ではミスマッチの度合いが高く、雇用条件と働き方に柔軟性が欠けることが課題)

本節最後に、労働者と企業（採用側）のミスマッチの課題についても検討したい。

まず、労働者側の失業と企業側の欠員がどの程度併存しているかをみることで（UV分析）、地域別にミスマッチの状況がどのように異なり、どのように変化してきているかを確認したい（第1-2-25図）。景気循環において景気が良くなると企業は雇用を拡大する一方、労働者は順次雇用されていくため、欠員率と失業率は右下がりの関係となる。ミスマッチの度合いが高く、失業と欠員が多く併存している場合、その関係は右上方向に位置することとなる。

2012年と2022年の各地域の動向をみると、ほとんどの地域で失業率の低下とともに欠員率の上昇がみられ、人手不足の度合いが高まっていた（図の左上から右下への動き）。ミスマッチの地域差をみると、大都市圏を擁する「南関東」や「東海」は図の左下に位置しミスマッチの度合いが相対的に低いのに対し、「北海道」、「東北」や「九州・沖縄」は図の右上に位置し、ミスマッチ度合いが相対的に高いことが分かる。



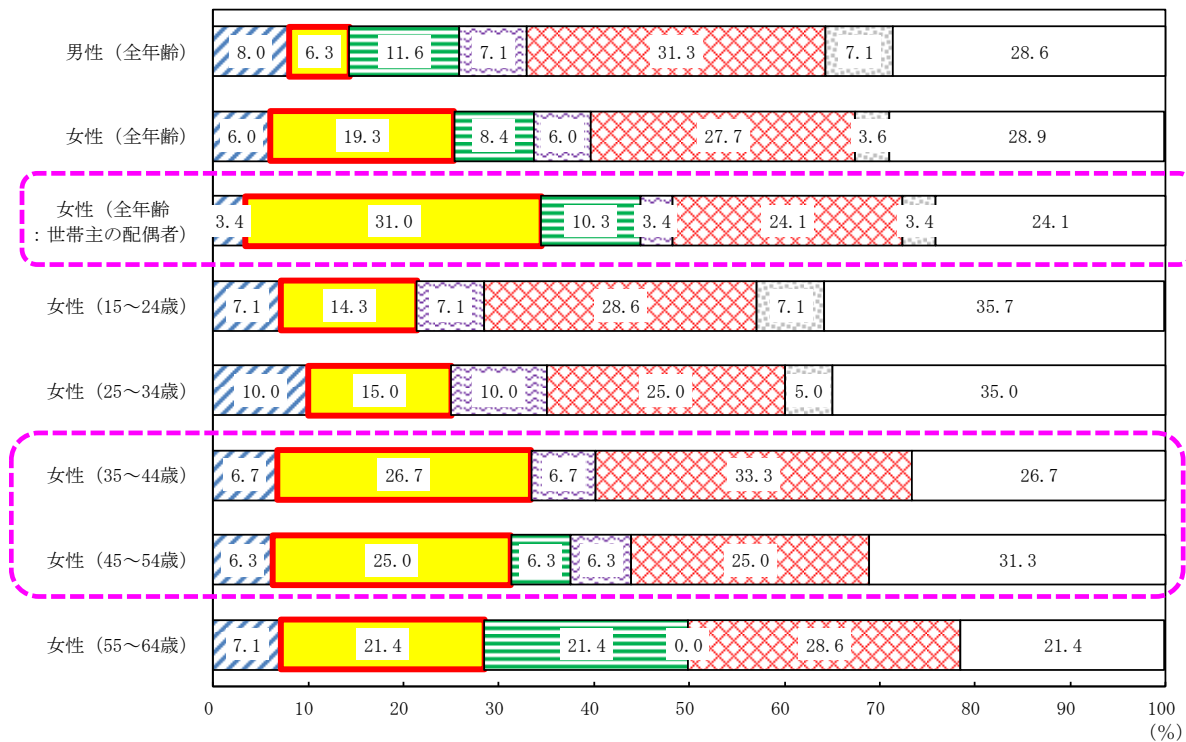
- (備考)
1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。（欠員率、%）
 2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した就業者数、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
 3. 東京は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した就業者数、完全失業者の都県別シェアを同調査公表値に乗じることで人数を計算し、内閣府にて作成。
 4. 欠員率 = (有効求人数 - 就職件数) / (有効求人数 - 就職件数 + 非農林雇用者数)
 5. 雇用失業率 = 完全失業者数 / (非農林雇用者数 + 完全失業者数)
 6. 有効求人数は就業地ベース。

続いて、ミスマッチが生じる要因について、「労働力調査」の失業者が仕事につけない理由に関する調査結果を性別にみると（第1-2-26図）、男女ともに「希望する種類・内容の仕事がない」と回答した割合が最も高い。性別による違いに着目すると、男性に比べ女性は「勤務時間・休日などが希望とあわない」ことを理由に仕事につかない人の割合が高い傾向がある。この傾向は、

- ・ 世帯主との関係でみた場合、「世帯主の配偶者の女性」、
- ・ 年齢階層別でみた場合、「35～54歳の女性」、

で顕著に現れている。こうした層の女性の就業にあたっては、子育てや介護と仕事の両立が可能な勤務環境が求められていることが推察される。企業側の求人条件において、こうした女性の就労希望条件に応じてきめ細かく、柔軟に対応することが重要である。

第1-2-26図 失業者が仕事につけない理由（2022年）



- 賃金・給料が希望とあわない
- 勤務時間・休日などが希望とあわない
- 求人の年齢と自分の年齢とがあわない
- 自分の技術や技能が求人要件に満たない
- 希望する種類・内容の仕事がない
- 条件にこだわらないが仕事がない
- その他

（備考）総務省「労働力調査」により作成。

（３）地域の人手不足問題の解消に向けて

前節では、人手不足問題を解決するためには、労働力の増加余地の存在、宿泊・飲食サービス業と医療・福祉分野の生産性低迷、雇用条件と働き方に柔軟性が欠けることによるミスマッチの発生という３つの課題に対処することが必要との整理を行った。本節では、こうした課題解決に向けた方策について検討を進めたい。

1. 労働供給サイドの課題解決に向けた方策

（「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりの後押しと社会保険制度の見直し）

人手不足問題を解決する方策の一つは、いわゆる「年収の壁」を理由とした就業調整の存在を是正することである。

いわゆる「年収の壁」への当面の対応として取りまとめられた「年収の壁・支援強化パッケージ¹²」では、「106万円の壁への対応」として、新たに創設したキャリアアップ助成金のコースにより、短時間労働者が新たに被用者保険の適用対象となる際に、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、一定期間助成（労働者1人当たり最大50万円）を行うこと等が決定された。事業主に支給される助成金が、社会保障負担の緩和につながり労働者の所得向上を後押しするほか、「年収の壁」を意識せず労働時間を延ばす環境づくりの後押しになることが期待される。

また、「年収の壁」については、被用者保険の適用拡大とともに、次期年金制度改正に向けた議論のなかで制度の見直しに取り組むこととされている。我が国の社会保障制度・税制は昭和の時代に形作られたが、令和の時代を迎え、女性の人生や家族の姿は多様化している。離婚件数が増加し、未婚率も上昇した結果、昭和の時代には9割が50歳時点で配偶者がいたが、令和の時代には3割が配偶者のいない状態となっている。一方で、現在の制度は、配偶状況によって取扱を変えるため、本人の就労だけではなく配偶状況によって格差が生じており、先述のとおり、有配偶者の非正規雇用女性は未だに4割程度が就業調整を選択している。また、夫の所得が高くなるほど妻の有業率が低く、いわゆる専業主婦が多い傾向にある。このような状況を踏まえ、

- 〔1〕 現行の制度は就業調整を選択する人を増やしているのではないか。
- 〔2〕 配偶者の経済力に依存しやすい制度は、男女間賃金格差も相まって、女性の経済的困窮に陥るリスクを高める結果となっているのではないか。
- 〔3〕 現行の制度は分配の観点から公平な仕組みとなっていないのではないか。

という主に3つの観点から検討を行い、簡素で分かりやすく公平な制度へと変更することが望まれる。

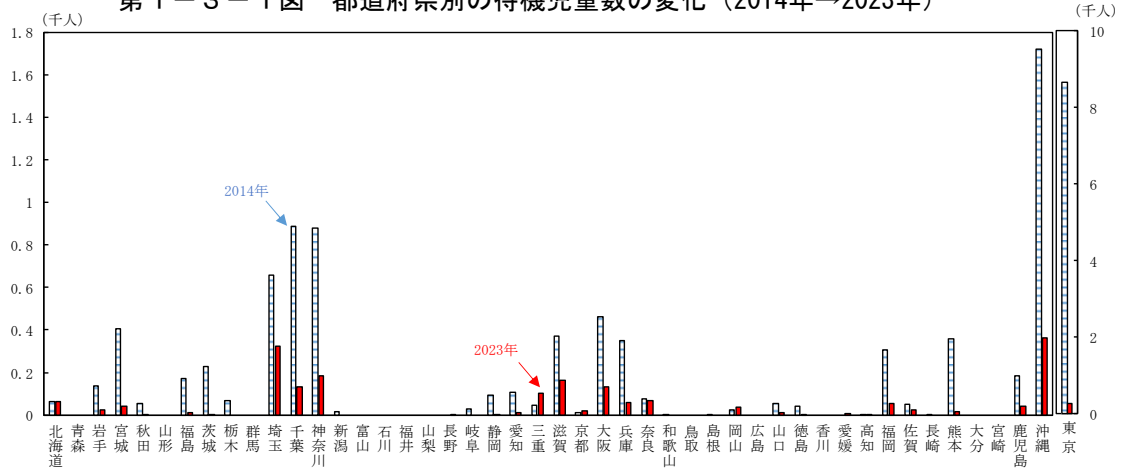
¹² 2023年9月27日全世代型社会保障構築本部決定。

(女性の家事・育児負担軽減が労働供給量の増加や女性活躍につながる)

社会保険制度の見直しに加え、子育て環境の整備や女性の家事・育児負担軽減も、女性の労働供給量の増加や希望する女性の正規雇用化（L字カーブ解消）につながる事が期待されている。

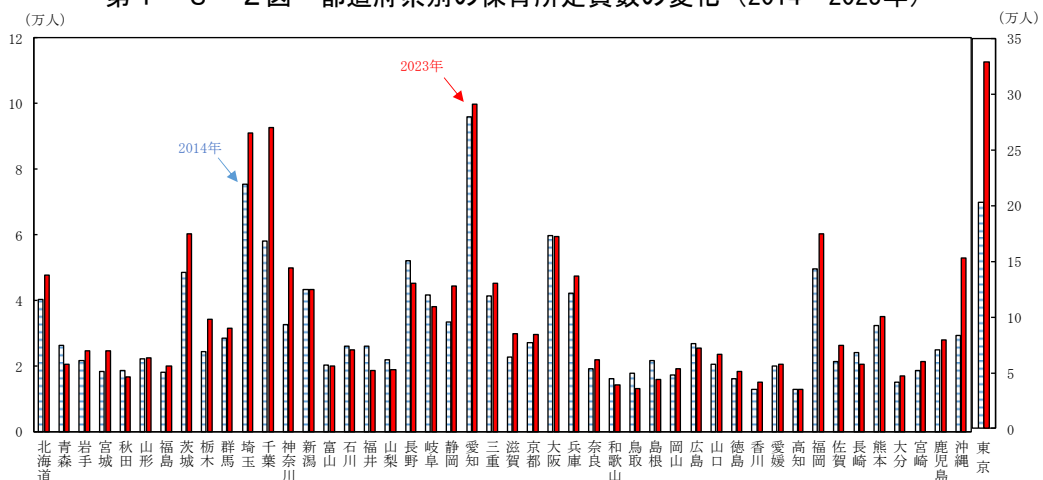
子育て環境の整備という観点から、直近10年程度の待機児童数と保育所定員数の変化について都道府県別にみていきたい。待機児童に関しては、2014年時点で東京都が突出した数となっていたように、人口が集中する都市部における課題であった（第1-3-1図）。この10年間の変化をみると、特に東京圏で、保育所の整備が進められ、保育所定員数が大きく増加した（第1-3-2図）。この結果、東京都では待機児童数が2014年の8,672人から2023年には269人まで減少、東京都で6歳以下の子を持つ女性の有業率は74.5%まで上昇している（第1-3-3表）。

第1-3-1図 都道府県別の待機児童数の変化（2014年→2023年）



(備考) こども家庭庁、厚生労働省公表資料により作成。

第1-3-2図 都道府県別の保育所定員数の変化（2014→2023年）



(備考) こども家庭庁、厚生労働省公表資料により作成。

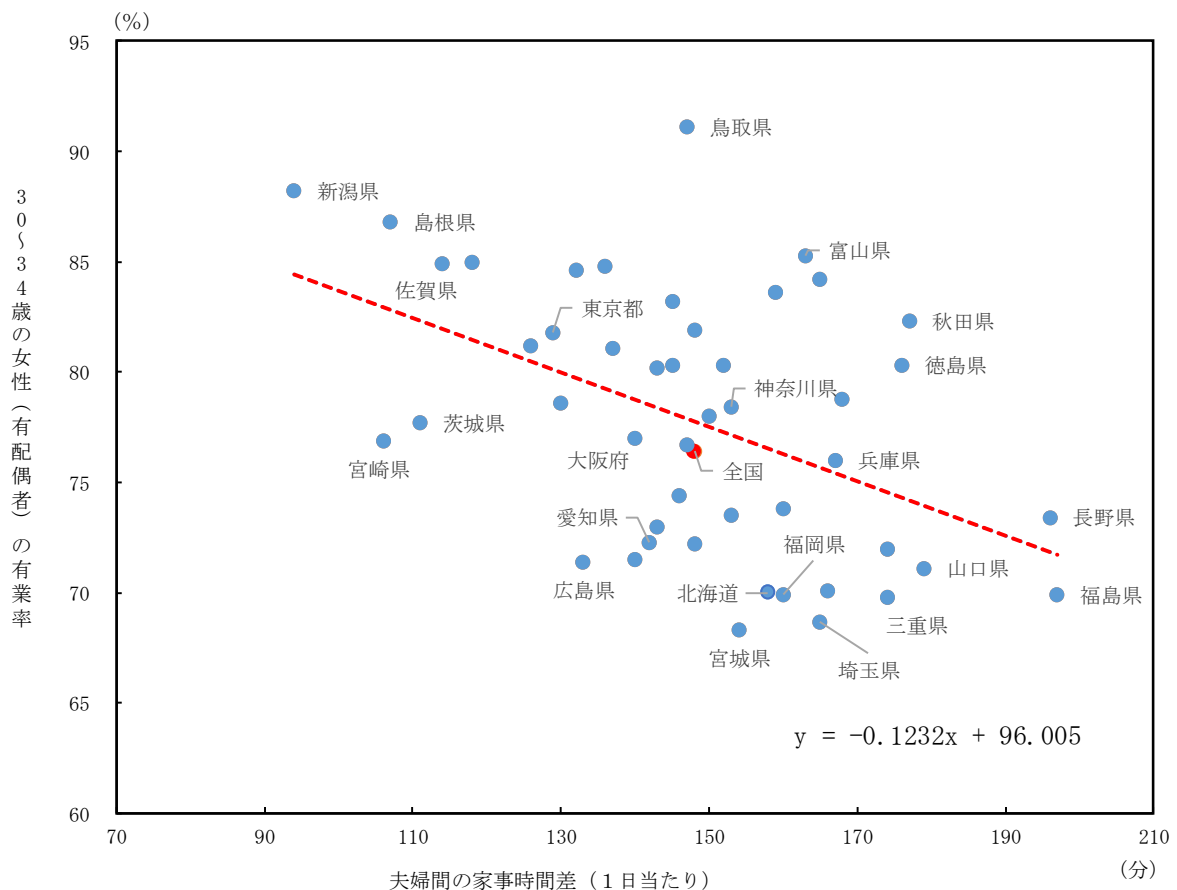
第1-3-3表 東京都で6歳以下の子を持つ女性の有業率の推移

| 2012年 | 2017年 | 2022年 |
|-------|-------|-------|
| 50.4% | 61.4% | 74.5% |

(備考) 総務省「就業構造基本調査」により作成

このように施設面の子育て環境整備に進捗がある一方、家庭内で夫婦間の家事・育児負担の差は依然として大きく、女性の労働参加率が押し下げられている面もある。「6歳未満の子どもがいる世帯の夫と妻の家事に費やす時間の差」と「30～34歳の女性（有配偶者）の有業率」の関係を都道府県別にみると、女性への家事負担の偏りと有業率には負の相関関係が観察される（第1-3-4図）。

第1-3-4図 夫婦間（6歳未満の子どもがいる世帯）の家事時間差と女性の有業率の関係（都道府県別）



(備考) 総務省「就業構造基本調査」「令和3年社会生活基本調査」により作成。

子育て世代を中心に希望する女性の労働参加や正規雇用化を叶えるためには、男性の家事・育児参加を促し、女性の負担を減らしていくことが求められる。このため、人事評価制度の見直しや経営者・管理職の意識改革を進めること等により、職場全体として働き方を見直し、男女ともに長時間労働を是正していくことも重要な取組となる。

加えて、男女双方の家事・育児負担を減らすという点で、既存の保育施設を補完するベビーシッターや家事支援労働の利用を進めることも考えられる。こうしたサービスの質の確保・向上に向けた供給サイドの取組と、企業の福利厚生サービスとしての利用拡大等による需要の創出により、産業育成とサービス利用の普及が進むことが期待される。

(地方の女性活躍を後押しする意識改革と職場環境整備が必要)

前節で、地方ではアンコンシャス・バイアスが都市部より残っていることを指摘した。こうした意識が残っていることによって、地方では女性がキャリアパスを描きづらくなり、若い女性が東京圏に流出する一つの要因となっていると考えられる。

こうした性別役割に関する意識改革を進めるためには、各種啓発活動や研修が着実に進められる必要があり、地方では特に重要である。「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）¹³」においては、

- ・ 企業や地方公共団体の経営者・管理職及び教員への啓発活動・研修を通じて意識改革と理解の促進を図っていくこと、
- ・ 固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教育を推進すること、
- ・ 女子の理工系分野での活躍など将来のあらゆる選択肢について自由な希望を抱くことができるようにするための教育環境整備、

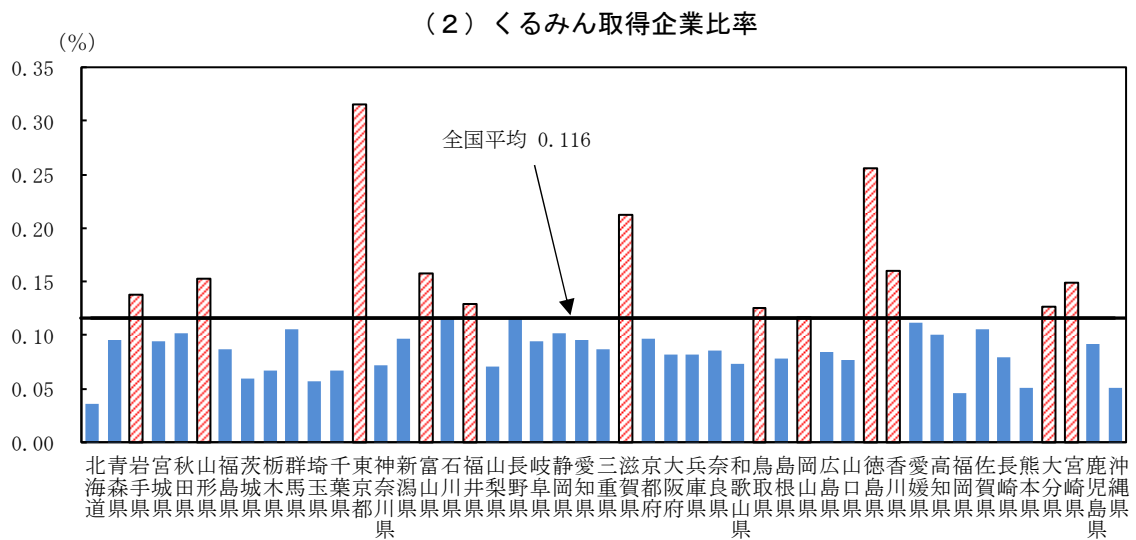
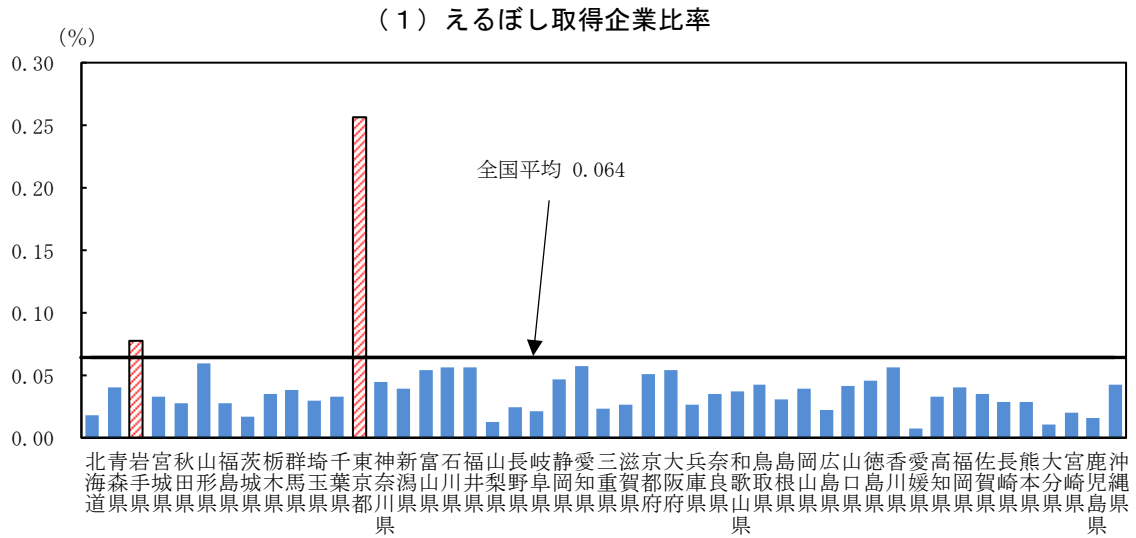
といった取組を進めることが決定されている。

また、企業が女性活躍を後押しする職場環境整備を行うインセンティブを与えるため、公共調達や各種補助金の採択審査に、女性活躍や子育て支援に取り組む企業へ加点を行うといった優遇措置を広げていくことも有用な方策といえる。こうした取組は、国では一定の進捗がある一方、地方まで広がりを見せていない¹⁴。実際に、女性の活躍に関する取組が優良な企業が認定を受ける「えるぼし認定」と子育てサポート企業が認定を受ける「くるみん認定」の取得企業比率を都道府県別にみても、東京都の企業の取得率が突出して高くなっている（第1-3-5図）。今後、国・地方双方で取組が進められることが期待される。

¹³ 2023年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定。

¹⁴ 内閣府男女共同参画局の調査によると、都道府県と政令指定都市で、公共調達において、国に準じてえるぼし認定等を加算評価する取組を行っているのは、都道府県は11団体、政令指定都市は8市のみとなっている（2022年7月時点）。

第1-3-5図 えるぼし、くるみん取得企業比率（都道府県別）



(備考) 厚生労働省公表資料等により作成。

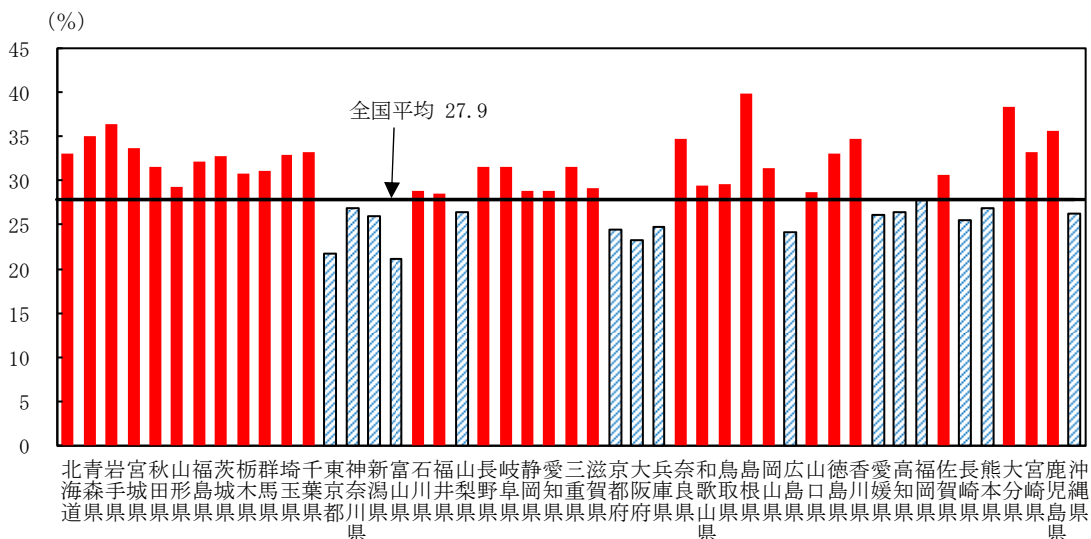
(高齢者の就業確保措置の整備と地域における就業機会創出、スキル形成支援が必要)

高齢者の労働参加については、前節で近年は雇用者としての就業が増加しており、継続雇用制度が影響することを指摘した。

継続雇用に関していえば、まずは、2021年4月から施行された改正高年齢者雇用安定法において、新たに努力義務規定となった70歳までの就業確保措置の整備を進めることが重要と考えられる。都道府県別に整備状況をみると、若い労働者の多い都市部に比べ、地方企業の方が高齢者労働力の活用を進める必要があるため就業確保措置の整備が進んでいる(第1-3-6図)。都市部では、2040年頃にかけて団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢化率が上昇していくことが見込まれている。こうした人口動態も踏まえる

と、都市部においても就業確保措置の整備を進めることが求められる。

第1-3-6図 70歳までの就業確保措置済企業割合（都道府県別）



(備考) 1. 厚生労働省「令和4年「高齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）」より作成。
2. 斜線のグラフは、全国平均を下回っている都府県。

また、2021年法改正で規定された就業確保措置には、企業内での就業確保措置に加え、社会貢献事業による措置も含まれている。働く意欲がある高齢者がその能力を発揮し活躍できる環境整備を図ること、特に様々な分野で人手不足が進行する地方では、企業内での雇用だけでなく、地域コミュニティにおいて高齢者が活躍できる多様な就業機会を創出する取組を促進することがますます重要となる。こうした問題意識の下、地域ニーズを踏まえた高齢者雇用の創出に関して持続可能なモデルづくりを支援する「生涯現役地域づくり環境整備事業」が2022年度より実施されている。今後、こうしたモデル事業のノウハウの蓄積や課題の整理を行い、優良な取組について他地域へ展開・普及を図ることで高齢者雇用の創出を行うとともに、こうした雇用の創出が高齢者の労働参加意欲の向上につながることも期待される（第1-3-7表）。

第1-3-7表 生涯現役地域づくり環境整備事業の例

| 実施団体 | 概要 |
|-----------------------------------|--|
| 北広島市生涯現役地域づくり環境整備協議会 (北海道北広島市) | 市内の北広島団地地区では、住民が中心となって、地域食堂、子育て支援、移動販売などを自主運営。ここを重点地区として地域課題に沿った多様な事業・活動の創出に取り組み、その取り組みを全市に展開。 |
| 帯広地域雇用創出促進協議会 (北海道帯広市) | 地域の特色を生かした食と観光、農業及び建設業などの地元企業へシニア人材の再就職をコーディネート。既存の業務分掌では受け入れきれなかったシニア人材の活躍できる仕事づくり等を行っている。 |

(備考) 厚生労働省公表資料により作成。

そのほか、リスクリングを通じて、働く個人が、高齢者になっても労働市場で価値を保ち続けることも、高齢者の労働参加を進める上で有用な方策となる¹⁵。そのため、特に高齢期を見据えた、高齢期前からのキャリア形成支援が必要となってくるであろう。

パーソル総合研究所・産業能率大学（2023）によると、35～64歳の就業者の中で仕事やキャリアに関して継続的に学習を行っている層は14.4%に過ぎない。職種別には都市部に就業者が多く、職務特性として高度な技能やクリエイティビティが求められる「情報処理・通信技術職」、「商品開発・研究職」等で学び直しを行っている者が多く、リスクリングの価値の認識には職種差が存在している。また、地域により産業・就業構造が異なるため、こうした職種によるリスクリングへの意識の違いが、リスクリングを行う就業者割合の地域差につながっていると考えられる。

2023年度予算では、地域におけるリスクリングの推進に関する地方財政措置が創設されており、経営者等の意識改革・理解促進に資するセミナーの開催や、従業員向けセミナーの開催などの事業を対象に特別交付税措置が行われるといった支援も開始されている。地方でもこうした支援を活用して、リスクリングの推進に関する体制が整えられていくことが期待される。

¹⁵ 内閣府（2016）によると、2000年以降に高齢者の労働参加率が上昇している北欧諸国（スウェーデン、ノルウェー、フィンランド）では、高齢者が参加できる研修の普及度が高いことも指摘されている。

2. 労働需要サイドの課題解決に向けた方策

(IT化とビジネスマッチングによる地方の産業・労働投入構造の変革)

次に、地方の宿泊・飲食を中心としたサービス業の生産性向上の遅れに対する方策の検討を行いたい。

前節で確認したとおり、前回の景気拡張局面以降、地方圏では、高齢化と人口流出によって労働供給制約が強まるなか、高齢化に伴う医療・福祉分野の恒常的な需要増やインバウンド需要増などに対応するため、女性や高齢者の労働参加によって労働投入量を増加させてきた。その際、十分な投資や業務改革を伴わなかったことから、宿泊・飲食を中心としたサービス業や医療・福祉分野の労働生産性上昇率は他業種に比べて低い。

宿泊・飲食を中心としたサービス業では、感染症の収束によって需要は再拡大しているものの、生産性水準の上げが図られなかったなかで労働供給が一層減少していることにより、人手不足感が強まっている。こうした問題を克服するためには、まずは、労働生産性向上を図り、労働需要を抑制していくことが欠かせない。

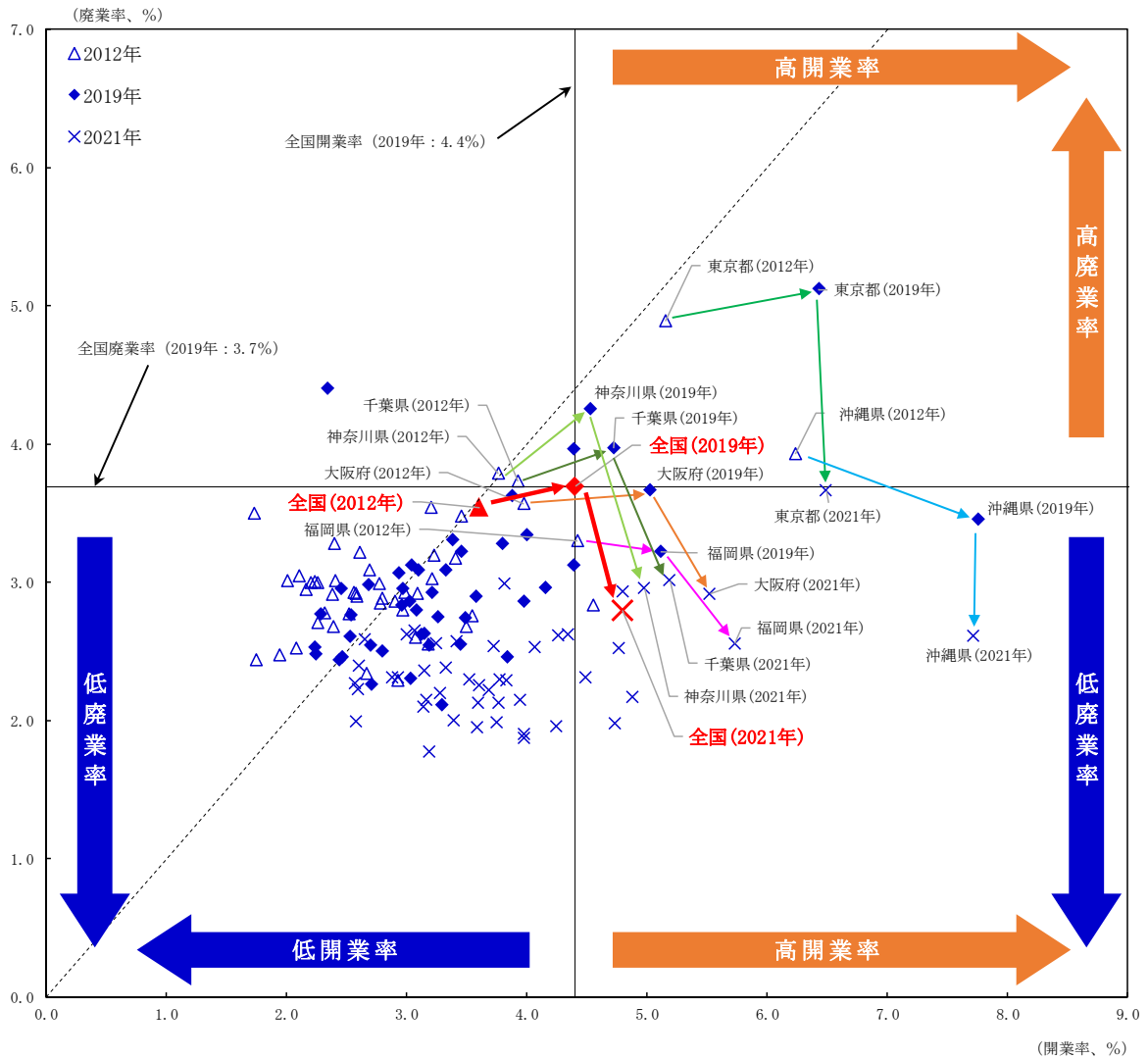
これらの分野の生産性向上に向けては、IT技術活用が有効な手段となるが、加えて、企業の新陳代謝の活性化や企業の統廃合、ビジネスマッチングにより地域の産業・労働投入構造の変革を進め、地方の企業が生産性を向上させていくことも重要な取組となる。

企業の新陳代謝の地域差に関するデータとして、横軸に開業率、縦軸に廃業率をとり、2019年時点（感染症拡大前）の全国平均の開業率と廃業率を境界に4つの象限に分割した都道府県別の分布をみると（第1-3-8図）、東京圏（東京都、千葉県、神奈川県）は「高開業率・高廃業率（右上）」の象限に位置し、相対的に企業の新陳代謝が活性化している地域といえる。また、大阪府、福岡県、沖縄県も全国平均より開業率が高く、「高開業率・低廃業率（右下）」の象限に位置している。

2012年から2019年までの時系列的な変化をみても、これらの地域は右方向（高開業）へのシフトが進んでいたが、それ以外の地方圏は、「低開業率・低廃業率（左下）」の象限から変化が小さい。こうしたデータからも、都市部に比べ地方圏（福岡県・沖縄県を除く）は、企業の新陳代謝が活性化しておらず、産業・労働投入構造の変革が遅れているという課題が存在していることが分かる。

なお、感染症拡大前後の変化をみると（2019年から2021年にかけて）、政府による金融支援の効果もあって全国的に廃業率が低下するなか、全国的に若干開業率が高まる動きがみられており、今後もその動向を注視していく必要がある。

第1-3-8図 都道府県別の開業率と廃業率



- (備考) 1. 法務省「登記統計」、国税庁「国税庁統計年報」により作成。
 2. 会社開業率=設立登記数/前年の会社数×100
 3. 会社廃業率=(前年の会社数+設立登記数-当該年の会社数)/前年の会社数×100
 4. 設立登記数は、各暦年中の株式会社、合資会社、合名会社、合同会社の合計。会社数は、その年4月1日から翌年3月31日までの間に事業年度が終了し、翌年7月31日までに確定申告のあった普通法人(特定目的会社、企業組合、医療法人を除く)を示す。

それでは、IT化やビジネスマッチングによる生産性向上とはどのようなものが考えられるか、業種ごとに具体的な内容を考えてみたい。例えば、宿泊・飲食サービス業では、予約サイト・アプリの整備、接客サービス用タブレットの導入、会計のキャッシュレス化、顧客情報管理へのITツール導入など、各業務プロセスでIT技術を活用して業務効率化を図っていくことが有効な手段の1つとなり得る。また、卸・小売業では、受発注・納品・在庫管理業務にITツールを導入するとともに、販売・決済業務でECサイトやキャッシュレス決済環境の整備を進めるなど、IT技術を活用して業務効率化

を図ることが有効な手段となる。加えて、ビジネスマッチングを進めることで規模の経済性を働かせ、物流等のコスト削減を進めることも有効な手段になり得る。

地方の企業がこのようなIT技術の活用やビジネスマッチングを単独で進めるに当たっては困難が伴うことから、人材やノウハウを有する主体が、その変革をサポートする役割を果たすことが求められている。例えば、2021年の銀行法改正¹⁶では、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向け、銀行の業務範囲に「コンサル・マッチング」、「ITシステム販売」、「登録型人材派遣」、「データ分析・マーケティング・広告」、「地域商社」等の業務を新たに追加する措置が講じられた。こうした法改正も踏まえ、各地域の金融機関では、子会社を設立し、顧客のIT化を通じたDX導入支援等のサービスを開始する動きがある（第1-3-9表）。地域金融機関が提供するこうした新たなサービスが拡大し、地方のIT化や産業・労働投入構造の変革が進んでいくことが期待される。

第1-3-9表 地域金融機関の取組事例

| 銀行名 | 新たな取組の内容 |
|--------------------------------|---|
| 七十七銀行 (東北地域) | 2023年5月：地域企業のDX化支援を行う、ITコンサルティング子会社を設立。 |
| 足利銀行 (北関東地域) | 2022年8月：ECサイトを運営、地域特産の販売等の地域商社事業を行う子会社を設立。 |
| しずおかフィナンシャル グループ (東海地域) | 2023年2月：ソフトウェア開発と人材派遣を行う会社を完全子会社化して、地域企業のデジタル化・人材支援を強化。 2023年7月：地域観光や特産品のブランディング、販路拡大に向けたマーケティング支援を行う子会社を設立。 |
| ちゅうぎんフィナンシャル グループ (中国地域) | 2022年9月：DXなど、顧客の課題解決を行うコンサルティング子会社を設立。 |
| ふくおかフィナンシャル グループ (九州地域) | 2022年4月：中小企業の事業承継を円滑に進めるため、企業の合併・買収(M&A)助言の専門子会社を設立。 2023年5月：地域の製造業の受発注を仲介する地域商社事業を行う子会社を設立。 |
| 琉球銀行 (沖縄地域) | 2022年11月：IT関連事業を行う会社を完全子会社化して、地域企業のIT化を促進。 |

(備考) 各社プレスリリース、報道資料により作成。

¹⁶ 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律。

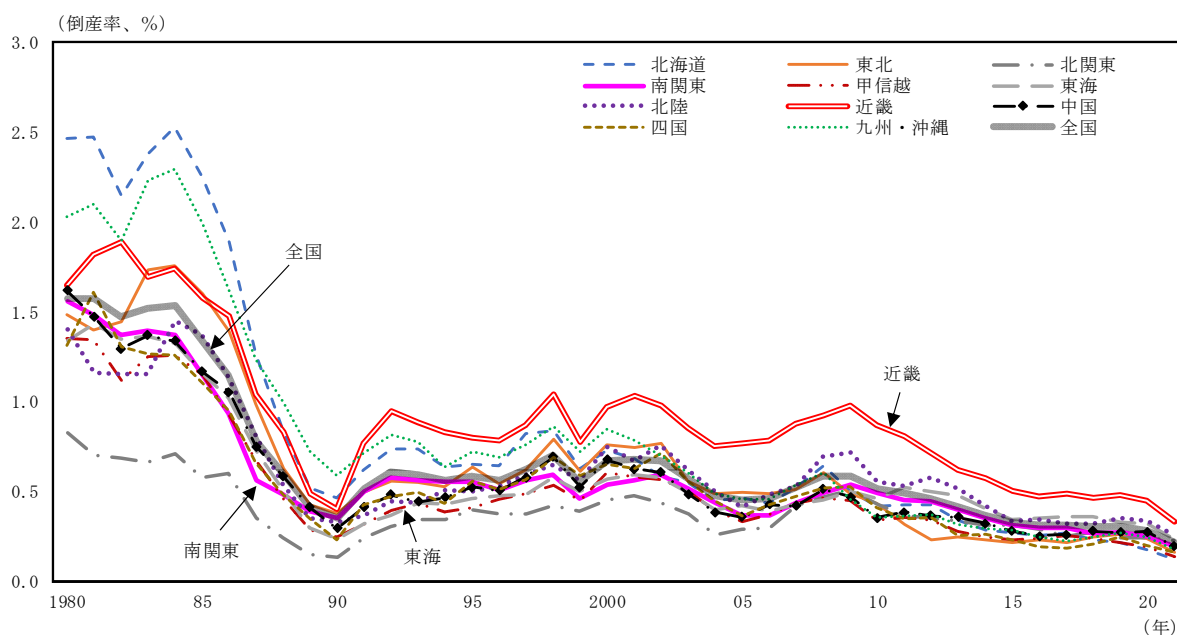
コラム1 地域別にみた倒産の長期的動向について

地域の生産性向上のためには、生産性の高い企業の参入と生産性の低い企業の退出により企業の新陳代謝が進むことも重要となる。本コラムでは、企業の退出という観点から、地域別にみた倒産の長期的動向について確認していきたい。

まず、1980年以降の倒産率（＝倒産件数/法人数）の推移を確認したい。全国的には1980年代半ばまで1.5%程度で推移していたが、景気回復に伴い1990年代初頭には0.5%程度まで低下した。その後は、バブル崩壊後の景気後退、金融危機、リーマンショック等の時期で上昇局面があったものの、2012年以降の景気回復局面では低下傾向で推移していた。

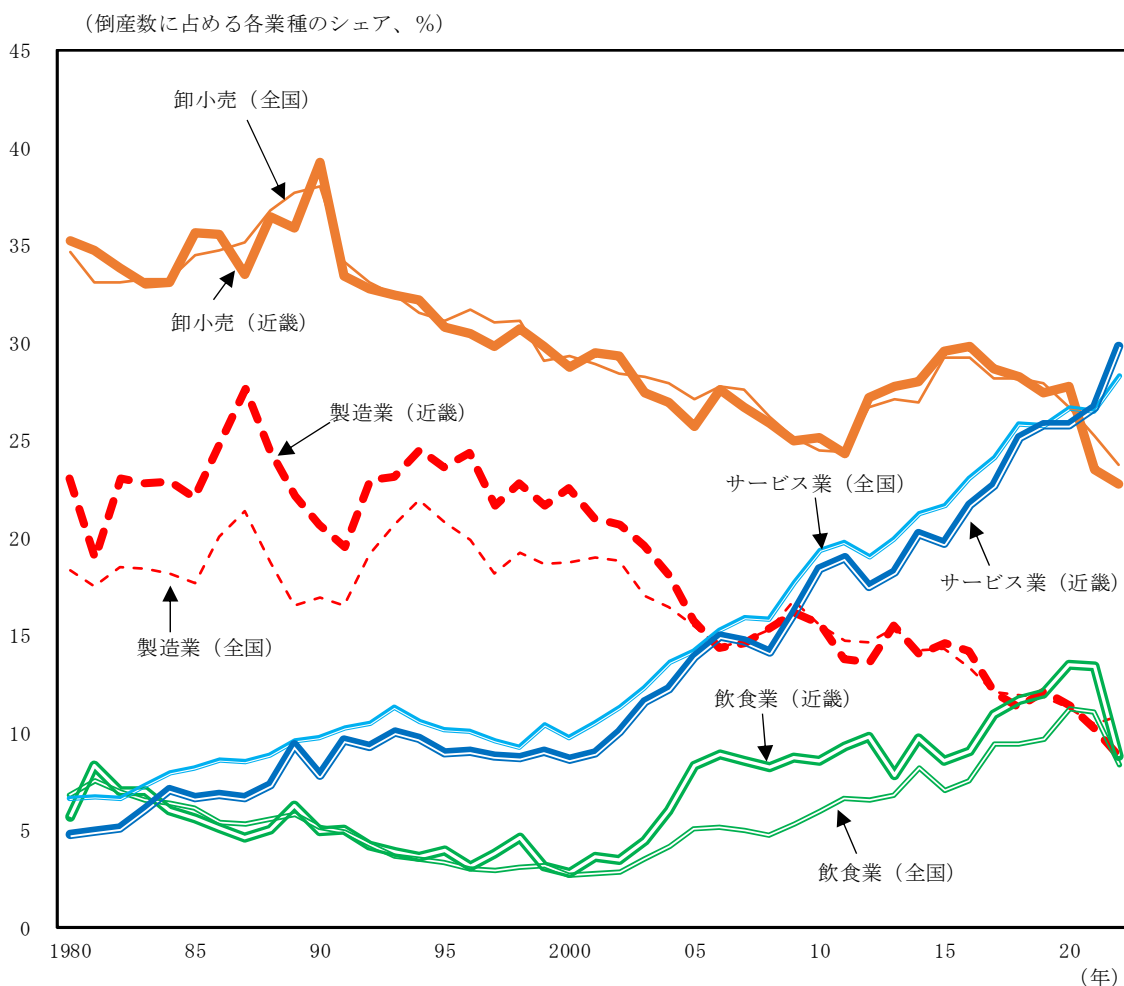
地域ブロック別に倒産率をみると、都市圏を擁する「南関東」と「東海」はおおむね全国と同程度で推移しているが、「近畿」は全国平均を上回り、1990年以降の平均で見ると最も倒産率の高い地域となっていた（コラム1-1-1図）。また、近畿の倒産数の業種別シェアを全国と比較すると、2005年頃まで製造業の倒産シェアが全国より高く推移していたことが特徴となっている（コラム1-1-2図）。

コラム1-1-1図 倒産率の推移



(備考) 1. 一般財団法人企業共済協会「企業倒産調査」、国税庁統計情報により作成。
2. 倒産率は、倒産件数を法人数で除した値。

コラム1-1-2図 倒産数に占める各業種のシェアの推移



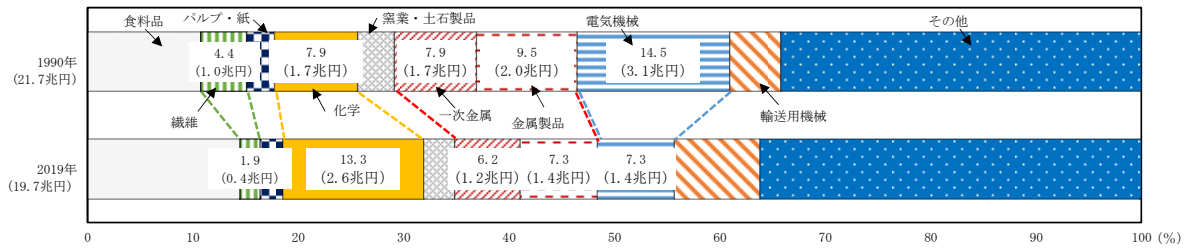
こうした近畿地方の倒産動向の背景にある産業構成の変化との関係も確認してみたい。マクロデータ（県民経済計算）から、近畿地方で倒産数のシェアが高くなっていった製造業の構成比が1990年から感染症拡大前までの約30年間でどのように変化したか、特化係数¹⁷の変化とともにみると、全国的な傾向と同様に金属・一次金属産業のシェアは低下した。繊維産業もシェアが低下するとともに、特化係数が大きく低下し、伝統的な特色が薄らいでいた。また、近畿経済をけん引してきた電気機械産業のシェアは低下したが特化係数は上昇し、地域独自の動きもうかがえる（コラム1-1-3図（1）、（2））。

長期的な視点に立つと、こうした地域経済をけん引する主要産業の変化と倒産動向は関連があると考えられ、今後も各地域の倒産数の動向について注視していく必要がある。

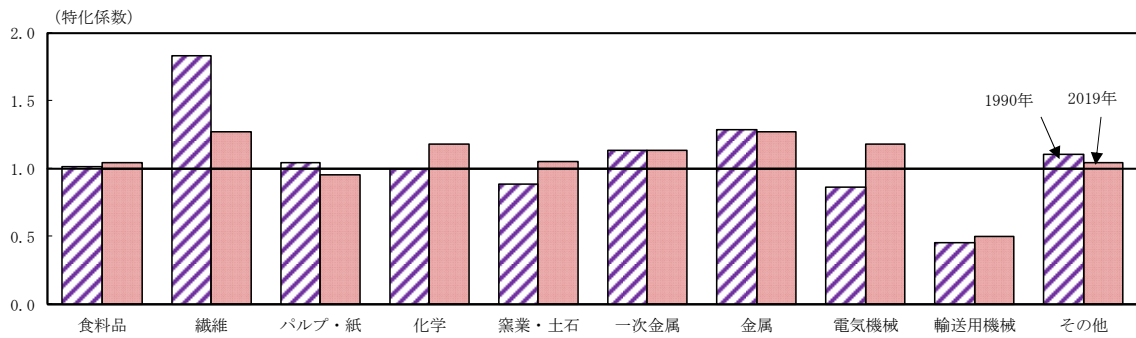
¹⁷ 地域における業種別シェア／全国における業種別シェアで計算される。

コラム1-1-3図 近畿地方における製造業の構成の変化

(1) 業種別県内総生産額の構成の変化



(2) 業種別特化係数の変化



- (備考) 1. 内閣府「県民経済計算」により作成。
 2. 特化係数は、地域における業種別シェア／全国における業種別シェアで計算。

（業務仕分けとICT機器導入・アウトソーシング活用による介護の生産性向上）

ここからは、介護サービス分野の生産性向上に向けた取組として、北九州市の先進的な事例をみてみたい。

北九州市では、ものづくりの都市としての発展、学術研究機関の集積という地理的特徴と、国家戦略特区制度の活用等により、介護の質を維持・向上しつつ、介護職員の負担軽減を目指した先進的介護モデルを構築し、導入支援と情報発信を行っている（北九州モデル）。

北九州モデルは、業務の見える化と業務仕分けを行った上で、必ずしも職員が行う必要がない業務についてはICT機器・介護ロボット導入やアウトソーシング活用等に置き換えるといった対応を進めることで、職員のゆとりを生むことが大きな特徴となっている。さらに、こうしたゆとりを、職員の業務時間の削減につなげるため、業務オペレーションの変更（業務手順や勤務シフトの変更等）を行っている（第1-3-10表）。

第1-3-10表 業務仕分けと置き換えのイメージ

| 業務仕分けの内容 | 置き換え方法 |
|---------------------|-------------------|
| 介護記録の作成、職員間の連絡 | 記録システムの改善やインカムの導入 |
| 夜間巡回 | 見守り機器の活用 |
| 清掃、ベッドメイキング等の非専門的業務 | 委託等のアウトソーシングの活用 |

（備考）北九州市よりヒアリングし作成。

北九州市のモデル実証では、業務仕分けを行い、アウトソーシングやセンサーによる見守り等を活用することで介護・看護職の業務時間が最大35%削減されるとともに、介護サービス利用者の生活の質の低下はなく、利用者とのコミュニケーションの時間が増加したことも確認された。北九州市では、こうしたモデル事業の普及に向け、北九州市介護ロボット等導入支援・普及促進センターを開設し、伴走型による導入支援事業を実施している。

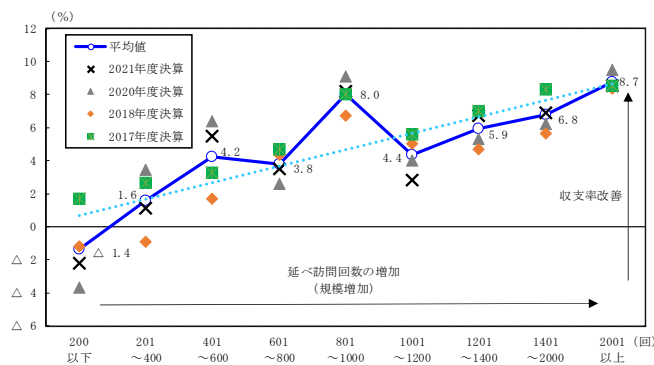
北九州市の実証の結果からも、介護サービス分野では、業務仕分けとICT機器導入・アウトソーシング活用により生産性が向上する余地が残されており、こうした先進事例を全国的に普及していくことが求められるであろう。また、こうした各事業所の生産性向上の取組とあわせて、事業者の大規模化・協働化を進め、各事業所で生み出されたゆとりを地域で共有して最適な資源配分を目指していくことで、更なる相乗効果を得られる可能性もある。

コラム2 規模の経済性を活かした介護サービスの生産性向上

介護サービスの生産性を向上させるためには様々な方策が考えられるが、その方策の1つは規模の経済性を活かすことである。本コラムでは、訪問介護サービスを例にとり、介護サービスにおける規模の経済性の効果について確認したい。

訪問介護サービス事業者の利用規模別に事業者の平均的な収支率（＝（収入－支出）／収入）をみていくと、利用回数が増加するほど、収支率が改善する傾向がみられる（コラム1－2－1図）。訪問介護サービス事業所の規模を地域間で比較すると、東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）は、相対的に利用者数が多い事業所の割合が高い傾向にあるが、大半の地方圏では小規模事業所が多数存在している（コラム1－2－2図）。

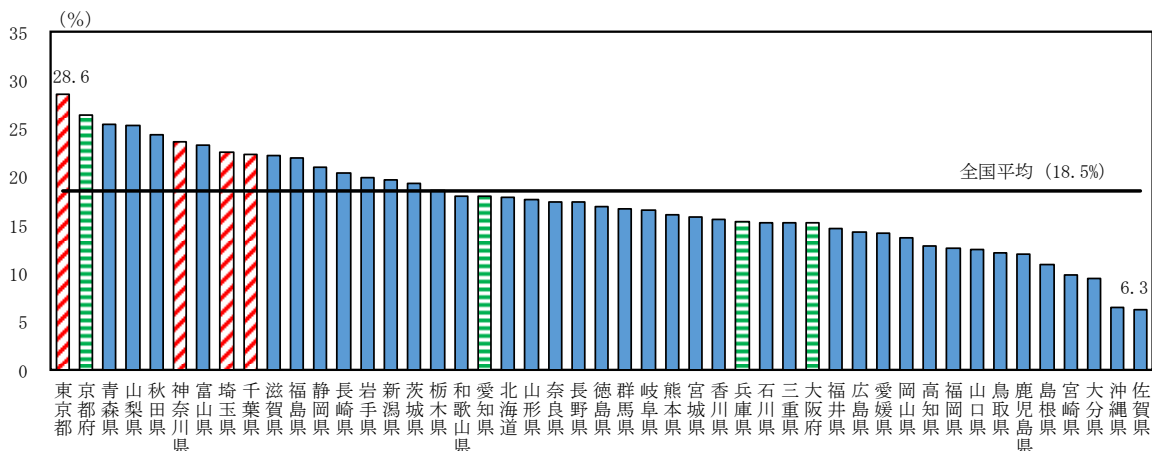
コラム1－2－1図 訪問介護サービス事業所の規模別収支率



- (備考) 1. 厚生労働省「介護事業経営概況調査」により作成。
 2. 収支率＝（収入－支出）／収入で計算。2020年度、2021年度は感染症関連の補助金収入を除いて計算。
 3. 実線は、2017年度、2018年度、2020年度、2021年度の4年分の平均値。点線はその傾向線を表す。

コラム1－2－2図 訪問介護サービス事業所の規模の地域間比較（2021年）

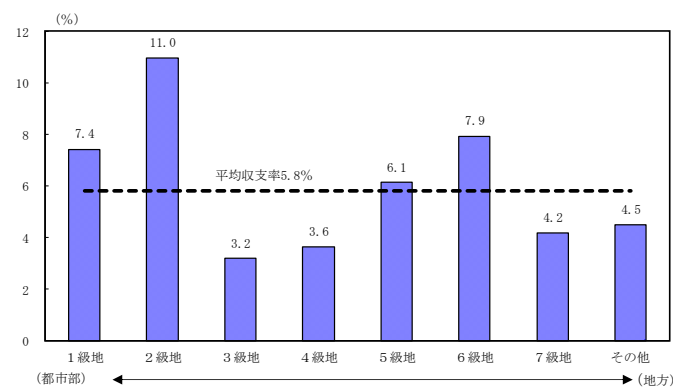
利用人数（実員）が50人以上の事業所の割合



(備考) 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」により作成。2021年10月1日時点の調査。

介護報酬では、各地域の介護サービス従事者の賃金を調整する目的で、公務員給与の地域手当の区分に準拠した地域区分を設定し、地域別/サービス別に単価が設定されている。他方、こうした地域区分別に平均的な収支をみると、地域区分により収支率に不均衡が生じていることが分かる（コラム1-2-3図）。先にみたとおり、介護サービスには規模の経済性が強く働くことから、収支率の不均衡を生み出す要因は単価差以外にもあることは明らかであるが、こうした事業所の規模や立地による収支率の違いは、地域レベルでのサービス提供量に大きな影響を与える。まずは、規模の経済が発揮されるように事業環境を整えることが必要であり、その上で、効率的に事業者が地域で事業を継続できる適切な価格設定を図ることが求められる。

コラム1-2-3図 訪問介護サービス事業所の地域別収支率（2021年度決算）



- (備考) 1. 厚生労働省「介護事業経営概況調査」により作成。
 2. 収支率 = (収入 - 支出) / 収入で計算。感染症関連の補助金収入を除いて計算。
 3. 各地域区分に含まれる主な都市は以下のとおり。
 1級地：東京都23区 2級地：横浜市、川崎市、大阪市等
 3級地：さいたま市、千葉市、名古屋市等 4級地：浦安市、豊田市、神戸市等
 5級地：小田原市、京都市、広島市、福岡市等 6級地：仙台市、川口市、静岡市、奈良市等
 7級地：札幌市、前橋市、金沢市、岡山市、北九州市等
 その他：上記以外の地域

(参考) 地域区分ごとのサービス単価の違い

| | 1級地 | 2級地 | 3級地 | 4級地 | 5級地 | 6級地 | 7級地 | その他 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 訪問介護 | 11.40円 | 11.12円 | 11.05円 | 10.84円 | 10.70円 | 10.42円 | 10.21円 | 10円 |
| 介護老人福祉施設 (特養) | 10.90円 | 10.72円 | 10.68円 | 10.54円 | 10.45円 | 10.27円 | 10.14円 | 10円 |

(備考) 厚労省公表資料から作成。

地域の医療・介護提供体制の基本的な方針を示す「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）¹⁸」においても、本年3月の改定で、「介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化」が新たに明記され、介護サービスにも規模の経済性を働かせて効率化を図ることが求められ始めている。また、一定の規模になれば、人員配置の柔軟性が増し、従業者にとっても働きやすさが増すことに加えて、売上高の増加は経営体力強化にもつながり、省人化に資するICT投資（見守りセンサー機器¹⁹、介護記録ソフトの導入等）を図ることも可能になる。

介護の大規模化・協働化に当たっては、推進役の確保や、法人間の人事・教育制度の違いなどが課題となっていることも指摘されている²⁰。こうした課題を解決し、大規模化・協働化を進めるためにも、ガイドラインの整備や異業種参入等により業界再編が進むことが求められるであろう。

¹⁸ 2023年3月17日改正。厚労省における医療介護総合確保促進会議で改正について議論が行われ、告示が行われた。

¹⁹ 厚労省（2023）によると、2020～2022年度の3年間で111施設を対象とした実証分析結果から、見守り機器が50%導入された場合、夜勤職員の勤務時間（「直接介護」と「巡回・移動」の合計）が13.9%減少する関係が確認されている。また、介護利用者の状況を見守り機器で随時確認できることで、職員の心理的負担が軽減される効果も指摘されている。

²⁰ 厚労省（2023）では、協働化に当たっては、運営費の確保や法人間の温度差、推進役の確保、大規模化に当たっては、退職金制度等の人事制度の整備や管理職の教育体制が課題として挙げられている。

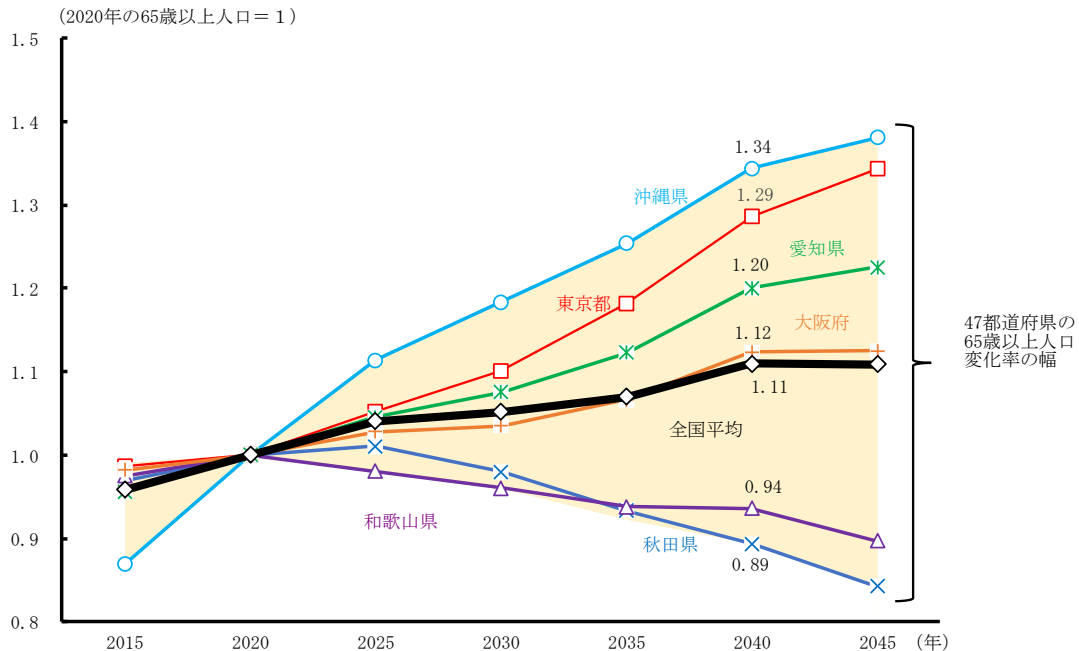
(地域の人口動態を見据えた中長期的な介護サービス提供体制の整備)

介護サービス分野では、各事業所の生産性向上とともに、将来的な各地域の人口動態も見据え、バックキャストする形で中長期的にサービス提供体制を整えていくことも重要な取組となる。

国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の地域別将来人口推計（平成30年推計）²¹」から今後の都道府県別の人口動態をみてみる。国勢調査が行われた2020年時点の65歳以上人口を基準として、47都道府県の変化率の時系列推移を概観すると、沖縄県と東京都・愛知県といった都市部では、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年にかけて、65歳以上人口の増加が継続することが見込まれている。一方で、和歌山県や秋田県といった地域では、2020年代をピークに65歳以上人口は減少局面に入ることが見込まれている（第1-3-11図（1））。

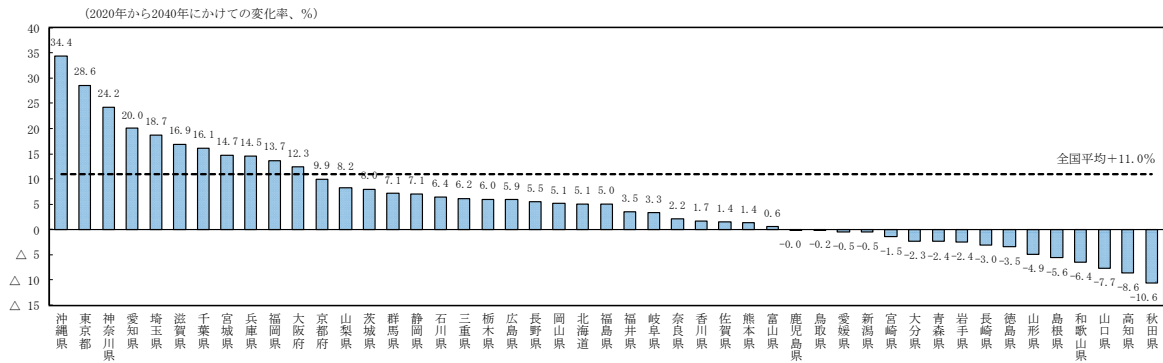
2020年と2040年の2時点と比較すると、全国では65歳以上人口が11%増加する中、地方の16県では65歳以上人口が減少する見通しが示されており、65歳以上人口の変化率やピークを迎える時期には地域差が存在していることが分かる（第1-3-11図（2））。

第1-3-11図 2020年から2040年にかけての65歳以上人口の変化率（都道府県別）
（1）時系列変化（2015年→2045年）



²¹ 本レポート執筆時点では、2020年国勢調査に基づいた最新の地域別将来人口推計が未公表であったため、2015年国勢調査に基づく地域別将来人口推計の結果を使用している。

(2) 2020年から2040年にかけての変化率（全都道府県）



(備考) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（平成30年推計）」により作成。

こうした将来人口推計を踏まえると、大都市圏や沖縄県では、介護サービス需要の増加に対して供給能力の不足感が強まる可能性が見込まれる。このような中長期的な人口動態による地域ごとの需要の変化を視野に入れ、計画的な介護サービス提供体制の整備を進めていくことが必要となる。

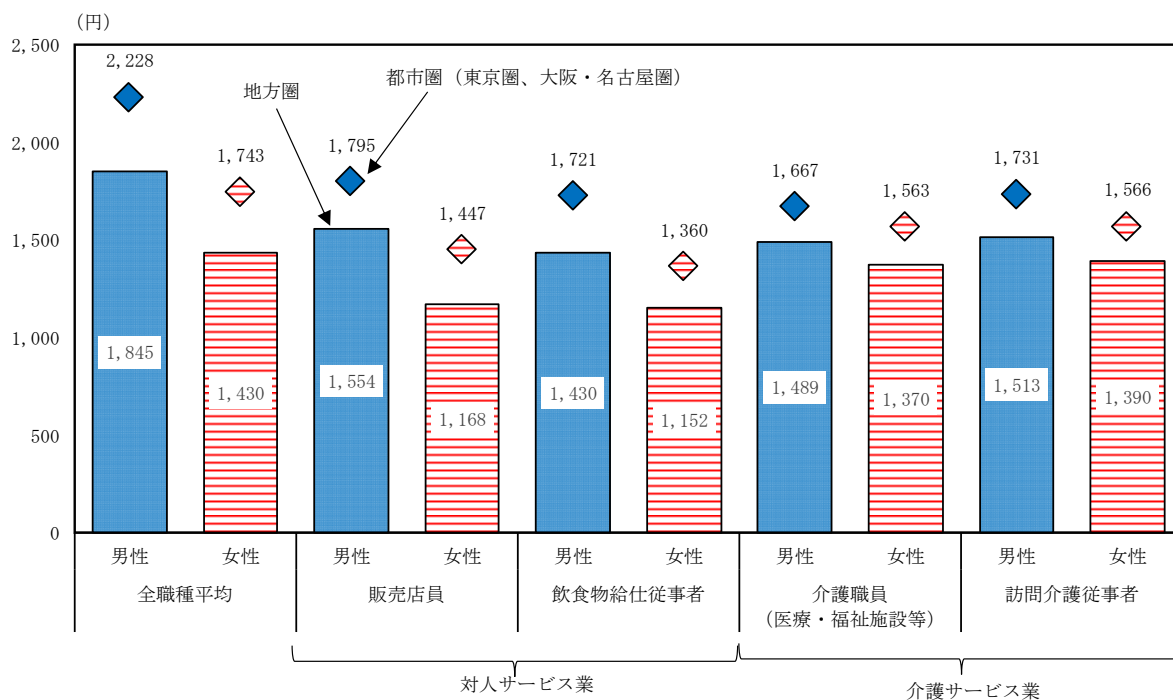
(宿泊・飲食等のサービス業は賃金上昇が雇用定着・確保のカギ)

以上のような取組を通じ、宿泊・飲食等のサービス業、介護サービス分野ともに生産性向上を図り、需要の伸びに対して労働投入を抑えることを可能とすることが、地域の人手不足問題への対応において重要な取組となる。加えて、地方では賃金の上昇を含めた処遇改善を進め、雇用の定着・確保を進める必要がある。

一般労働者（フルタイム）の賃金を、地域別/性別/職種別にみると、サービス業の職種のうち、販売店員や飲食物給仕従事者では、全職種平均と比較して賃金水準が低く、特に地方圏の女性の賃金が1150円程度となっている。都市圏と地方圏、また男女におけるこうした賃金水準の差も、コロナ禍で宿泊・飲食等のサービス業を離れた雇用者が戻ってこない要因になっていると考えられる（第1-3-12図）。地方圏で人手不足が深刻であること、追加就労希望就業者に女性が多かったこと等に鑑みると、賃金を上昇させていくことが雇用定着・確保のため重要である。

また、介護職（施設職員・訪問介護従事者）については、他業種と比較すると男女間の賃金格差は小さく、地方圏の女性でみればサービス業の職種より賃金が高い。しかしながら、全職種平均と比較すると依然として賃金水準は低く、本年11月の総合経済対策²²において、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を早急に講ずることとされている。

第1-3-12図 一般労働者（フルタイム）の賃金比較（2022年）



²² 「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」 (2023年11月2日閣議決定)

(参考) 一般労働者の男女賃金比率 (男性1に対する女性の賃金)

| | 全職種平均 | 販売店員 | 飲食物給仕 従事者 | 介護職員 (医療・福祉 施設等) | 訪問介護 従事者 |
|-----|-------|------|--------------|------------------------|-------------|
| 都市圏 | 0.78 | 0.81 | 0.79 | 0.94 | 0.90 |
| 地方圏 | 0.77 | 0.75 | 0.81 | 0.92 | 0.92 |

(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

2. 賃金は、所定内給与額を所定内労働時間で除して算出。

3. 都市圏は、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)と大阪・名古屋圏(京都府、大阪府、兵庫県、愛知県)を表し、地方圏はそれ以外の地域を表す。

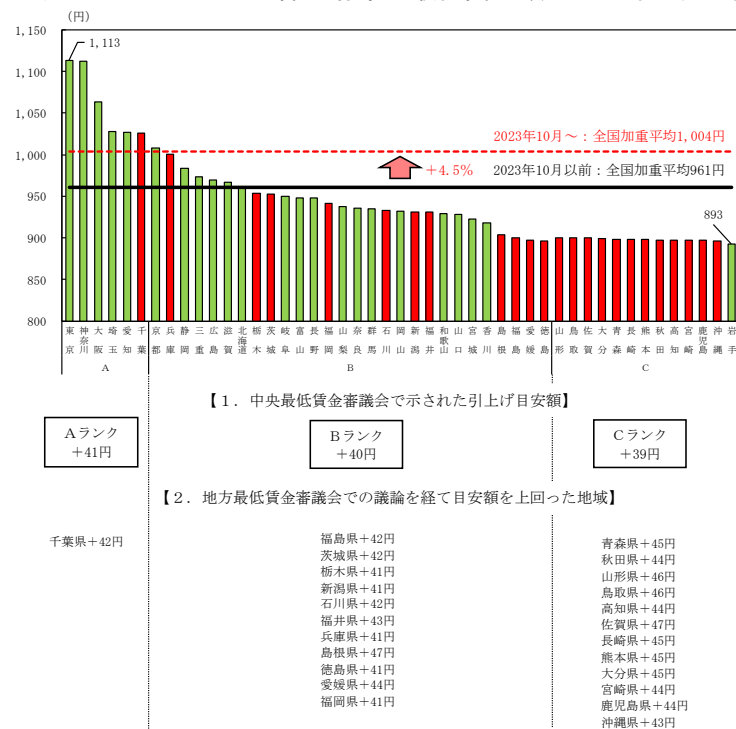
コラム3：最低賃金引上げとアルバイト時給との関係について

ここでは、2023年度の最低賃金引上げの内容について都道府県別に確認するとともに、アルバイト時給や景況感への影響について考察を行いたい。

2023年度の地域別最低賃金の改定においては、7月28日に中央最低賃金審議会で改定の目安についての答申（全国加重平均1,002円、Aランク²³地域+41円、Bランク地域+40円、Cランク地域+39円）が取りまとめられた。その後、この答申を参考にしつつ、各都道府県の地方最低賃金審議会において地域の経済実態を踏まえた議論が進められ、最終的な地域別最低賃金額が決定された。その結果は、2023年10月から最低賃金が、全国加重平均で目安を上回る1,004円（前年差+43円、上昇率4.5%）となるものだった。最高額は東京都の1,113円、最低額は岩手県の893円であった。

今回の都道府県別改定では、Cランク地域のほとんどの県と、Bランク地域の3分の1強の県で目安額を上回る最低賃金額が決定され、地方部の上昇幅が大きくなっていることが大きな特徴となっている（コラム1-3-1図）。全国加重平均は、2020年度を除き近年着実に上昇傾向が続いていたが、その中でも2023年度の伸びは過去最大の引上げ幅²⁴となり、初めて1,000円を超えた（コラム1-3-2図）。

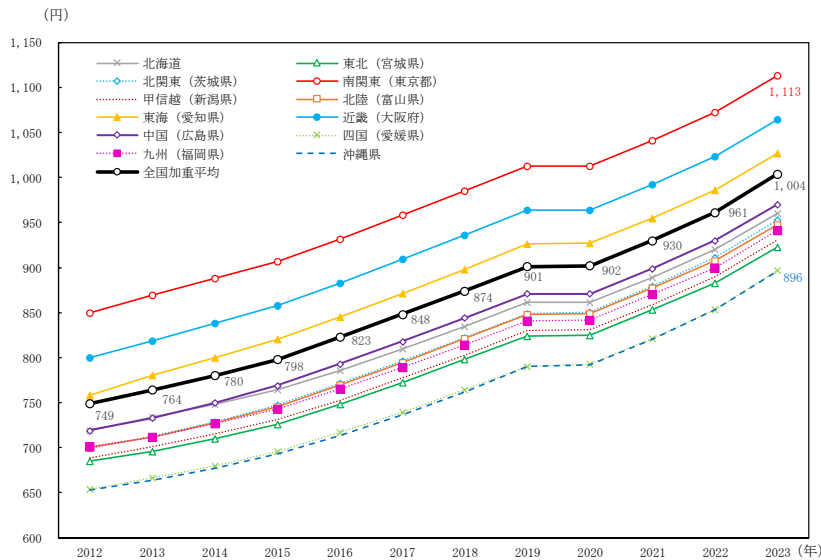
コラム1-3-1図 都道府県別最低賃金額（2023年10月以降）



（備考）1. 厚生労働省公表資料により作成
2. グラフの赤色の都道府県は目安額を上回って引上げが行われる地域。

²³ 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。
²⁴ 厚生労働省の発表によると、2023年度の全国加重平均額43円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額。

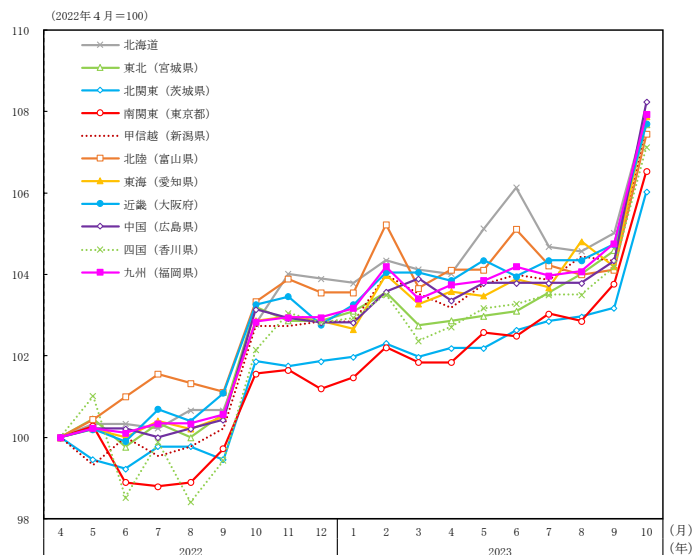
コラム 1-3-2 図 各地域の最低賃金額の時系列推移



- (備考) 1. 厚生労働省公表資料により作成。
 2. 北海道と沖縄県以外の地域については、各地域における県内総生産（2019年度）が最大の都府県の最低賃金額を使用。

次に、こうした最低賃金額の引上げが、アルバイトの賃金にどのように影響を及ぼすか確認したい。具体的な事例として、各地域のコンビニ（小売）のアルバイト時給の推移をみると、各年10月の最低賃金引上げ時に、全地域で時給は大きく上昇し、その後は緩やかな上昇が続いていくことが分かる（コラム 1-3-3 図）。

コラム 1-3-3 図 アルバイト時給（コンビニ）上昇率の推移（2022年4月～2023年10月）



- (備考) 1. ジョブズリサーチセンター（リクルート社の調査研究機関）資料により作成。
 2. 「TOWNWORK」等の求人メディアに掲載された求人情報より、アルバイト・パートの募集時平均時給を集計したもの。
 3. 地域別指数は、データ取得可能な33都道府県のうち、各地域において県内総生産（2019年度）が最大の都道府県の指数を使用。

また、A～Cランク別にアルバイトの賃金の推移をみると、9月から10月にかけてAランクとB、Cランクの賃金の比率はわずかに縮まるとい結果になっている（コラム1-3-4表）。

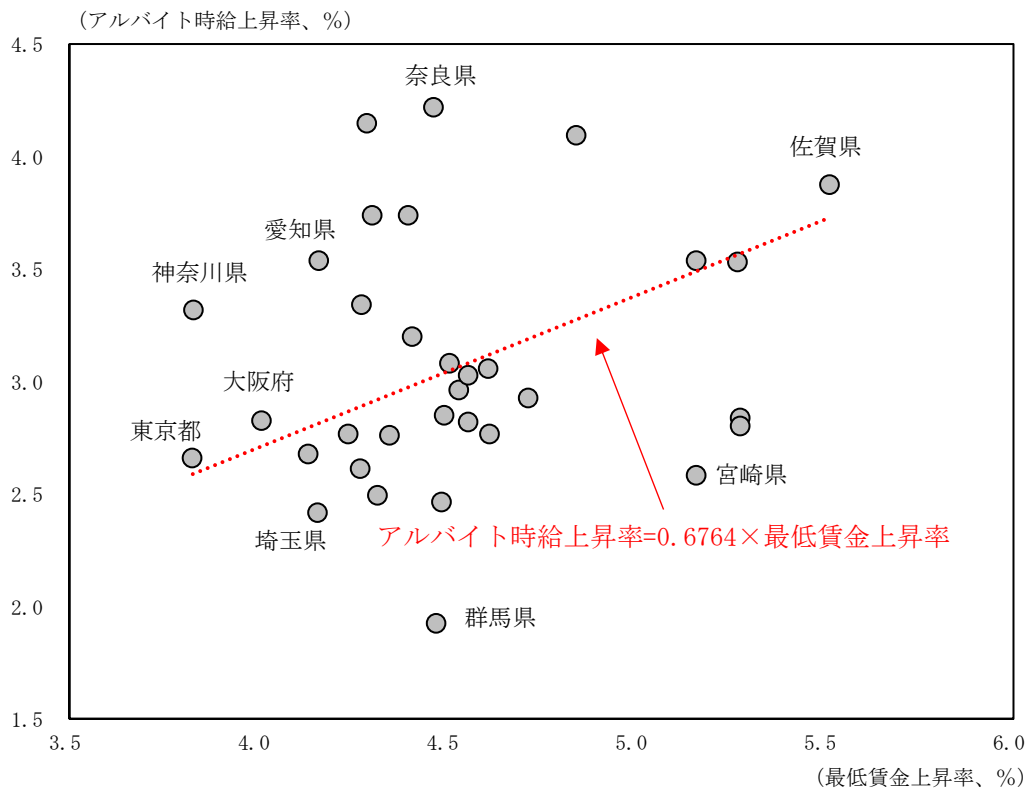
コラム1-3-4表 最低賃金ランク別のアルバイト時給（コンビニスタッフ）比較
（2023年9月～2023年10月）

| | | 最低賃金Aランク 6都府県(平均) | 最低賃金Bランク 22道府県(平均) | 最低賃金Cランク 6県(平均) |
|-----------------------|----------|----------------------|-----------------------|--------------------|
| アルバイト時給 (コンビニスタッフ) | 2023年9月 | 1,064 | 941 | 882 |
| | A=100 | 100 | 88.4 | 82.9 |
| | 2023年10月 | 1,095 | 971 | 910 |
| | A=100 | 100 | 88.6 | 83.1 |

- （備考） 1. 厚生労働省公表資料、ジョブズリサーチセンター（リクルート社の調査研究機関）資料により作成。
2. データ取得可能な34都道府県のデータで作成。

10月の最低賃金引上げ時の各都道府県の最低賃金上昇率（政策要因）を横軸、アルバイト時給（コンビニ）の上昇率を縦軸にとって、分布をプロットすると、最低賃金引上げに伴い、アルバイト賃金が上昇する関係がみられる（コラム1-3-5図）。両指標の関係性（パラメーター）をみると、弾性値は0.67程度であり、最低賃金が1%上昇すると、全国的には平均して0.67%程度アルバイト時給の押上げにつながったことがうかがえる。

コラム1-3-5図 最低賃金引上げとアルバイト時給（コンビニ）上昇率の関係
 (2023年9月→10月)



- (備考) 1. 厚生労働省公表資料、ジョブズリサーチセンター（リクルート社の調査研究機関）資料により作成。
 2. データ取得可能な33都道府県のデータで作成。

以上の議論をまとめると、今年度は各地で中央最低賃金審議会が示した目安を上回る最低賃金の引上げが実施され、最低賃金近傍で働くアルバイト時給の押上げ効果があったことが確認された。今後、最低賃金引上げによる家計の所得向上が進むとともに、企業サイドにおいても人件費増加に応じた販売価格への転嫁が進むことが期待される。

3. ミスマッチ解消に向けた方策

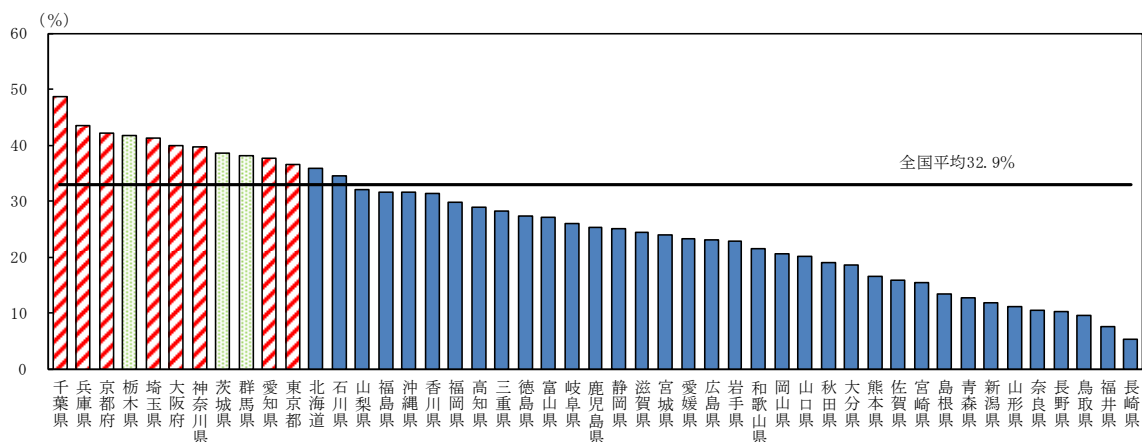
(雇用条件の柔軟化やマッチング手法の変革による地域労働力の有効活用)

最後に、労働需給のミスマッチ解消に向けた方策の検討を行いたい。労働需給のミスマッチの解消に向けては、2012年以降の景気回復局面で、M字カーブの解消により女性の労働市場への参加が進んだことを踏まえると、子育てや介護と両立など就労希望条件に応じてきめ細かくマッチングを進めることが有効と考えられる。

地域別に入職経路をみると、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）と北関東（茨城県、栃木県、群馬県）、大阪・名古屋圏（大阪府、京都府、兵庫県、愛知県）といった都市部ではインターネットを含む求人広告を通じた入職者比率が高くなっているが、地方圏ではハローワークを通じた入職者比率の割合が高くなっている（第1-3-13図）。

こうした入職者比率の地域差は、都市部ではインターネット等に掲載される求人情報が充実しており、求職者がスマートフォンを利用して、子育てや介護との両立など希望勤務条件に合う仕事を検索することが可能となっているが、地方ではこうした環境整備が進んでいないことも影響していると考えられる。

第1-3-13図 インターネットを含む求人広告を通じた入職者比率（2022年）



(備考) 1. 厚生労働省「雇用動向調査」により作成。
2. インターネット・求人情報誌等を含む求人広告を通じて入職した人の比率。

インターネットによるマッチング環境整備が進んでいない地域では、その役割を補完するため地方公共団体が主体的にマッチングを行うことも有効な手段になると考えられる。例えば、滋賀県や岐阜県岐阜市では、地域女性活躍推進交付金を活用して民間企業と就労意欲のある女性のマッチングの場を提供する取組を行うなど、マッチング支援を進める動きもみられる（第1-3-14表）。

地方公共団体が地域のニーズを把握し、信用力を活かして、きめ細かくマッチングを進めることで地域の労働力を有効活用できる余地は残されていると考えられる。こうした取組について、先進事例のノウハウや課題の整理を行い、横展開を進めていくことが重要な取組となる。

第1-3-14表 地方公共団体のミスマッチ解消に向けた取組事例

| 事業名 | 概要 |
|-------------------------------------|--|
| しがの女性活躍加速化プロジェクト (滋賀県) | 地域女性活躍推進交付金を活用した事業の一つとして、女性と民間企業とのマッチング交流会を開催（民間企業10社参加（2022年1月開催））。 |
| 女性の学び・働く支援事業 (岐阜県岐阜市) | 地域女性活躍推進交付金を活用した事業として、女性の就労支援セミナーとあわせて、民間企業とのマッチングイベントを開催（企業とのマッチング数4組（2021年度））。 |
| 高岡市女性人材バンク (富山県高岡市) | ①短時間勤務や在宅勤務等の求人 ②子育て・介護などで限られた時間で働きたい女性の情報を自治体が受付・面談を調整し、マッチングを推進。 (※2023年5月8日開始) |
| nextライフワークプロジェクト (静岡県静岡市) | 生涯現役地域づくり環境整備事業の一つとして、高齢者の就労を支援。プラットフォームの「nextワークしずおか」の運用等を通じてマッチング支援を行うほか、人材育成、重点分野での雇用創出を推進。 |
| ここシェルジュSAPPORO (北海道札幌市) | 女性の多様な働き方支援窓口運営事業として、専任のカウンセラーによる個別相談、家庭と仕事の両立に向けたセミナーの開催、就職に向けた職場体験を実施。 |
| 石川県社会人・女性・高齢者インターンシップモデル事業 (石川県) | マッチングの機会を提供するとともに就業後のミスマッチを防ぐためにインターンシップを実施。2020年は、78名が参加し、16名のマッチングが成立。 |
| とやまシニア専門人材バンク (富山県) | 55歳以上の求職者とシニア人材を求める企業のマッチングを支援するため、富山県・富山労働局・ハローワークが共同で設置。2012年開設以来、累計で5,267人が就職（2023年9月末時点）。 |

(備考) 内閣府・地方公共団体HP、各種報道資料等から作成。

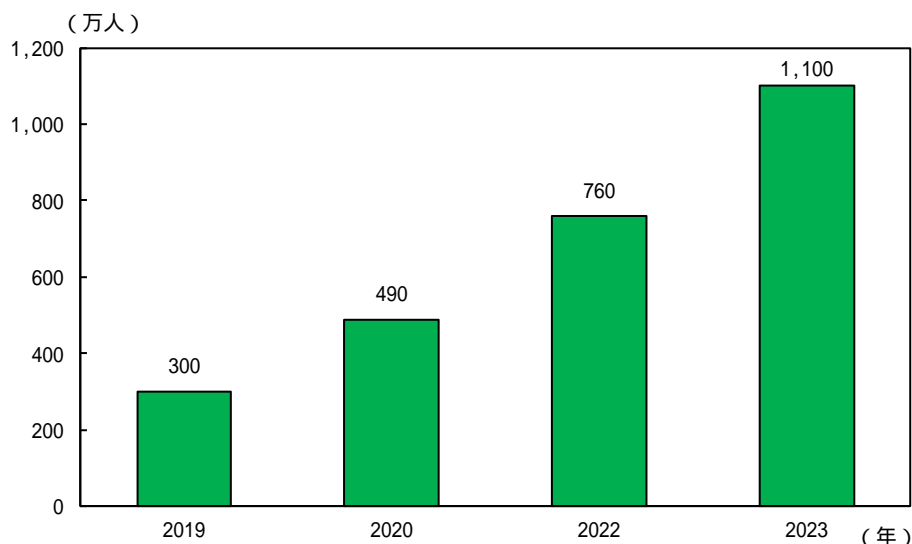
（スポットワークアプリによる新たなマッチングの広がり）

ミスマッチ解消策の1つとして、スポットワークアプリによるマッチングも注目されている。スポットワークは、従来のアルバイトのように1事業所で一定の勤務時間シフトを組んだ働き方ではなく、複数事業所や細分化された勤務時間（隙間時間）で勤務する働き方となる。また、採用に関しても、従来のように履歴書の送付と面接を経ることなく、アプリによるマッチングで成立するという特徴がある。

働き手にとって、勤務時間の柔軟化、タイムパフォーマンスの向上、本格的な勤務の準備としての職業体験などのメリットがある。企業側にとっても採用活動・シフト調整・給与支払といった事務の負担軽減といったメリットがあることが指摘されている。

近年広がりをみせる新たな働き方ではあるものの、スポットワークに関するアプリの登録者は足下で延べ1000万人を超えており、こうした新たなマッチング手法の活用は各地域の人手不足解消に向けた方策の1つと考えられる（第1-3-15図）。

第1-3-15図 スポットワークアプリの登録者数の推移



（備考）一般社団法人スポットワーク協会提供資料により作成。
主要4社（タイミー、ショットワークス、シェアフル、ワクラク）のアプリ登録者数の合計。

地方では、地方公共団体やJAがスポットワークアプリを導入し、農業分野で野菜の収穫等でマッチングが行われている事例も出てきている。地方の農業や観光等の分野における、こうした新たなマッチング手法の広がりも人手不足解消に向けた有効な取組となるであろう（第1-3-16表）。

第1-3-16表 地域におけるスポットワークアプリ活用事例

| 地域名等 | 概要 |
|---|---|
| 岐阜県下呂市 | スポットワークアプリ運営会社と下呂市が連携協定を締結し、市内の農業、観光、介護等約70事業者に対しセミナーを実施。こうした取組により、40以上の事業者がスポットワークアプリに求人情報を登録。登録ワーカー数は約2.1倍、求人数は約11.4倍に増加（2023年10月時点）。 |
| 北海道ニセコ町、 倶知安町 | スポットワークアプリ運営会社とニセコ町、倶知安町は連携協定を締結し、市内の宿泊・飲食、観光、農業等約50事業者に対しセミナーを実施。こうした取組により、30以上の事業者がスポットワークアプリに求人情報を登録。冬の繁忙期に向けて12月に広報誌で町民のアプリ登録や事業者向けの説明会を定期的に開催し登録数を増やす（2023年11月時点）。 |
| 山形県、兵庫県神戸市、福岡県八女市、熊本 県苓北町、熊本県山鹿市・和水町、宮崎県都 農町、鹿児島県南九州市 | スポットワークアプリ運営会社と連携し、滞在地域での「仕事」を軸に、「交流」、「観光」も体験できる1週間程度の新たな旅のモデルの普及を促進。農業や漁業などの一次産業や、宿泊業や酒蔵などの観光業とのマッチングが成立し、関係人口や移住者が生まれ地域活性化に貢献。 |
| J A 静岡経済連、J A 全農ぐんま | スポットワークアプリ運営会社とJ Aの共同事業として、各J Aが農家向けにスポットワークアプリへの求人登録を促進。人手が必要となる野菜の収穫などにおいて活用実績が増加。 |
| 山形県 | 人手不足の農家と農業に関心のある働き手をつなぐアプリに機能を追加し、現在企業で働く人の副業・ボランティアによる求人を掲載し、農作業支援を実施。 |

（備考）一般社団法人スポットワーク協会からのヒアリングや報道により作成。

(補論) 物流業の人手不足問題

地域における人手不足問題として、いわゆる「物流業の2024年問題」についてみていきたい。2018年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、2019年から時間外労働の上限規制が順次施行されている。「物流業の2024年問題」とは、2024年4月からトラックドライバーにも上述の規制が適用される予定²⁵となっており、これにより一部のトラックドライバーの労働時間が短くなることが想定され、物流業の輸送力が低下する可能性があるという問題である。何も対策を講じない場合、輸送力が2019年度の貨物輸送量に対して約14%不足し、さらに2030年度には貨物輸送量に対し約35%不足する可能性があるとの試算結果²⁶もある。また、地域別では東北、四国、北海道、九州などで不足が大きいと試算されている。

物流業は、こうした当面の働き方改革への対応に加え、ドライバーの高齢化や労働生産性の低さといった構造的課題を抱えており、中長期的な観点から課題解決に取り組む必要がある。本補論では、物流業の人手不足問題の経済的側面として、労働供給面での課題と労働生産性が低い要因を明らかにするとともに、課題解決に向けた方策の検討を行いたい。

(1) 構造的課題

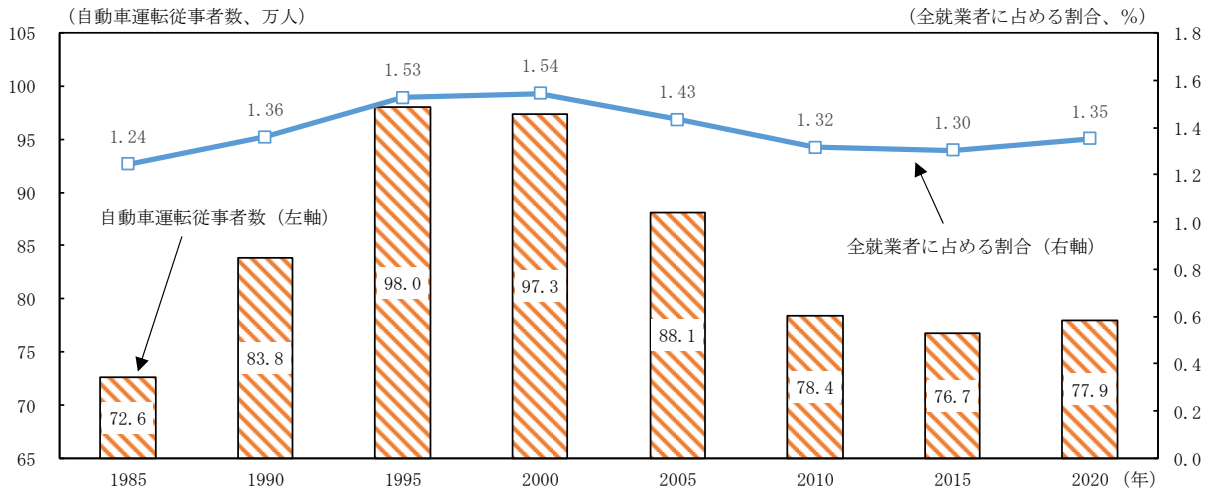
(物流業界は就業者の減少と高齢化が進む)

まず、トラックドライバーの労働供給からみていきたい。トラックドライバーの就業者数の長期的推移をみると、1990年代半ばから2000年頃の100万人程度をピークに減少傾向にあり、近年は横ばいで推移している(第1-4-1図)。

²⁵ 大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月から、年720時間の上限規制が適用されている。ただし、幾つかの事業・業務では規制の適用が猶予されており、自動車運転業務では2024年4月から年960時間の上限規制が適用されることとなっている。

²⁶ 経済産業省「第3回持続可能な物流の実現に向けた検討会(2022年11月11日)資料1「物流の2024年問題」の影響について(株式会社NX総合研究所)」、株式会社野村総合研究所「第351回NR Iメディアフォーラムトラックドライバー不足時代における輸配送のあり方～地域別ドライバー不足数の将来推計と共同輸配送の効用～」より引用。詳細は第1-4-5図を参照。

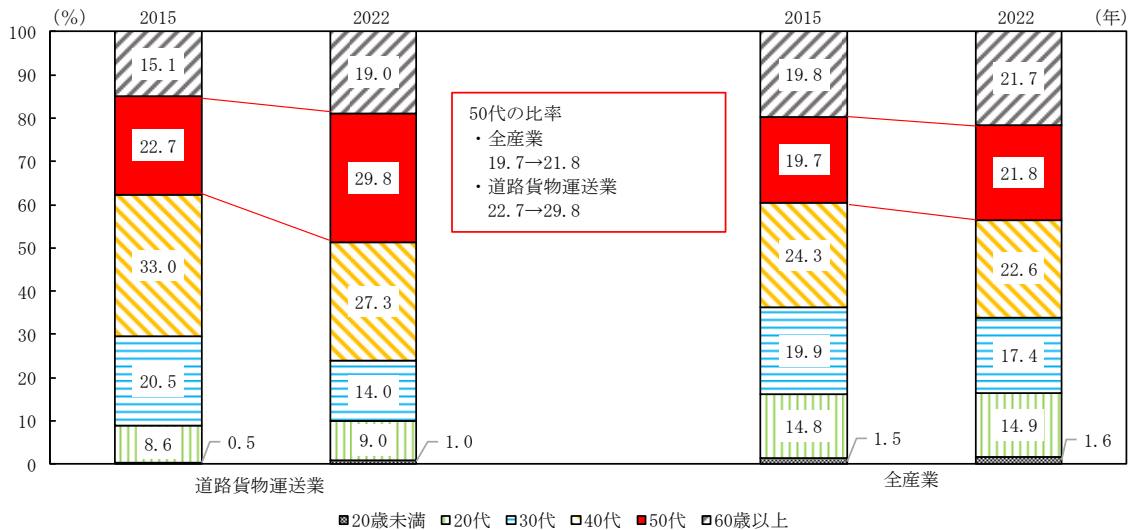
第1-4-1図 トラックドライバーの就業者数の推移



(備考) 1. 総務省「国勢調査」により作成。
2. 道路貨物運送業のうち、自動車運転者（1985年～2005年）、自動車運転従事者（2010年～2020年）の集計。

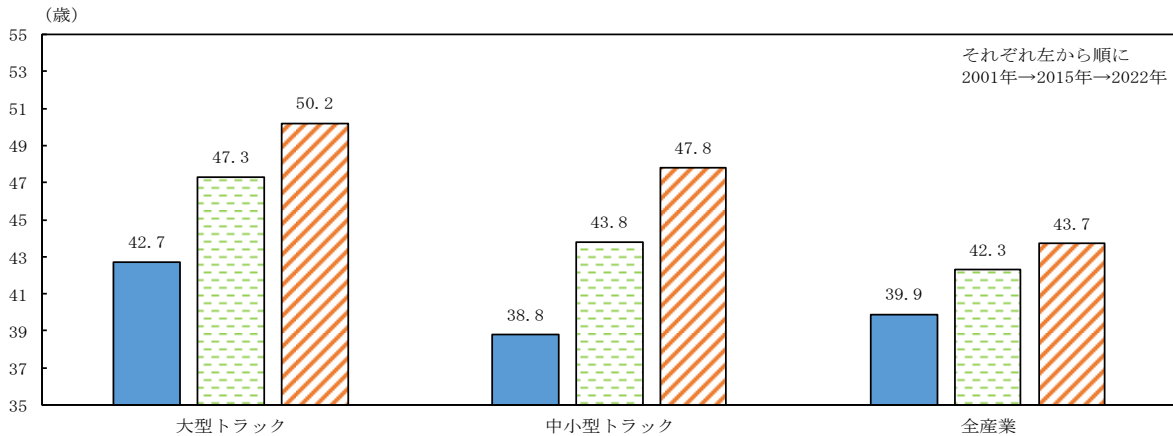
道路貨物運送業の年齢構成をみると30代以下の年齢層が少ない一方、50代以上で増加しており、近年は50代のシェアが全産業平均と比べ高くなっている（第1-4-2図）。トラックドライバーの平均年齢の推移をみても、近年比較的早いペースで上昇している。若年層の担い手が少なく、高齢化が進んでいることがうかがわれる（第1-4-3図）。

第1-4-2図 道路貨物運送業の年齢構成



(備考) 総務省「労働力調査」により作成。

第1-4-3図 トラックドライバーの平均年齢

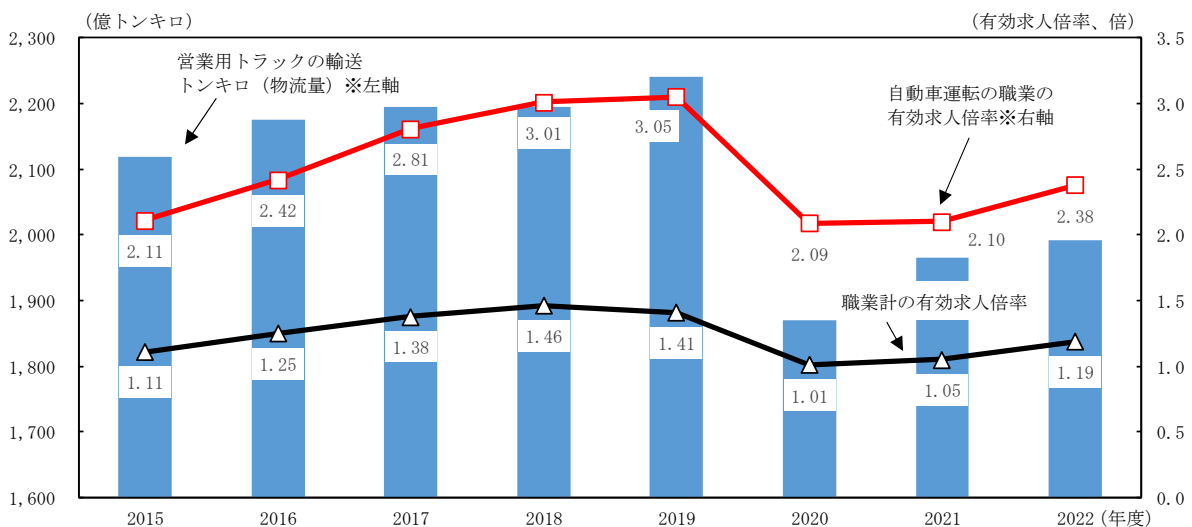


(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。
2. 短時間労働者は含まない。

トラックドライバーの労働需要の動きについて有効求人倍率の推移をみると、感染症拡大前までは、物流量は増加する一方でドライバーの数は増加しておらず、有効求人倍率は上昇傾向で推移してきた（第1-4-4図）。

感染症拡大直後は、B to B物流が生産活動の停滞により減少し、全体の物流量が減少、有効求人倍率も低下したが、2022年度には物流量の回復に伴い有効求人倍率も約2.4倍まで上昇しており、人手不足感が強まってきている。

第1-4-4図 トラックドライバーの有効求人倍率と物流量の関係

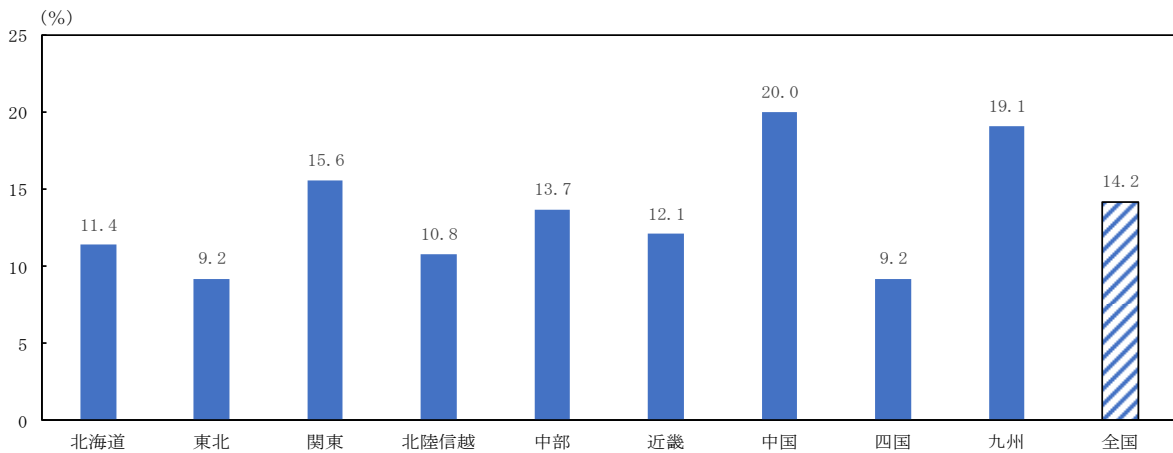


(備考) 1. 国土交通省「自動車輸送統計調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」により作成。
2. 2020年4月より、貨物営業用自動車の調査方法及び集計方法が変更されたため、2020年3月以前の統計数値の公表値とは、時系列上の連続性が担保されていないことから、時系列上の連続性を担保するため接続係数により2020年3月以前の旧統計数値を遡及改訂のうえ算出されている。
3. 営業用は、他人の求めに応じて貨物を輸送する車。
4. トンキロは、輸送トン数×輸送距離（キロメートル）。
5. 有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の実数値。

トラック業界の需給について2024年問題を加味して推計を行った結果によると、拘束時間の見直しにより、輸送力が2019年度の貨物輸送量に対して約14%不足すると見込まれ（第1-4-5図（1））、さらに2030年にはドライバー不足により全国で約35%の荷物が運べなくなる見通しとなっている（第1-4-5図（2））。地域別には、特に東北や四国といった地方部でひっ迫することが見込まれている。

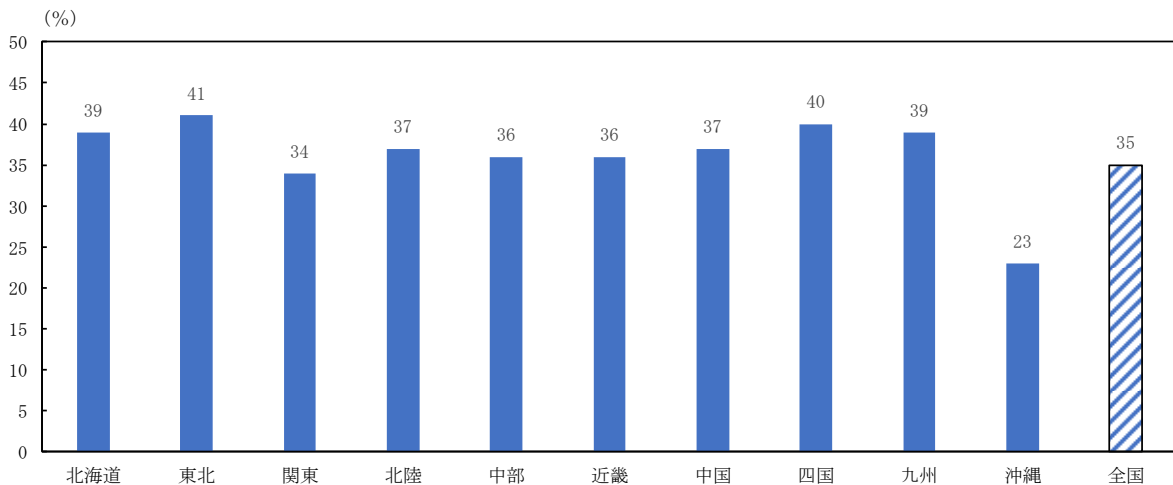
第1-4-5図 拘束時間（労働時間+休憩時間）の見直しにより不足する輸送能力
（ドライバー数ベース）

（1）2019年度推計



- （備考） 1. 経済産業省「第3回持続可能な物流の実現に向けた検討会（2022年11月11日）資料1「物流の2024年問題」の影響について（株式会社NX総合研究所）」により作成。
2. 関東は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、北陸信越は、新潟県、長野県、富山県、石川県、中部は、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県を表す。

（2）2030年推計

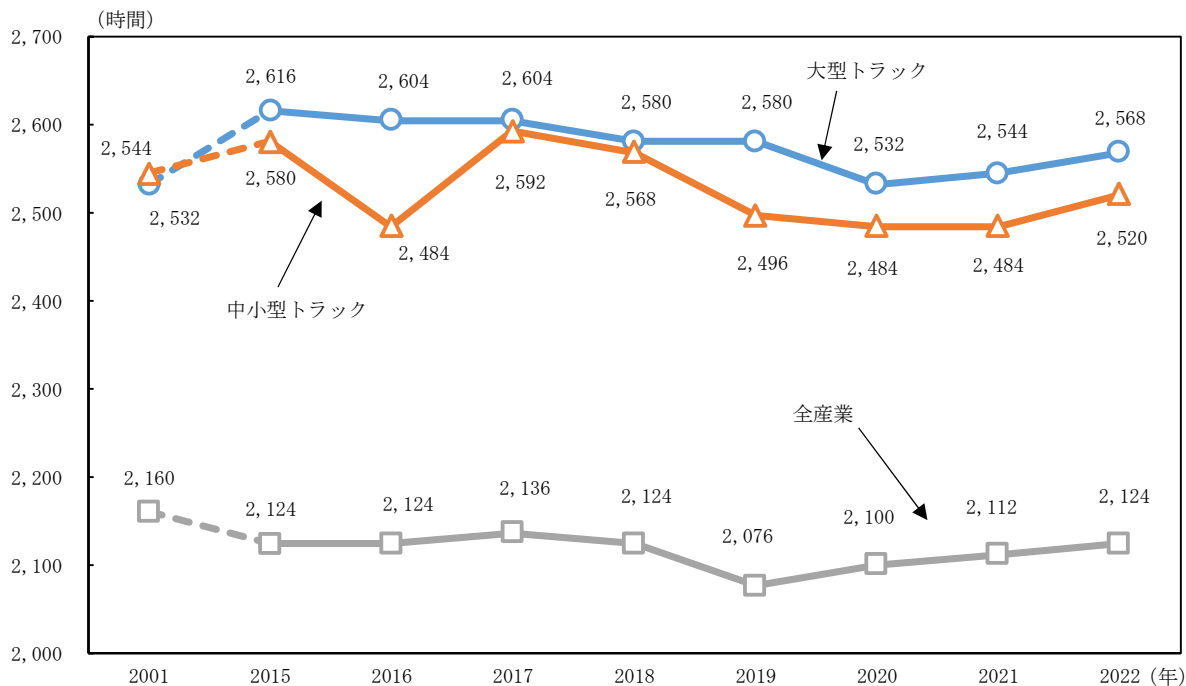


- （備考） 1. 株式会社野村総合研究所「第351回NRIメディアフォーラム トラックドライバー不足時代における輸送のあり方～地域別ドライバー不足数の将来推計と共同輸配送の効用～」により作成。
2. 関東は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、北陸は、新潟県、富山県、石川県、中部は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、近畿は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県を表す。

(新たに上限規制の対象となる物流業界は長時間労働者のシェアが高い)

トラックドライバーの年間労働時間をみると、全産業平均より約2割（400～450時間）長く、長時間労働が常態化している（第1-4-6図）。

第1-4-6図 トラックドライバーの労働時間の時系列推移



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。
2. 短時間労働者は含まない。

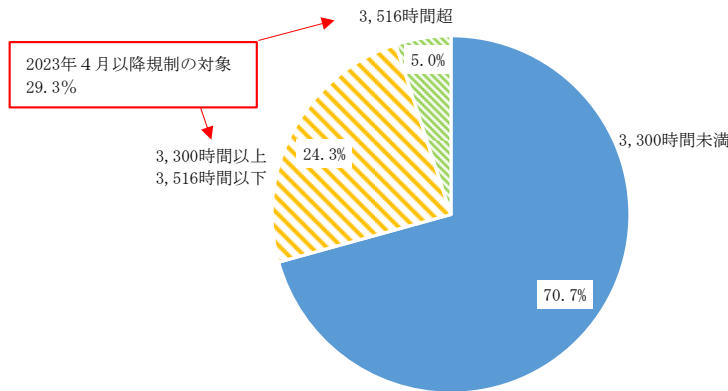
また、トラックドライバーの拘束時間分布をみると、2024年4月に適用される時間外労働時間等（第1-4-7表）の規制対象となる、年間の拘束時間が3,300時間を超えるドライバーは3割程度を占めている（第1-4-8図）。全日本トラック協会が実施した協会会員企業へのモニタリング調査（2023年1～2月）の結果をみても、29.1%の企業で時間外労働の上限規制の対象となるドライバーがいると報告されており（第1-4-9図）、特に長距離輸送では38.6%が該当することから、早急に改善を進める必要があると考えられる。

第1-4-7表 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準公示）改正の概要

| | 現行 | 2024年4月1日～ |
|-------------------------|--|---|
| 時間外労働時間 | 無制限 | 年960時間以内 |
| 1年の拘束時間 (労働時間+休憩時間) | 3,516時間以内 | 原則：3,300時間以内（最大：3,400時間以内） ※労使協定がある場合、3,400時間まで延長可 |
| 1か月の拘束時間 (労働時間+休憩時間) | 原則：293時間以内（最大：320時間以内） ※労使協定がある場合、293時間超は1年のうち6か月まで | 原則：284時間以内（最大：310時間以内） ※労使協定がある場合、284時間超は1年のうち6か月まで、 連続9か月までとし、1か月の時間外・休日労働時間が100 時間未満となるよう努める |
| 1日の拘束時間 (労働時間+休憩時間) | 原則：13時間以内（最大：16時間以内） ※15時間超は週2回まで | 原則：13時間以内（最大：15時間以内） ※14時間超は週2回までが目安 ※宿泊を伴う長距離貨物輸送の場合、週2回まで16時間まで 延長可 |
| 1日の休息時間 | 継続8時間以上 | 継続11時間以上を基本とし、9時間を下回らない |

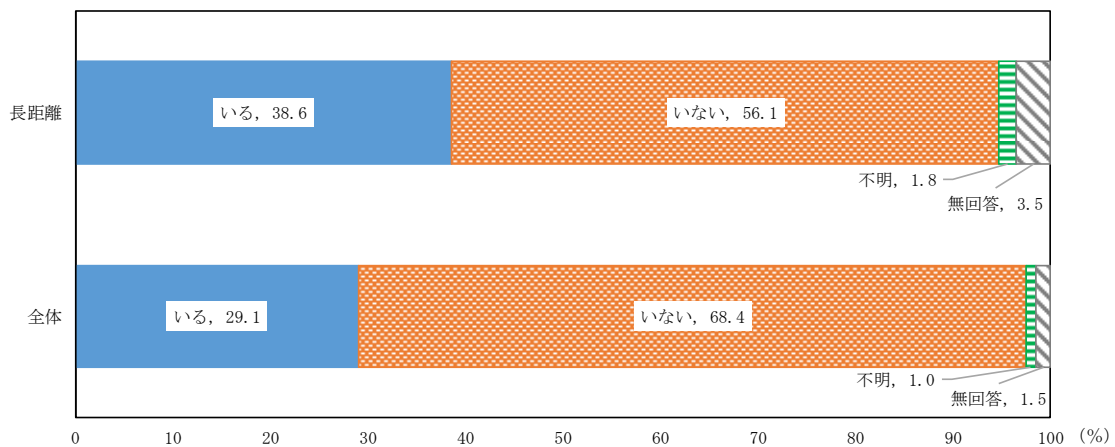
(備考) 厚生労働省「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」により作成。

第1-4-8図 トラックドライバーの拘束時間の分布（年間）



(備考) 厚生労働省「第5回労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会（2021年4月23日）【参考資料1】自動車運転者の労働時間等に係る実態調査報告書」により作成。

第1-4-9図 時間外労働960時間超となるドライバーの有無について
(全日本トラック協会モニタリング調査)



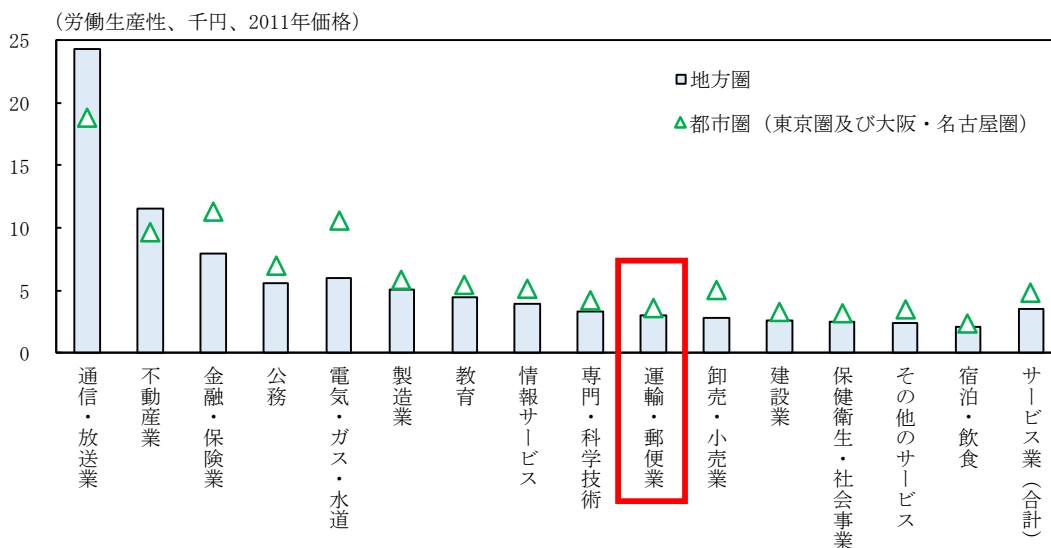
(備考) 1. 一般社団法人全日本トラック協会「第5回働き方改革モニタリング調査結果」（令和5年1～2月調査）により作成。
2. 長距離は宿泊付き運行が対象。

(物流業界は労働生産性と賃金が低迷)

このようにトラックドライバーは労働時間が非常に長い職種であるが、他業種と比較した労働生産性や賃金の状況を見てみたい。

まず、産業別に労働生産性についてみると、「運輸・郵便業」は都市圏・地方圏ともに、生産性の低いグループに位置していることが分かる（第1-4-10図）。

第1-4-10図 業種別労働生産性（2018年）



(備考) 1. 経済産業研究所「R-JIPデータベース2021」により作成。
2. 労働生産性はマンアワーベース。

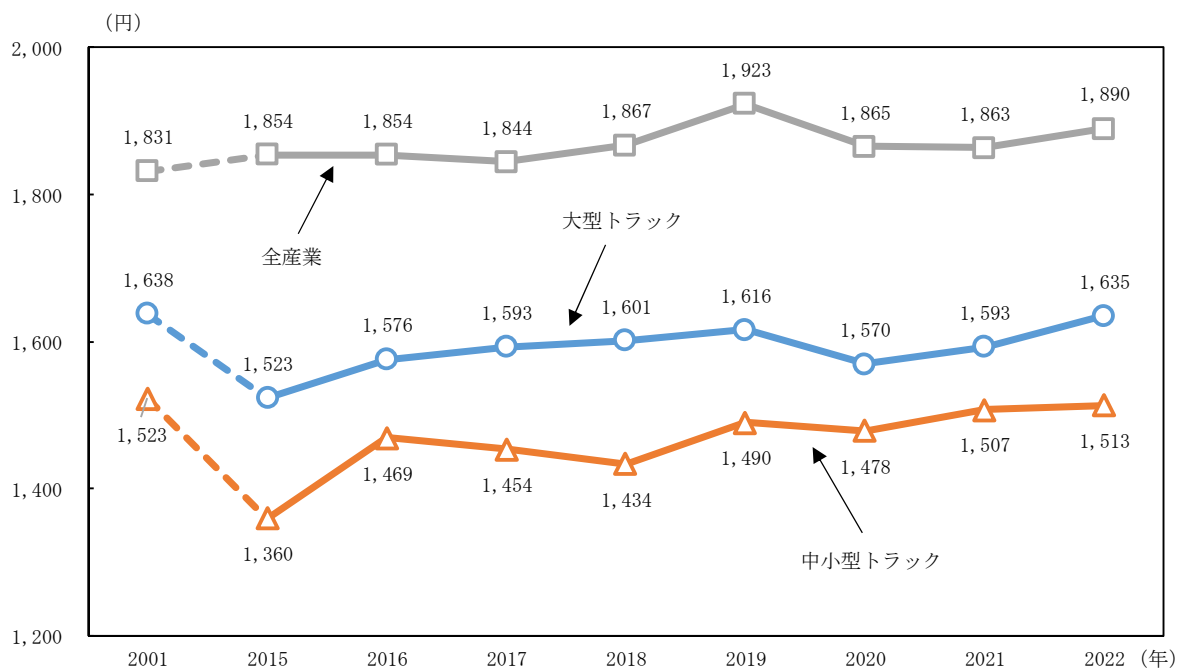
トラックドライバーの年収をみると、全産業平均より5~10% (20~60万円) 程度低くなっている（第1-4-11表）。時間あたり賃金（所定内給与/所定内労働時間）をみても、全産業平均より10~20% (250~370円) 程度低くなっており（第1-4-12図）、賃金の低迷という構造的課題が存在している。

第1-4-11表 トラックドライバーの年収と労働時間比較（2022年）

| | 年収 (万円) | 労働時間 (時間) |
|---------|---------|-----------|
| 大型トラック | 477 | 2,568 |
| 中小型トラック | 438 | 2,520 |
| 全産業 | 497 | 2,124 |

(備考) 1. 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」により作成。
2. 年収は一般労働者の決まって支給する現金給与額を12倍し年間賞与その他特別給与額を加えて算出。
3. 短時間労働者は含まない。

第1-4-12図 トラックドライバーの賃金水準（時給）



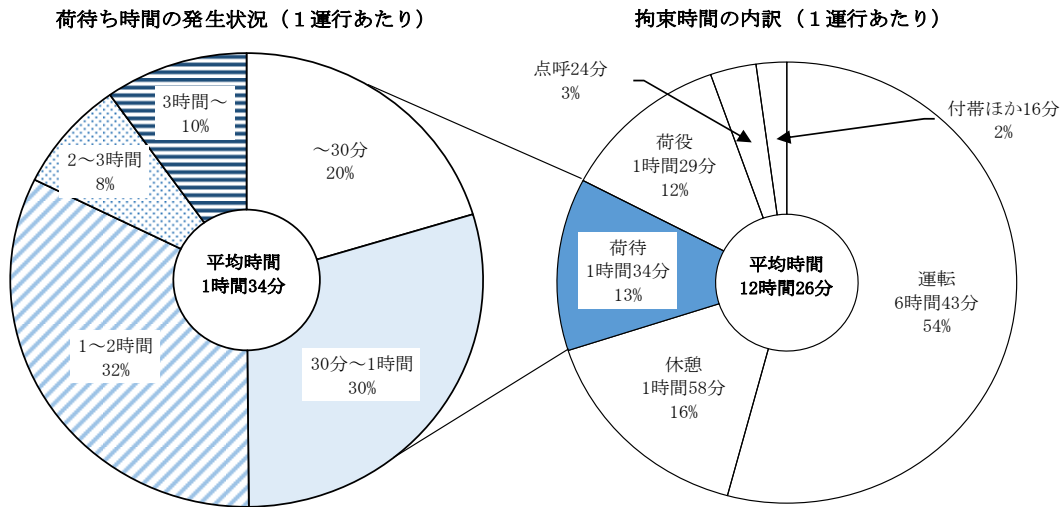
(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。
 2. 賃金（時給）は一般労働者の所定内給与額を所定内労働時間で除して算出。
 3. 短時間労働者は含まない。

（商慣行や過剰サービスによる長時間労働と運送効率の悪さが生産性を押し下げる要因）

労働生産性が低迷する要因としては、長時間労働（労働投入超過）と運送効率が影響するが、それぞれについてみていきたい。

まず、長時間労働（労働投入超過）が生じている要因についてみると、荷待ち時間（ドライバーの待機時間）の発生が大きく影響している（第1-4-13図）。こうした荷待ち時間に加え、契約内容が曖昧なまま荷積み・荷卸しを運送事業者が適正な運賃・料金を受け取ることなく行うという商慣行も定着しており、ドライバーにとって適正な対価の発生しない労働時間が多く生じていることが、労働生産性を押し下げる一因となっている。

第1-4-13図 トラックドライバーの荷待ち時間



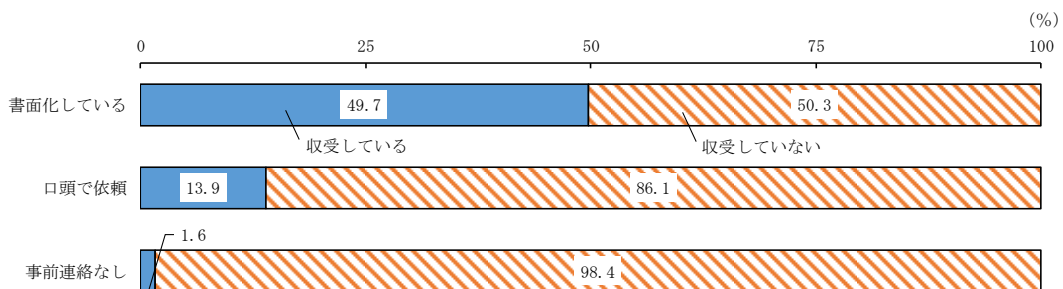
(備考) 1. 国土交通省(2021)「トラック輸送状況の実態調査結果」(トラックドライバー調査)により作成。
2. 「荷待ち時間がある運行」の平均時間。

こうした商慣行に加え、高速道路利用料金の運送事業者負担、納品までのリードタイムの短さ、納品時間指定といった運送事業者側に厳しい条件が定着しており(第1-4-14図(1)(2))、運送事業者の労働環境の悪化(夜間・早朝勤務)も生じている。

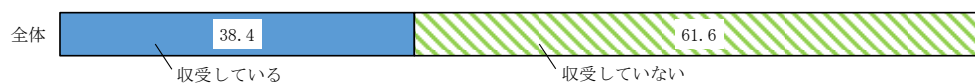
このような商慣行や厳しい条件は、運送事業者の過当競争や多重下請構造を背景とする荷主(発注者)と運送事業者(受注者)の関係性も影響しており、改善に向けて荷主と運送事業者の持続可能かつ対等な関係性構築を進めていく必要がある。

第1-4-14図 荷役料金と高速道路利用料金の収受の有無

(1) 荷役に対する書面化の有無と荷役料金の収受の有無



(2) 高速道路料金の収受の有無



(備考) 国土交通省(2021)「トラック輸送状況の実態調査結果」(トラックドライバー調査)により作成。

次に、運送効率についてみていきたい。運送効率の向上を妨げる要因の一つに、荷主側の要求による時間指定やリードタイムの短い貨物が多いことが挙げられる。受注から納品までが短期間であったり、納品時間の制約が厳しいと、他の荷物を含めた効率的な運送や復路の荷物の確保等を計画的に行うことが困難になる。また、荷積み・荷卸しの時間帯も夜間等を避けることができず、非効率が発生する。

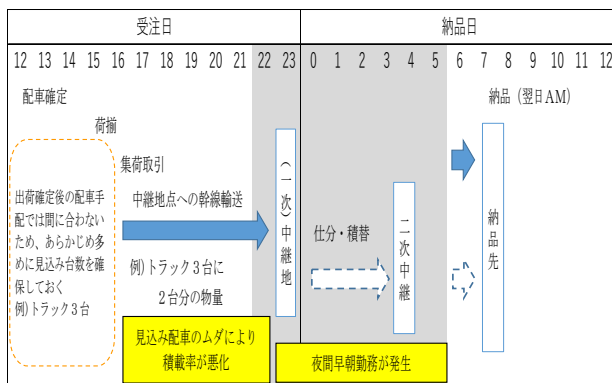
運送事業者へのヒアリングによると、仮にリードタイムを1日延長することができれば、余分な配車の削減による積載効率の向上や必要となるドライバー数の削減、夜間・早朝勤務の削減、日勤要員のみで対応が可能になるなど（第1-4-15図（1）

（2））、多くの改善効果が期待できるといった意見もみられた。

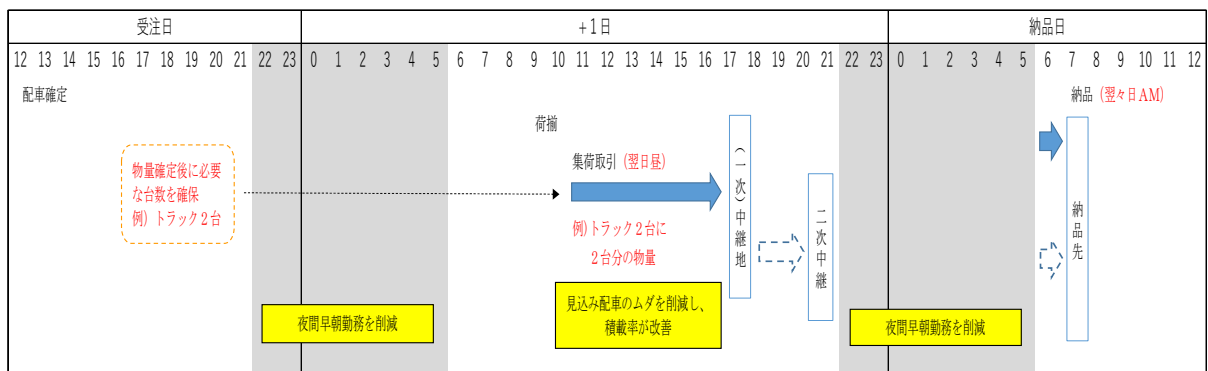
こうしたことから、物流事業者側の最適化が進みにくく、トラックの積載率は40%程度で低迷している（第1-4-16図）。荷を積んでいない復路時間の短縮と、稼働時の積載率向上といった効率化を進めることでドライバー不足の改善につなげていくことが、今後ますます重要になると考えられる。

第1-4-15図 夜間早朝勤務の構造とリードタイム延長による効果

（1）リードタイムが1日の場合

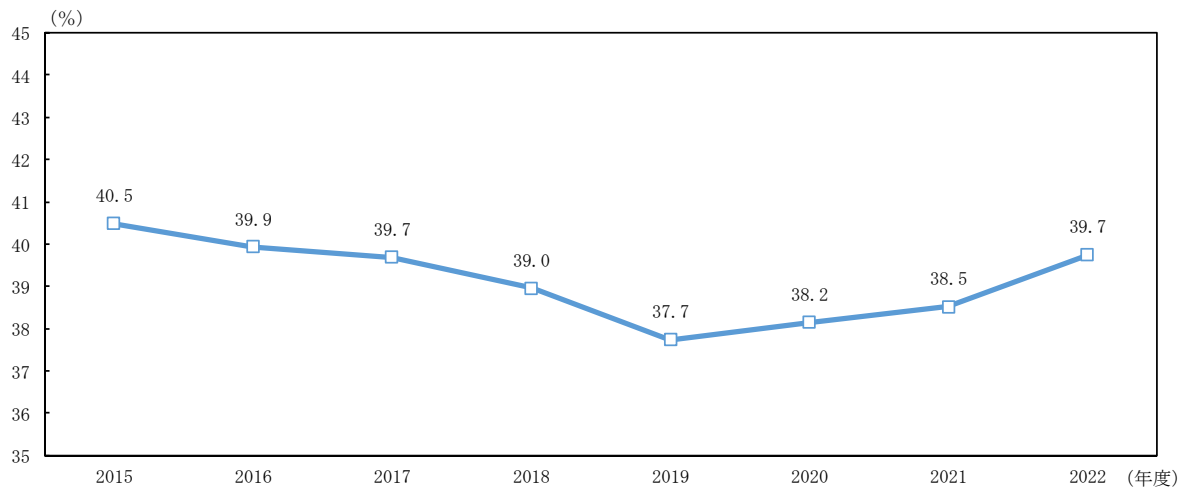


（2）リードタイムが2日の場合



（備考）運送事業者へのヒアリングに基づき内閣府で作成。

第1-4-16図 トラック積載率の推移



- (備考) 1. 国土交通省「自動車輸送統計調査」により作成。
2. 輸送トンキロ÷能力トンキロにより算出。
3. トンキロは、輸送トン数×輸送距離(キロメートル)。

(2) 課題解決に向けた方策

前節では、物流業の労働構造と労働生産性に関する課題をみてきたが、本節では課題解決に向けた方策の検討を進めたい。

(商慣行ルール見直しによる荷主と物流事業者の持続的な関係構築)

前節で指摘したとおり、トラックドライバーが契約にない荷役作業や陳列作業等の付帯作業を指示されるケース、長時間の積み降ろし待ちなど、対価の発生しない労働時間が、物流業界の労働生産性を押し下げる一因となっている。

こうした課題への対応として、「物流革新に向けた政策パッケージ」及び「物流革新緊急パッケージ²⁷」では、荷待ち・荷役時間の削減に向けた規制的措置等の導入、納品期限等の見直し、トラックGメンによる荷主・元請事業者の監視体制強化といった、非効率な商慣行の見直しを図ることが決定されている（第1-4-17表）。

第1-4-17表 商慣行見直しに関する施策

| ■ 物流革新に向けた政策パッケージ（2023年6月2日） |
|--|
| ①荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減 |
| <ul style="list-style-type: none">▶ 待機時間、荷役時間の削減等によりドライバーの労働時間を削減▶ 納品回数の減少等を通じた総輸送需要の抑制や物量平準化により効率的な物流を実現▶ 事業者に対し、物流負荷の軽減に向けた計画作成や実施状況報告を求め、規制的措置を導入 |
| ②納品期限、物流コスト込み取引価格等の見直し |
| <ul style="list-style-type: none">▶ トラックの夜間運転や倉庫の夜間作業などをもち、受発注後翌日納品といった短いリードタイムの見直し▶ 繁忙期を避けた発注や、大ロット化、パレチゼーション等の効率化を促すよう、需給に応じた価格変動といった物流コストの見える化を推進 |
| ③物流産業における多重下請構造の是正に向けた規制的措置等の導入 |
| <ul style="list-style-type: none">▶ 多重下請構造にあるトラック事業者において、実運送事業者の適正な運賃確保による賃金水準の向上等のため、元請事業者が実運送事業者を把握できるよう、台帳作成に係る規制的措置を導入 |
| ④荷主・元請の監視強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための態勢強化（トラックGメン） |
| <ul style="list-style-type: none">▶ 「トラックGメン」を設置し、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化▶ 自家用自動車により自社貨物を輸送する事業者についても、労働基準法や改善基準告示の遵守徹底を図る |
| ⑤物流の担い手の賃金水準向上等に向けた適正運賃收受・価格転嫁円滑化等の取組み |
| <ul style="list-style-type: none">▶ 適正な運賃・料金收受に関する周知や法令に基づく働きかけを実施、取引環境の適正化を推進▶ 運賃・料金が消費者向けの送料に転嫁・反映すべく、「送料無料」表示の見直し▶ 荷主企業を起因とした長時間の荷待ちや、運賃・料金の不当な据え置き等の解消に向け、契約の電子化・書面化を図る規制的措置の導入や、荷主企業等への「働きかけ」「要請」等を徹底 |
| ⑥トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底 |
| <ul style="list-style-type: none">▶ 荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等を含め、荷主企業等に適正に転嫁できるよう、「標準運送約款」や「標準的な運賃」の所要の見直し▶ 「トラックGメン」により、「標準的な運賃」の活用状況について監視を強化 |
| ■ 物流革新緊急パッケージ（2023年10月6日） |
| ①トラックGメンによる荷主・元請事業者の監視体制の強化 |
| <ul style="list-style-type: none">▶ 荷主による違反原因行為の調査を踏まえた「要請」等の集中実施▶ 国土交通省及び荷主所管・法執行行政機関による連携強化 |
| ②物価動向の反映や荷待ち・荷役の対価等の加算による「標準的な運賃」の引上げ |
| <ul style="list-style-type: none">▶ 燃料価格等の高騰の状況を踏まえ、運賃表を見直すとともに、荷待ち・荷役作業等の輸送以外のサービスの対価や下請けに発注する際の手数料の水準を提示して、引上げ |
| ③適正な運賃の收受、賃上げ等に向け、次期通常国会での法制化を推進 |
| <ul style="list-style-type: none">▶ 大手荷主・物流事業者の荷待ち時間や荷役時間の短縮に向けた計画作成の義務付け、主務大臣による指導・勧告・命令等▶ 大手荷主に対する物流経営責任者の選任の義務付け▶ トラック事業における多重下請構造の是正に向け下請状況を明らかにする実運送体制管理簿の作成、契約時の（電子）書面交付の義務付け |

(備考) 国土交通省（2023）「物流革新に向けた政策パッケージ」、 「物流革新緊急パッケージ」により作成。

²⁷ 2023年10月6日 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定。

人手不足問題が深刻化する物流企業の現状に鑑みれば、荷主企業は物流企業と強固なパートナーシップを結び、待機時間・付帯作業の削減や納品までのリードタイム延長など相互に利益となる関係を迫及していくべきである。トラックGメンという抑止力も活用しつつ、荷主と物流事業者が持続可能な関係を構築していくことが期待される。

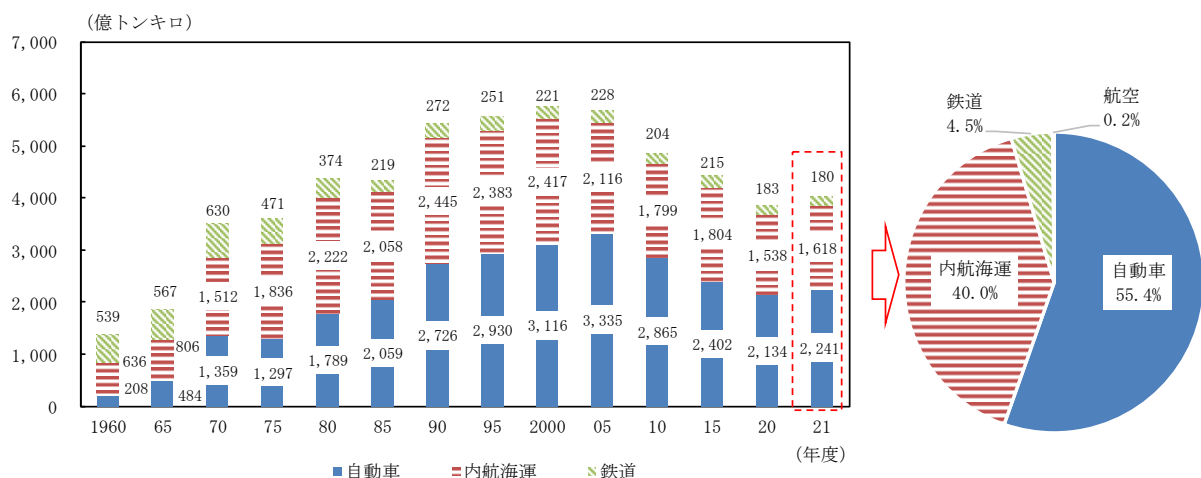
また、こうした商慣行の適正化は、長時間・非効率な労働環境の改善や、労働に見合った対価を収受できることによる収入向上につながり、物流業界での若年層の担い手確保に向けて重要となる。

（長距離トラック輸送を減らすモーダルシフトの推進）

2021年度の輸送機関別貨物輸送トンキロは、自動車が55.4%、内航海運が40.0%、鉄道が4.5%を占めている（第1-4-18図）。例えば製造業の輸出入に伴う輸送を想定し、工場と横浜港や大阪港といった主要港の間について、トラック輸送での日帰り運行（往復8時間）が可能な距離をみてみると、1日の輸送可能範囲は限定的であることが分かる（第1-4-19図）。こうした、1日の輸送可能範囲の間際である栃木県や静岡県、広島県などでは、中継輸送拠点の整備が進んでおり、1つの輸送工程を複数のドライバーで分担する中継輸送によって、ドライバーの拘束時間の短縮が期待されている。

供給側のトラックドライバーの高齢化や就業者数の減少に鑑みると、トラック長距離輸送から鉄道や船舶へのモーダルシフトを推進し、トラック輸送への需要を抑制することも重要である（第1-4-20図）。これは同時にトラックドライバーの労働時間縮減と近距離の配送効率を高めていくことにも資すると考えられる。例えば鉄道を使った貨物輸送では、トラック輸送に比べ、大量輸送と定時輸送が可能となる。中長期的な視点を持ち、モーダルシフトを計画的に進めていくことが求められる。

第1-4-18図 輸送機関別貨物輸送トンキロの推移

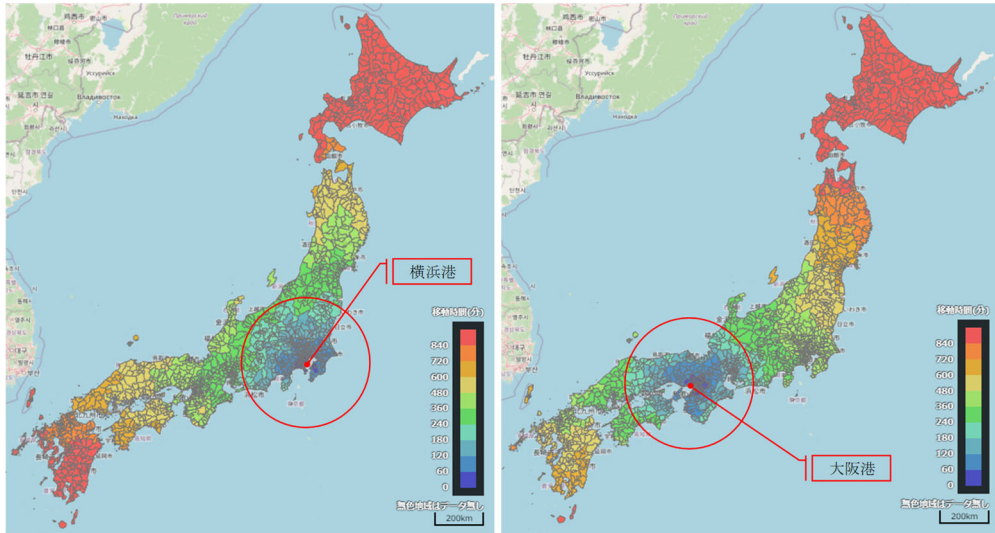


(備考) 1. 国土交通省「交通関係統計資料 交通関係基本データ 輸送機関別輸送量 貨物トンキロ」により作成。
2. トンキロは、輸送トン数×輸送距離（キロメートル）。

第1-4-19図 移動時間マップ

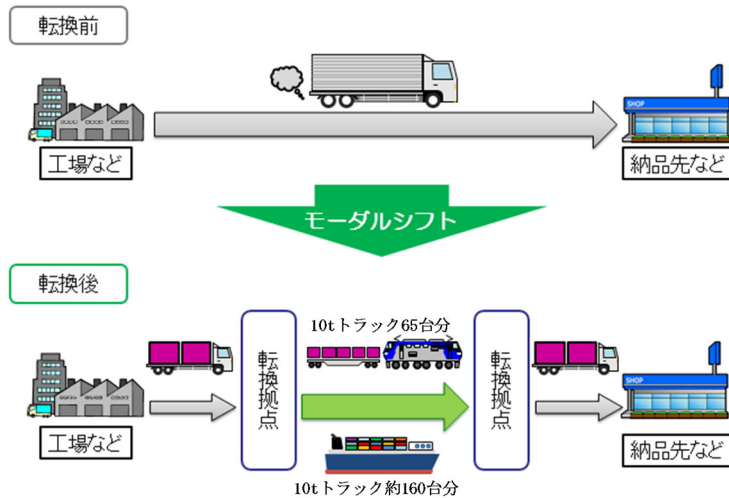
(1) 横浜港を起点とした場合

(2) 大阪港を起点とした場合



(備考) 1. 内閣府「REASAS - 地域経済分析システム」より作成。
2. 自動車(高速優先)で算出した移動時間。

第1-4-20図 鉄道・船舶貨物輸送のメリット



(備考) 1. 国土交通省HPにより作成。
2. 貨物列車26両分=10トントラック65台分、499総トン一般貨物船1隻=10トントラック約160台分。

(物流の生産性向上に向けたモノとデータの標準化、マッチングによる共同輸配送)

最後に、物流の効率性を高めるための取り組みについてみていく。上述のようにトラック輸送の積載率は平均約4割にとどまっており、この向上が課題となっている。トラック輸送の積載率向上や鉄道・船舶輸送との連携をスムーズにさせるためには、まず、標準仕様パレットの導入を含め貨物の規格の標準化を進めることが重要な取組となる。

加えて、配送伝票を始めとする物流分野のデータの標準化を進め、物流マッチングによる共同輸配送実現を進めることも重要な取り組みとなる。また、物流施設のトラック

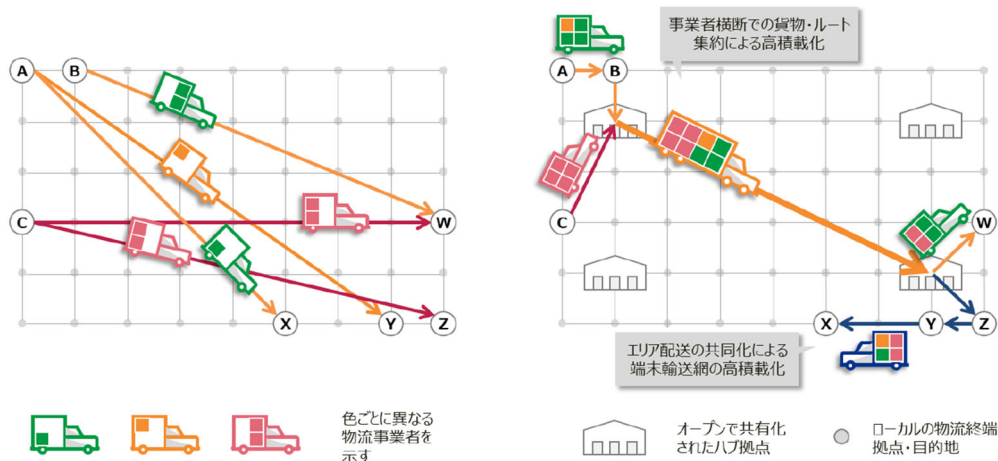
予約受付システムや、パレット管理の情報システムなどの導入も効率的な運行に資するものと考えられる。

こうした物流のデジタル化の推進により、これまで一部の荷主・物流事業者がそれぞれのシステムを通じて部分的に共有していた輸送情報や販売情報等の物流・商流データについて、サプライチェーンを構成する各事業者間での個社・業界の垣根を越えた収集・蓄積・共有・活用が容易となり、一層の連携の構築が可能となる。これらの、いわゆる「フィジカルインターネット」の形成によりトラック物流の効率化を図っていくことが、人手不足解消に向けた有効な方策となる（第1-4-21図）。

「物流革新に向けた政策パッケージ」及び「物流革新緊急パッケージ」においても、こうした取組が進められることが記載されており、2023年11月の「デフレ完全脱却のための総合経済政策」において可能な施策の前倒しを行うこととされている²⁸。

限られたドライバー資源を有効に活用できるような物流ソフトインフラ整備を、可能な限り早急に、かつ着実に進めていく必要がある。

第1-4-21図 フィジカルインターネットのイメージ



- 従来は事業者ごとに車両が発着地点間を直接結ぶ（左図）
- フィジカルインターネット実現後の世界では、輸送リソースは共同利用（右図）
 - ・物流倉庫を共有し有効に活用
 - ・トラックも混載を進めて共同配送を実施
 - ・貨物はハブ間の幹線輸送と、ハブから先の端末輸送網を組み合わせ届けられ、いずれにおいても積載効率の向上が期待される。
- これらの実現のため、貨物等の規格化、物流・商流プラットフォーム上での情報共有とマッチングが必要

（備考）経済産業省「フィジカルインターネット実現会議（2022年3月）フィジカルインターネット・ロードマップ」により作成。

²⁸ 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、物流の効率化については、物流DXの推進、物流標準化の推進、トラック輸送から鉄道や船舶へのモーダルシフト、農産品の流通網の強化など、物流革新の実現に向けた支援・調査を行うことなどが盛り込まれている。

第2章 2023年の地域別にみた経済の動向

2023年に入り、感染症の新規感染者数は減少傾向が顕著となり、5月には感染症法上の位置付けが5類へと変更され、経済が自律的に循環する環境が整った。消費面では、こうしたコロナ禍からの経済社会活動正常化の動きを背景に、各地域で人流が回復し、対人サービス業の需要回復が進んできた。

また、生産面では、国内外での経済活動正常化の動きと、半導体の部品供給制約の緩和も進み、輸送機械（自動車）を中心に持ち直しの兆しがみえている。

一方で、2023年に入ってから、輸入物価の上昇を起点とした食料品・電気料金の値上げや原材料・燃料価格の高止まりなどが継続しており、各地域の家計・企業の経済活動へ影響を与えた。

本章では、まず景気ウォッチャー調査を通じて2023年の景況感の推移を概観する。次に各地域の消費及び観光、生産の動向をみていくこととする。

（1）景気ウォッチャー調査でみる景況感²⁹

2023年の景況感の動きをみると、まず年前半はコロナ禍から経済社会活動が正常化する局面で大きく改善した。夏場には記録的な猛暑が景況感の押上げ・押下げの両面に影響し、秋以降は物価上昇への警戒感から景況感の改善に一服感がみられている。こうした動きについて、景気ウォッチャー調査の結果からみていく。

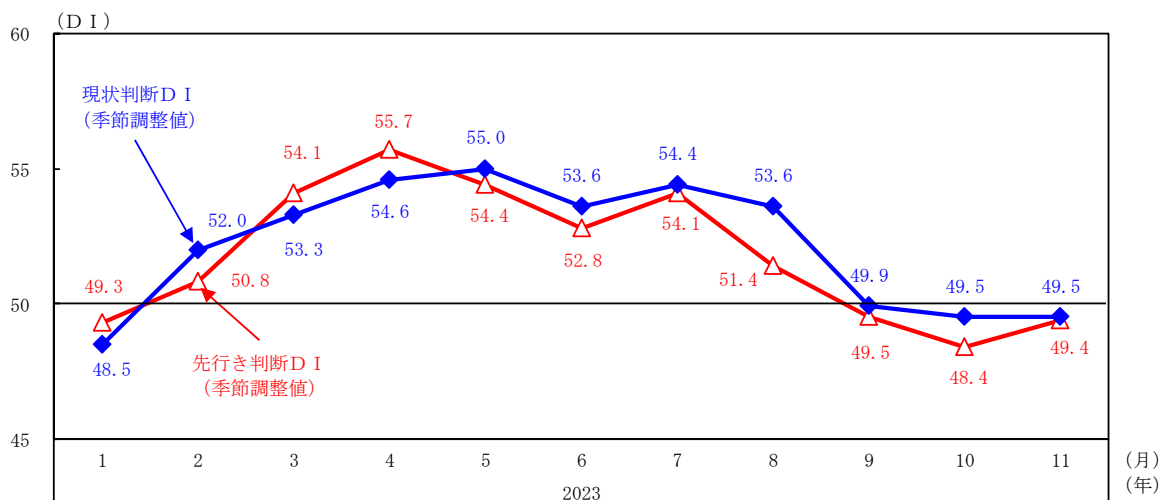
（経済社会活動の正常化局面で景況感が大きく改善）

2023年の「現状判断D I」（3か月前と比較しての景気の状態に対する判断D I）及び「先行き判断D I」（2～3か月先の景気の先行きに対する判断D I）は、1月調査では50を下回っていたものの、2月調査以降は上昇傾向が続き、4、5月調査では現状・先行きともに55程度まで達した。その後は改善テンポが落ち着いたものの、8月調査まで現状判断・先行き判断ともに50を上回る水準を維持していた（第2-1-1図）。

夏を過ぎた9月調査以降は、若干低下し、景況感の回復に一服感がみられるものの、現状・先行きともに50程度の水準を維持している。

²⁹ 内閣府「景気ウォッチャー調査」は、全国2,050人の景気ウォッチャーから、地域の景況について、「良くなっている」から「悪くなっている」まで5段階の「判断」と、その判断理由を「コメント」という形で聴取している。このような2つの次元からなる調査設計により、（1）5段階の「判断」に基づく景況感指数（D I）を算出し、各月の景況感を定量的に把握できることに加え、（2）景況感を左右する特徴的な単語（キーワード）をコメントした回答者数（コメント数）やキーワードに言及した回答者グループのD I（コメントD I）を分析することで、景況感の要因を把握できることが特長となっている。

第2-1-1図 景気ウォッチャー調査：現状判断・先行き判断D Iの推移



(備考) 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。季節調整値。

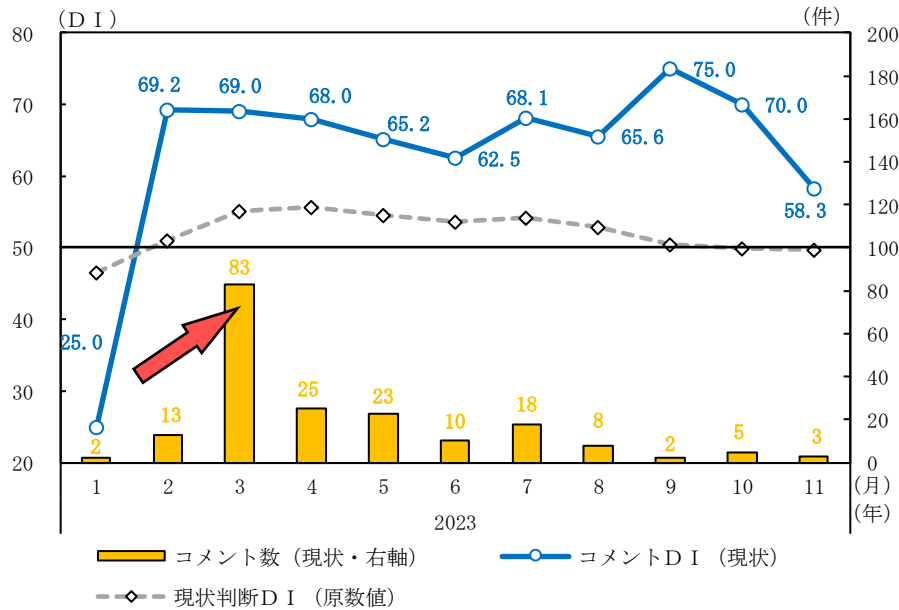
まず、年前半の景況感の改善について、現状判断のコメントからその要因をみてみると、「マスク」と「5類」という特徴的なキーワードが浮かび上がってくる。まず、「マスク」についてみると、3月からマスク着用が任意となったことを受け、3月調査結果ではコメント数が前月の6倍程度（2月：13件→3月：83件）に増加し、全体のD Iを押し上げる要因となっていたことが分かる（第2-1-2図（1））。

「5類」というキーワードについてみてみると、5月に感染症法上の位置付けが「5類」へ移行されたことから、直後の5月調査結果でコメント数が大きく増加するとともにコメントD Iも上昇し、景況感の押上げに寄与していた（第2-1-2図（2））。

一方、6月調査結果では、「5類」のコメント数が減少、5類移行も終了し、経済社会活動が正常化する局面で一時的に生じていたモメンタムは弱まり、D Iの改善テンポが落ち着く形となった。

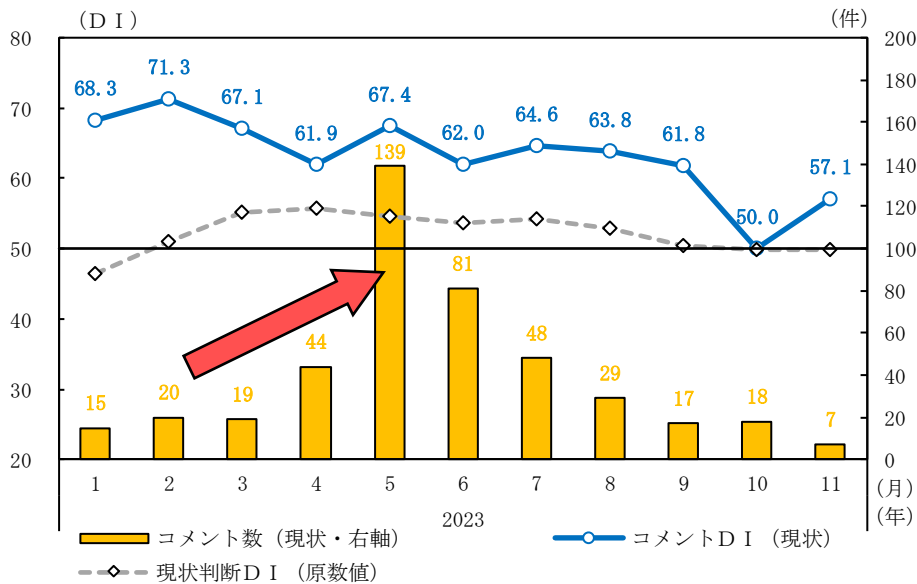
第2-1-2図 景気ウォッチャー調査：現状判断におけるコメント数・コメントD Iの推移

(1) 「マスク」



(備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
2. 各月調査の景気判断理由から「マスク」が含まれるコメントの数とD Iを集計。

(2) 「5類」



(備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
2. 各月調査の景気判断理由から「5類」が含まれるコメントの数とD Iを集計。

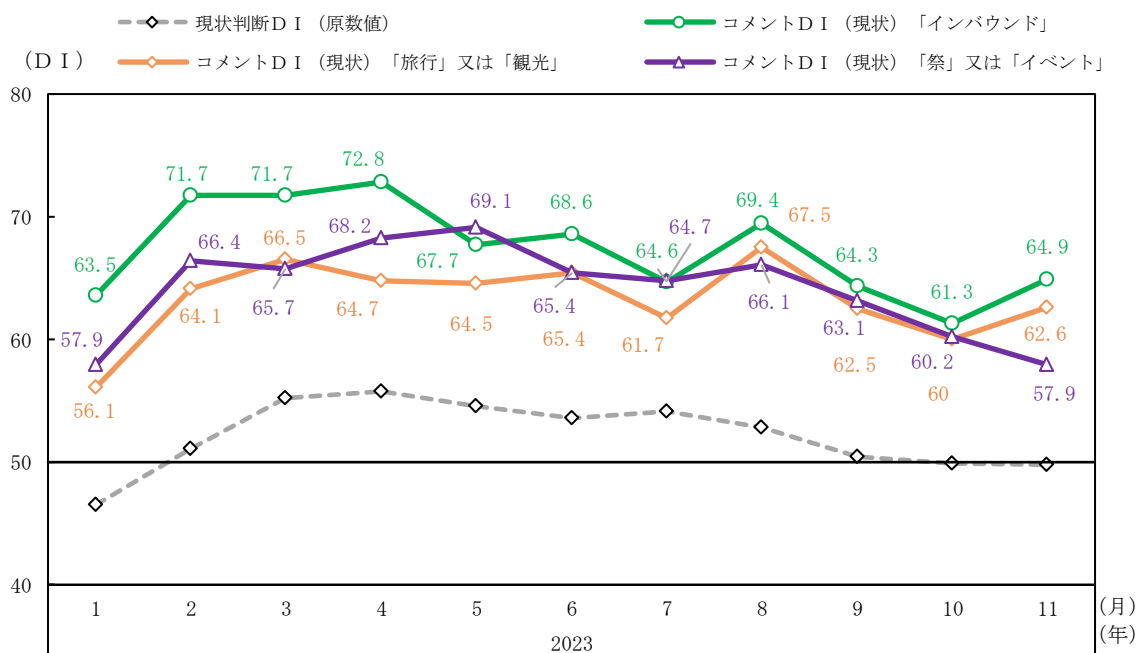
(人流の回復が持続的に景況感を押し上げ)

こうしたコロナ禍からの経済社会活動の正常化局面で、一時的に「マスク」や「5類」といったキーワードで表現される動きが景況感の押し上げに作用するなか、国内旅行・インバウンド増加とイベントの復活が人流を回復させ、景況感を持続的に押し上げてきた(第2-1-3図)。

具体的にみていくと、「旅行」又は「観光」のコメントD Iは、春休み(3月)とGW(5月)、夏休み(8月)という時期もあり、8月までは65程度の高いD Iを維持してきた。また、「インバウンド」のコメントD Iは、4月に水際対策が終了し、航空国際定期便や国際クルーズ船が再開したことなどから、8月までは70前後と高めで推移してきた。加えて、各地域で4年ぶりに祭りやイベントが通常開催されることが増え、「祭」又は「イベント」のコメントD Iも8月まで65前後を維持して推移した。

9月調査以降は、8月頃よりは若干コメントD Iの水準は低下したものの、引き続き全体D Iよりも高い水準で一進一退となっており、引き続き押し上げ効果がみられている。

第2-1-3図 景気ウォッチャー調査：現状判断におけるコメントD Iの推移
「旅行」又は「観光」、「インバウンド」、「祭」又は「イベント」



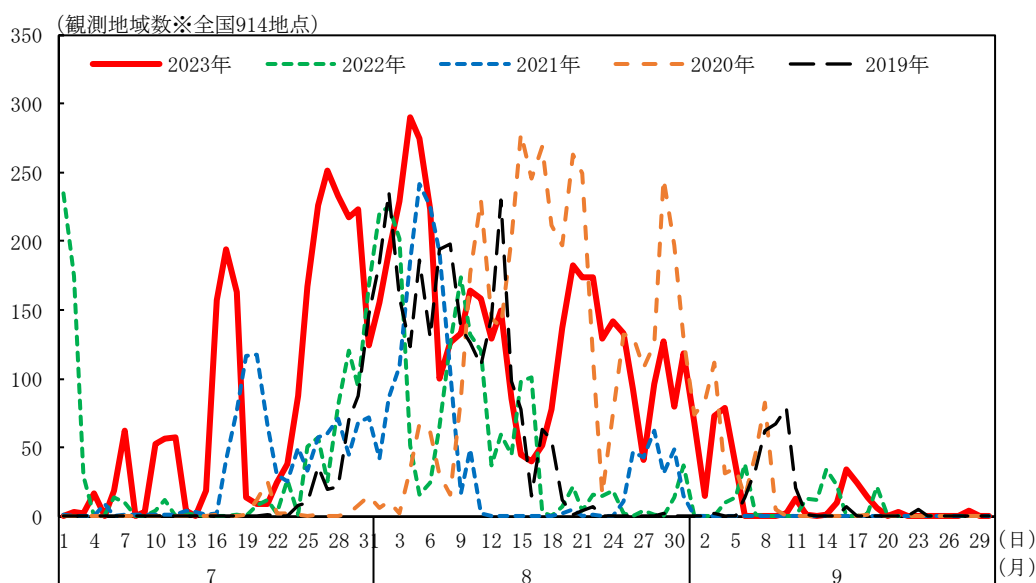
(備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
2. 各月調査の景気判断理由から「インバウンド」、「旅行」又は「観光」、「祭」又は「イベント」が含まれるコメントのD Iを集計。

(2023年夏の記録的猛暑が景況感に与えた影響)

今夏の日本の平均気温は1898年の統計開始以降で最も高く、記録的な猛暑となった。人流の回復が景況感を押し上げてきたことは前述のとおりであるが、ここでは、今夏の記録的猛暑が経済活動に与えた影響について分析したい。

まず、今夏の猛暑の状況に関するデータを確認する。全国に914ある観測所で猛暑日を記録した地点数をみると、特に7月と8月は過去5年間で突出した数字となっており、全国各地で連日、猛暑日が記録されていた（第2-1-4図）。

第2-1-4図 7～9月に猛暑日（35℃以上）を記録した地点数

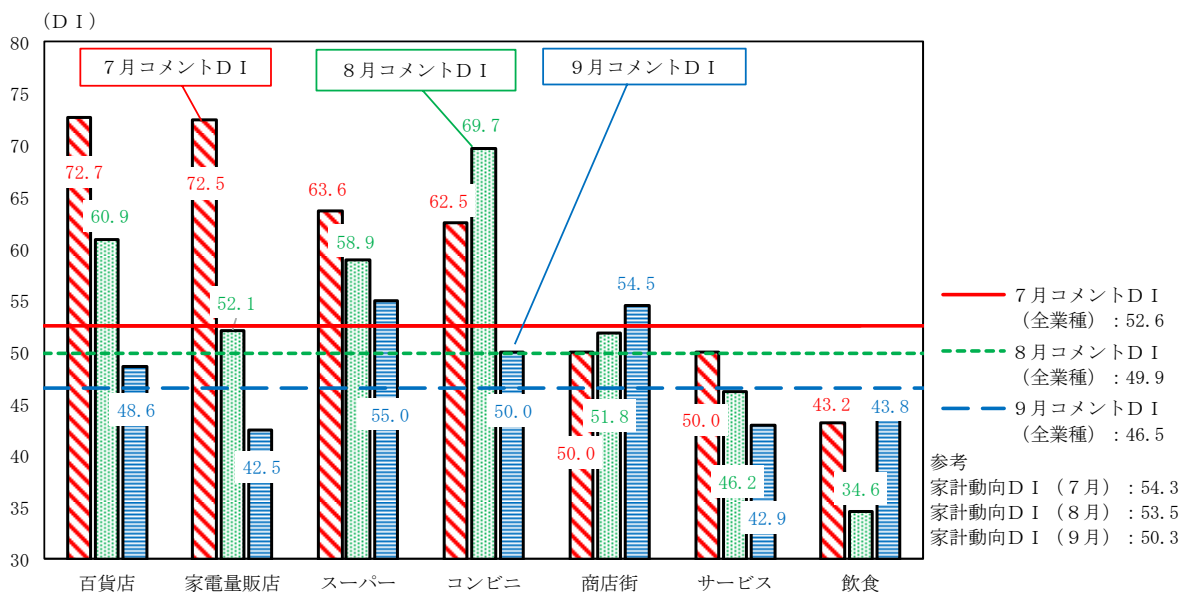


| | 2023年 | 2022年 | 2021年 | 2020年 | 2019年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 7月 | 2,435 | 1,132 | 958 | 71 | 402 |
| 8月 | 4,249 | 1,840 | 1,522 | 4,191 | 2,494 |
| 9月 | 385 | 169 | 0 | 485 | 292 |

- (備考) 1. 気象庁及び環境省HP公表資料より作成。
 2. 表の値は累計。
 3. 地域数について、2023年は当日5時の発表、2022年と2021年は前日17時と当日5時の発表をまとめて1回としてそれぞれ集計。

こうした今夏の猛暑が経済活動に与えた影響を分析するため、7～9月の「景気ウォッチャー調査」の現状判断に関する回答において、猛暑に関連する「暑」又は「温」というキーワードを含む回答をしたウォッチャーのコメントD Iを業種別に集計した結果を、コメントの内容とあわせてみてみたい（第2-1-5図）。

第2-1-5図 景気ウォッチャー調査（7～9月調査）における「暑」又は「温」というキーワードを含む回答のコメントD I（業種別）



（備考）内閣府「景気ウォッチャー調査」の7～9月（調査期間：各月25日から月末）の調査結果を基に作成。

まず、7月の集計結果をみると、百貨店・家電量販店・スーパー・コンビニといった空調の効いた商業施設における夏関連の財消費（夏物衣料品・エアコン・飲料・アイス等）の好調さがD Iを押し上げた。一方で、商店街・サービス業（ゴルフ場・美容室等）・飲食業では、猛暑による外出控えで客数が減少したというコメントが多くみられ、D Iの押下げに寄与した。また「暑」又は「温」を含むコメントD Iは、全業種トータルで均してみると52.6と、家計動向全体のD I（54.3）とのかい離も小さく、7月は押し上げと押下げがほぼ相殺する形となっていたことが分かる。

次に、8月の集計結果をみると、コンビニは飲料・アイス等の需要増による押し上げ効果が続いたが、百貨店・スーパーのD I押し上げ効果は7月より縮小し、家電量販店では押し上げ効果が剥落した。一方で、猛暑による外出控えが継続したサービス（ゴルフ場・美容室等）・飲食では、D Iの押下げ幅が拡大した。この結果「暑」又は「温」を含むコメントD Iは、8月は押し上げ効果が縮小して押下げ効果が上回り、全業種トータルで7月より低下し49.9と、家計動向全体のD I（53.5）とのかい離が拡大した。

7月と8月のトータルの動きを消費の形態別にみると、7月は、夏関連の耐久財（エアコン等）、半耐久財（夏物衣料品等）、非耐久財（飲料・アイス等）が押し上げに寄与し、サービス（ゴルフ場・美容室等）が押し下げに寄与していた。8月は、夏関連の耐久財（エアコン等）と半耐久財（夏物衣料品等）の消費の押し上げ効果が剥落し、非耐久財（飲料・アイス等）の押し上げ効果とサービス（ゴルフ場・美容室等）・飲食の押し下げ効果は継続していたとみることができる。

9月は、東・西日本は記録的な高温となったものの、猛暑日を記録した地点数は大きく減少した。飲料やアイス等の需要で押し上げられてきたコンビニのD Iも低下する一方、飲食のD Iは上昇し、猛暑による押し上げ・押し下げ効果は小さくなった。他方で、残暑の継続による秋物衣類等の販売を懸念するコメントも一部ではみられた（第2-1-6表）。「暑」又は「温」を含むコメントD Iは全業種トータルで46.5と家計動向全体のD Iの50.3を下回ったことから、9月は猛暑による押し下げ効果が続いていたことが分かる。

このように、今夏の記録的猛暑という天候要因が経済活動に与えた影響も、業種や時期により大きく異なっていたことが分かる。

第2-1-6表 景気ウォッチャー調査（7～9月調査）における
猛暑に関するコメントの例

| | 判断 | コメント |
|----------------------------|----|--|
| 7 月 現 状 判 断 | ◎ | ・特に6月末以降は週末を中心に来客数が増えており、猛暑もあって衣料品、服飾雑貨などの動きが良い（北陸＝百貨店）。 |
| | ◎ | ・新型コロナウイルス感染症の5類への分類移行後、販売量は新型コロナウイルス感染症発生前の水準で推移している。直近では猛暑の影響もあり、飲料やアイスクリームを中心に売上が伸長している。3連休も天候に恵まれ、売上が大幅に伸びている（南関東＝コンビニ）。 |
| | ○ | ・暑い日が続いているため、エアコンなど季節商材の売上が増加している（中国＝家電量販店）。 |
| | ▲ | ・今月は非常に暑かったため、高齢の客が外出を控え、予約がかなりキャンセルとなっている（近畿＝美容室）。 |
| | ▲ | ・毎月の生活必需品の値上がりで消費マインドが落ち込んでおり、加えて、猛暑のため午前中に食料品を購入して帰宅する客が多い。そのため、午後から商店街の人通りが極端に少なく、売上も期待できない（九州＝商店街）。 |

| | 判断 | コメント |
|---------|----|--|
| 8月現状判断 | ◎ | ・日中の気温が高いため、飲料の購買が好調に推移している（九州＝コンビニ）。 |
| | ○ | ・猛暑のため夏物商材の売行きが好調である。今まで単価上昇に伴う販売量の減少、来客数の減少で相殺されていた部分が、夏物商材の好調により、販売量が少し回復傾向になっている（南関東＝スーパー）。 |
| | □ | ・猛暑の影響で日傘を中心とした対策グッズや、調理の際に火を使いたくないという理由で総菜やレストランなどの需要が伸びている。富裕層によるラグジュアリーブランドのジュエリー購入などは継続して伸張している（北陸＝百貨店）。 |
| | ▲ | ・酷暑により、エアコンや冷蔵庫の買換え需要が増えているが、その他の家電品やリフォーム関連については、昼間の異常な暑さの影響もあり、ほぼ来店客のいない状況が続いている（近畿＝家電量販店）。 |
| | ▲ | ・外食産業はただでさえ皆が家に帰ってしまい客が少なくなっているのに、この暑さで外で食事をしようという人がなおさら減っている（南関東＝一般レストラン）。 |
| | × | ・猛暑の影響により前年比10%ほど来場者数が減少している。また、お盆時期の来場者数も同4%減少している（南関東＝ゴルフ場）。 |
| 9月現状判断 | ○ | ・高温の影響で売上は上がっていたが、気温が落ち着くとともに売上は伸び悩んでいる（東北＝コンビニ）。 |
| | □ | ・9月は夏日の暑い日が多かったため、秋物が動いていない（北関東＝衣料品専門店）。 |
| | □ | ・暑さが長引き、夏物はセールで売れていたが、秋物への切替えは進んでいない（南関東＝百貨店）。 |
| 9月先行き判断 | ▲ | ・今年の冬は暖冬予想であり、冬支度に必要な商品の売行きが伸び悩むと考えられる。また、10月以降も多くの商品で値上げが控えているため、いかにお買い得感を演出するかが求められる（近畿＝家電量販店）。 |
| | ▲ | ・気温の高い日が続いており、暖冬予想であることから、秋冬物の衣料品の販売は苦戦が予想される（中国＝百貨店）。 |

（備考）内閣府「景気ウォッチャー調査」の7～9月の調査結果を基に作成。

（物価上昇への警戒感は一進一退）

ここまで、経済社会活動の正常化に伴う景況感押上げの動きを確認してきたが、2023年に入ってからも、輸入物価の上昇を起点とした食料品・電気料金の値上げや原材料・燃料価格の高止まりなどが継続しており、各地域の家計・企業の経済活動へ影響を与えた。そこで、ここでは物価上昇の景況感への影響をみるため、「価」又は「値上」（値上げ又は値上がり）というキーワードを含むコメント数とコメントD Iの動きを確認したい（第2-1-7図（1））。

1月調査で「価」又は「値上」というキーワードを含むコメントD Iは、現状判断で38.6（全体D Iとの差分7.9ポイント）となっていたが、月を追うごとにコメントD Iは上昇し、4月調査ではコメントD Iが51.4（全体D Iとの差分4.3ポイント）となり、コメント数も1月調査から5月調査にかけて減少傾向で推移した。この頃の物価上昇に関連するコメントをみても、「販売単価上昇率>販売点数減少率」により売上の増加・確保ができているといった内容のコメントや、「物価高が少しずつ当たり前の状態になりつつある」といったコメントもみられ、景況感の押下げ効果は年初から4～5月にかけて弱まりをみせていたことが分かる。

このように物価上昇への警戒感が和らぐ動きをみせるなかで、6月の電気料金の引上げ認可や8月のガソリン価格の上昇等により、コメントD Iが低下する動きも生じた。こうした動きをより詳細に確認するため、「電気」又は「光熱」、「ガソリン」又は「燃料」といったキーワードのコメントD Iとコメント数の動きをみってみる。まず、「電気」又は「光熱」についてみると、現状及び先行きともに年初から徐々にコメント数が減少しコメントD Iが上昇していたが、5～6月の電力料金の値上げ申請に関する報道が増加した時期にコメント数が増加し、コメントD Iも低下している（第2-1-7図（2））。また、「ガソリン」又は「燃料」については、激変緩和補助金の補助率引下げ後、ガソリン価格が上昇するなかでコメントD Iが低下傾向で推移し、8月はコメント数が顕著に増加し、景況感の押下げに寄与した（第2-1-7図（3））。

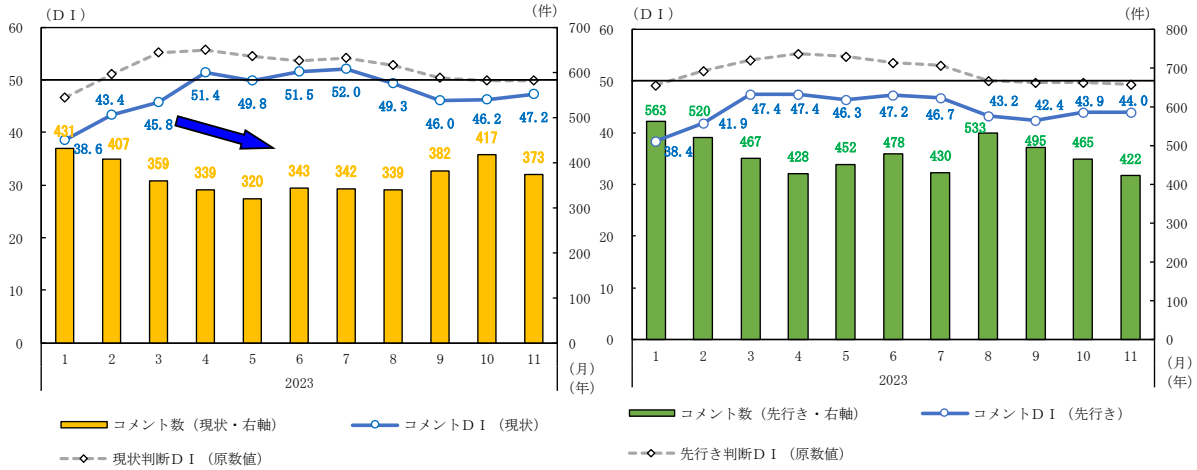
足下では、2023年10月に食品の値上げ品目数が増加したため、8～10月にかけて「価」又は「値上」というキーワードを含むコメントD Iの押下げ効果が再び大きくなり、物価上昇への警戒感が高まったが、11月には若干落ち着きを取り戻している。このように物価上昇への警戒感については、その時々のある出来事に応じて一進一退の動きもみられており、今後もその動向に注意が必要と考えられる。

第2-1-7図 景気ウォッチャー調査におけるコメント数・コメントD Iの推移

(1) 「価」又は「値上」(値上げ又は値上がり)

現状判断

先行き判断

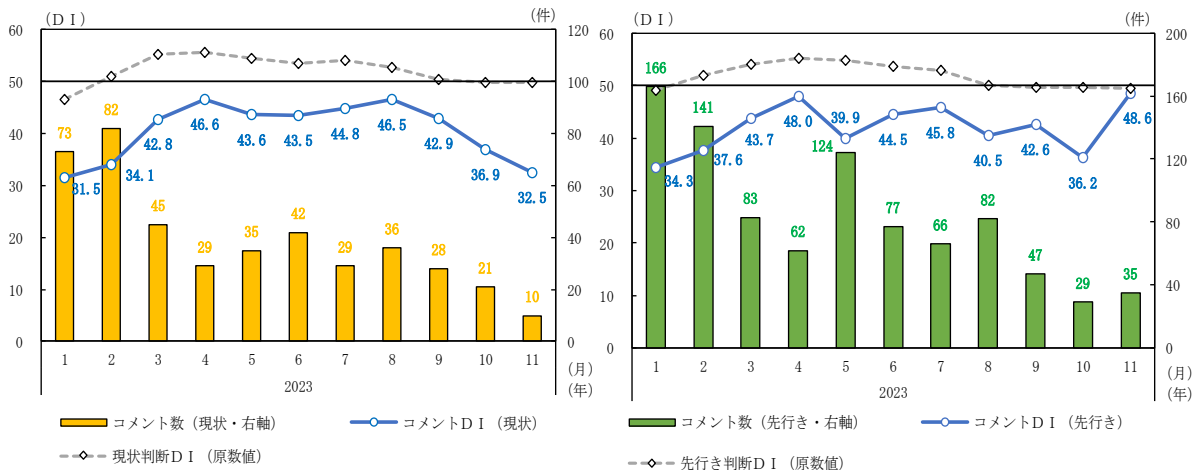


(備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
2. 各月調査の景気判断理由から「価」又は「値上」が含まれるコメントのD Iを集計。

(2) 「電気」又は「光熱」

現状判断

先行き判断

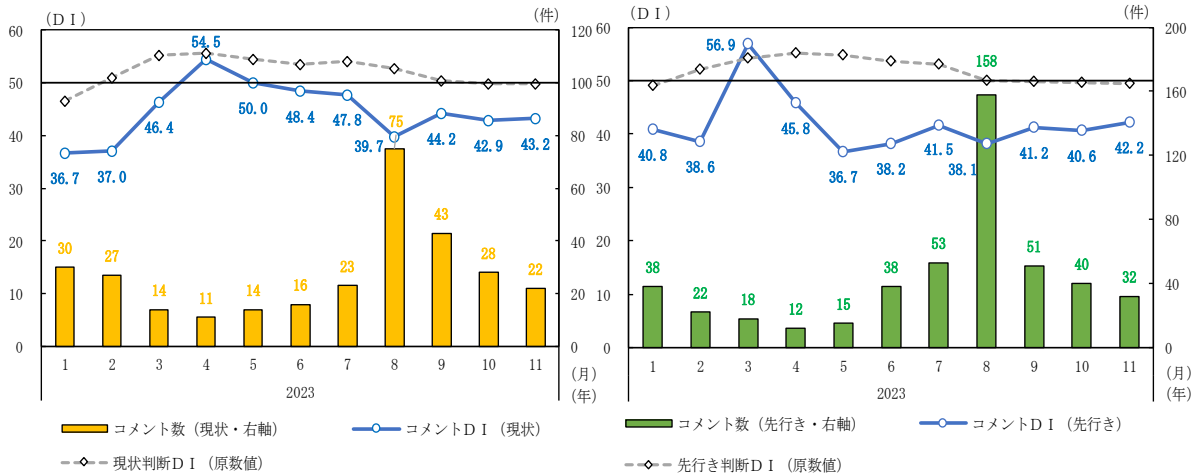


(備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
2. 各月調査の景気判断理由から「電気」又は「光熱」が含まれるコメントのD Iを集計。

(3) 「ガソリン」又は「燃料」

現状判断

先行き判断



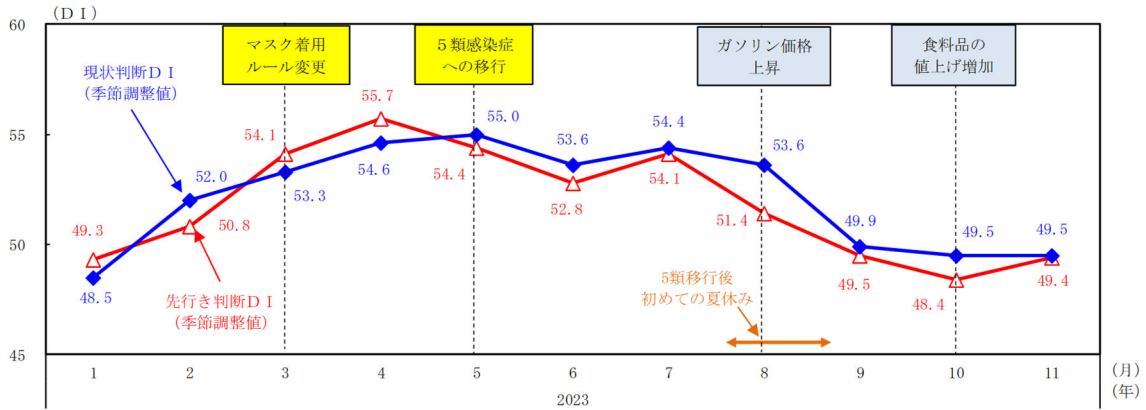
(備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
 2. 各月調査の景気判断理由から「ガソリン」又は「燃料」が含まれるコメントのD Iを集計。

(賃上げと転嫁による好循環が景況感持続のカギ)

ここまで確認した今年の景況感に影響を与えてきた主要キーワードについて、「各コメントD Iと全体のD Iとの差分」に「コメントシェア」を乗じ、簡易的にその押上げ(押下げ)寄与をみることで景況感の構成を概観すると以下のとおりとなる。

人流回復に関連するキーワードの押上げ寄与は、年前半は高かったものが、夏以降はやや弱まりつつある。一方、物価上昇関連のキーワードの押下げ寄与は4月以降縮小したが、夏ごろに再度拡大、足下では縮小と一進一退の動きをみせている。物価上昇の押下げ寄与は、現状判断よりも先行き判断においてより大きくなっており、景気ウォッチャーの見方として先行きの警戒感が根強いことが分かる(第2-1-8図)。

第2-1-8図 景気ウォッチャー調査における主要キーワードの押上げ（押下げ）効果
 (コメントD Iの全体D Iからのかい離幅に、コメントしたウォッチャーの割合を乗じたもの)



(1) 現状判断D I

(単位：%)

| コメント | | 2023年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
|--------------------|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 経済活動正常化 (押上げ効果) | マスク | △ 0.0 | 0.2 | 0.9 | 0.3 | 0.2 | 0.1 | 0.2 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.0 |
| | 5類 | 0.3 | 0.3 | 0.2 | 0.2 | 1.5 | 0.6 | 0.4 | 0.3 | 0.2 | 0.0 | 0.0 |
| 人流関連 (押上げ効果) | 旅行又は観光 | 1.0 | 1.4 | 1.3 | 1.1 | 1.2 | 1.4 | 0.8 | 1.5 | 1.0 | 0.9 | 1.0 |
| | インバウンド | 0.5 | 0.8 | 0.6 | 0.8 | 0.5 | 0.8 | 0.5 | 0.9 | 0.7 | 0.6 | 0.8 |
| | 祭又はイベント | 0.2 | 0.4 | 0.3 | 0.5 | 0.6 | 0.5 | 0.7 | 0.8 | 0.7 | 0.5 | 0.2 |
| 物価上昇関連 (押下げ効果) | 値または値上 | △ 2.8 | △ 2.5 | △ 2.8 | △ 1.2 | △ 1.2 | △ 0.6 | △ 0.6 | △ 1.0 | △ 1.4 | △ 1.3 | △ 0.8 |
| | 電気又は光熱 | △ 0.9 | △ 1.1 | △ 0.5 | △ 0.2 | △ 0.3 | △ 0.3 | △ 0.2 | △ 0.2 | △ 0.2 | △ 0.2 | △ 0.1 |
| | ガソリン又は燃料 | △ 0.2 | △ 0.3 | △ 0.1 | △ 0.0 | △ 0.1 | △ 0.1 | △ 0.1 | △ 0.8 | △ 0.2 | △ 0.2 | 0.1 |

(2) 先行き判断D I

(単位：%)

| コメント | | 2023年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
|--------------------|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 経済活動正常化 (押上げ効果) | マスク | 0.3 | 0.7 | 0.6 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| | 5類 | 1.7 | 1.3 | 1.3 | 1.8 | 0.7 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.0 |
| 人流関連 (押上げ効果) | 旅行又は観光 | 1.0 | 1.0 | 1.7 | 1.2 | 1.1 | 1.0 | 0.9 | 0.8 | 0.6 | 0.8 | 0.9 |
| | インバウンド | 0.8 | 0.8 | 0.9 | 0.9 | 0.8 | 0.8 | 0.9 | 1.0 | 0.6 | 0.5 | 0.7 |
| | 祭又はイベント | 0.2 | 0.5 | 0.5 | 0.3 | 0.8 | 0.6 | 0.6 | 0.3 | 0.5 | 0.4 | 0.2 |
| 物価上昇関連 (押下げ効果) | 値または値上 | △ 4.2 | △ 3.7 | △ 2.2 | △ 2.4 | △ 2.7 | △ 2.2 | △ 1.9 | △ 2.6 | △ 2.6 | △ 1.0 | △ 0.6 |
| | 電気又は光熱 | △ 1.7 | △ 1.4 | △ 0.6 | △ 0.3 | △ 1.3 | △ 0.5 | △ 0.3 | △ 0.5 | △ 0.2 | △ 0.2 | △ 0.1 |
| | ガソリン又は燃料 | △ 0.2 | △ 0.2 | 0.0 | △ 0.1 | △ 0.2 | △ 0.4 | △ 0.4 | △ 1.3 | △ 0.3 | △ 0.1 | 0.1 |

(備考) 1. 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成。
 2. 上記のキーワードは、同一のコメント内で使用されている場合がある点に留意が必要となる。

以上のように、今年に入ってから景況感は、コロナ禍からの経済社会活動の正常化局面で景況感が大きく改善した後、夏以降改善テンポに落ち着きがみられている。キーワードからみる足下の景況感は「（１）人流回復を背景に景況感を押し上げる力」と「（２）物価上昇への警戒感により景況感を押し下げる力」のバランスによって動きが形成されており、（２）の力は一進一退の動きながらも、大きなトピックがあると景気ウォッチャーは敏感に反応し、景況感押下げの動きが強まる。

今後、景況感の改善が持続するためには、価格転嫁によって利益確保の動きが確立され、安定的な物価上昇を上回る賃金上昇が続いていくことによる所得の向上や消費マインドの改善を通じて、（２）の力が弱まっていくことが重要となる。

ただし、賃上げや価格転嫁について、賃上げにより、消費行動がポジティブに動くことを期待、仕入価格の上昇分の価格転嫁が進み、値上げにより売上高は確保できているとの声が多くなっているなど、プラスに捉える前向きなコメントがある一方、賃上げに関しては地方や中小企業まで広がりを見せていないというコメントがみられることや、価格転嫁の動きについても業種によりバラつきがみられるというコメントがみられ、今後も注意深く動向をみていく必要がある。

(2) 消費及び観光の動向

前節では、経済社会活動の正常化が人流を回復させ、景況感を大きく改善したことを確認した。本節では、こうした動きが、地域別の消費活動にどのように変化を及ぼしたか、2023年に入ってから、人流データ、財（百貨店及びスーパーの売上高）とサービス（旅行・観光の動向を示す宿泊者数データ）等の動きを個別にみていく。

(マスク着用ルールの変更、5類感染症移行、夏休みを契機に各地域で人流は活発化)

対人サービスの動きの代理指標として、2023年初来の人流動向（前年からの変化）をみると、前年（3月21日まで）の行動制限が影響し、1月から3月中頃は全国的に大幅増となった。こうした影響の剥落する4月以降、増加幅は低下したが、全国平均はプラスで推移した。その後、経済社会活動の正常化後、初の夏休みを迎え、夏祭りやイベントを背景に、7月20日頃の小中学校の終業式を境に全地域で前年よりも人流が活発化した³⁰。夏祭りは4年ぶりに通常開催したところも多く、そういったところでは前年を上回る人出となり、コロナ禍前より人出が増加したところもあった（第2-2-1表）。

夜間の人出について同様にみると、5類移行に伴い、会社等での会食制限も無くなり、昼間より回復の程度が大きくなっている。

第2-2-1表 各地で開催された夏祭りの人出について

| 名称 | 人出に関する報道・主催者発表 |
|-------------------------|--|
| 隅田川花火大会 (東京都：7月29日) | 4年ぶりに開催（従来と同規模で開催。当日は、 <u>103万人の人出</u> （過去最多、2019年は95万人）。 |
| 祇園祭 (京都府：7月1～31日) | 山鉾巡行を4年ぶりに通常開催。今年は、祭りのメインとなる3日間（山鉾巡行とその前日、前々日）が3連休と重なり、コロナ禍前（2019年）の53万人を大きく上回る約82万人の人出があった。 |
| 天神祭 (大阪府：7月24～25日) | 4年ぶりに花火を実施。2日間で約132.1万人の人出があり、コロナ禍前（2019年）より1.7万人増加。 |
| 博多祇園山笠 (福岡県：7月1～15日) | 4年ぶりに通常開催。7/12～14の3日間で約170万人の人出があった。 |
| 青森ねぶた祭 (青森県：8月2～7日) | 4年ぶりに通常開催。6日間の人出は約101万人（今年から集計方法に変更あり）。 |
| 仙台七夕まつり (宮城県：8月6～8日) | 4年ぶりに通常開催。3日間で約227万人の人出があり、コロナ禍前（2019年）より約2万人増加。 |
| 阿波踊り (徳島県：8月12～15日) | 4年ぶりに通常開催となったが、15日は台風で中止となるなか、3日間で約54万人の人出があり、前年（4日間）の46万人を上回った。 |

(備考) 各種報道資料などにより作成。

³⁰ 第1-1-3図参照。

（百貨店販売は人流の増加を背景に都市部を中心に回復）

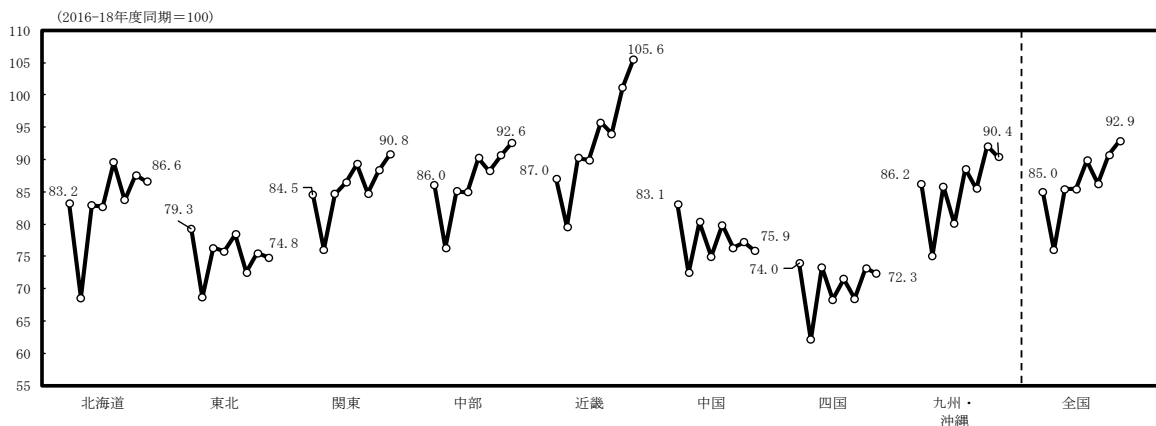
次に、販売側からみた財消費を示す百貨店とスーパーの販売額を地域別にみていく。地域別の百貨店販売額（全店ベース）の推移をみると、2023年1－3月期は各地域とも販売額が前期から減少していたが、4－6月期以降、人流とインバウンド需要の増加を背景に、関東、中部、近畿といった三大都市圏を含む地域と、観光需要がある九州・沖縄といった地域の回復が進んでいる（第2－2－2図（1））。

地域別のスーパー販売額（全店ベース）は、物価上昇による販売単価上昇や記録的猛暑による夏物季節商材の売上増等により北海道、東北、関東は全国対比で強い動きとなっていたが、8月に台風の影響もあった中国、四国は全国対比で弱い動きとなった（第2－2－2図（2））。

第2－2－2図 販売側からみた地域別の財の消費支出の動向

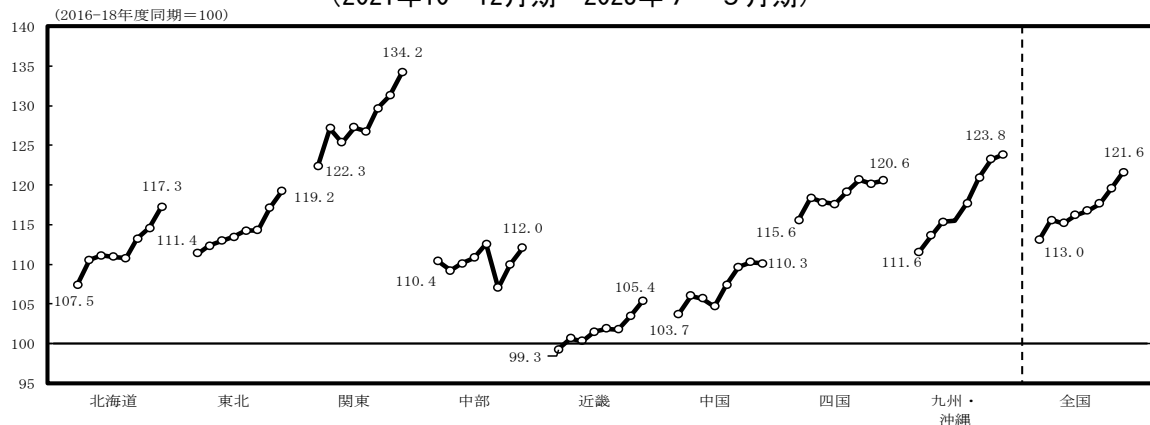
（1）百貨店経済産業局別販売額（経済産業局別・全店ベース・四半期）

（2021年10－12月期～2023年7－9月期）



（2）スーパー経済産業局別販売額（経済産業局別・全店ベース・四半期）

（2021年10－12月期～2023年7－9月期）

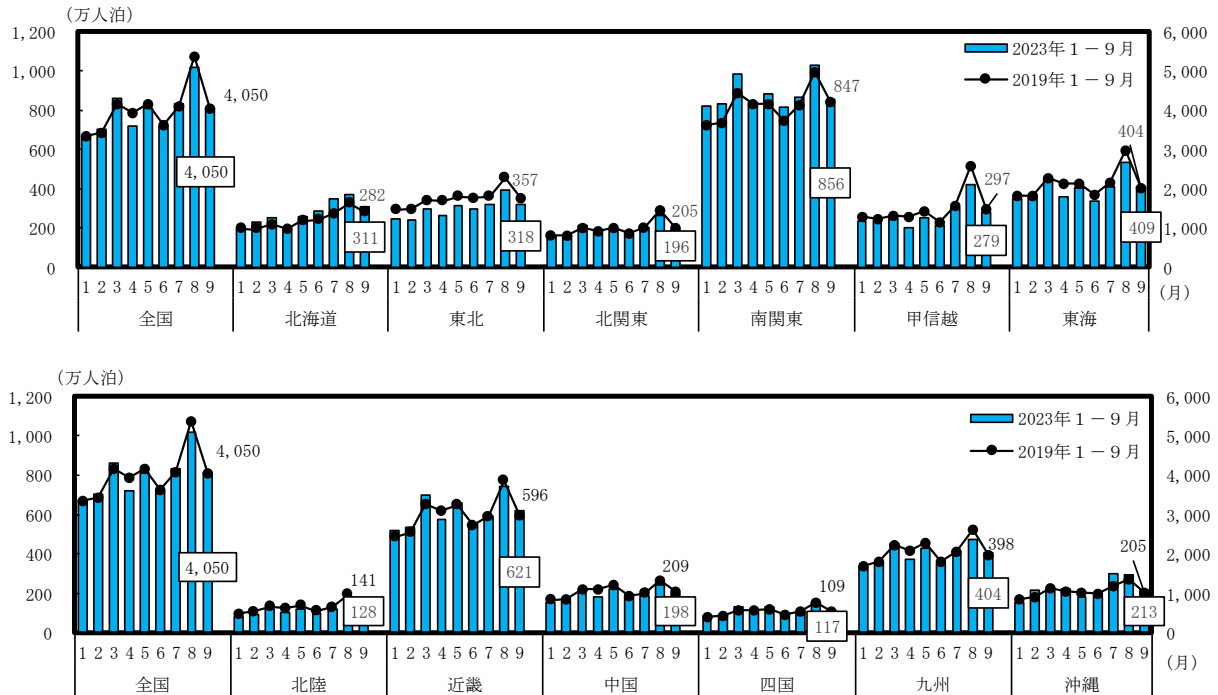


（備考）経済産業省「商業動態統計」により作成。

(国内観光は感染症拡大前まで回復、インバウンドの回復は都市部中心)

次に、観光の動向をみるため、地域別に宿泊者数の動きをみてみたい。地域別日本人延べ宿泊者数は、人流の回復や政策支援（全国旅行支援等）の効果もあり、2023年に入り回復が進み、おおむね各地域で2019年と同程度の水準まで回復が進んでいる（第2-2-3図）。

第2-2-3図 地域別日本人延べ宿泊者数

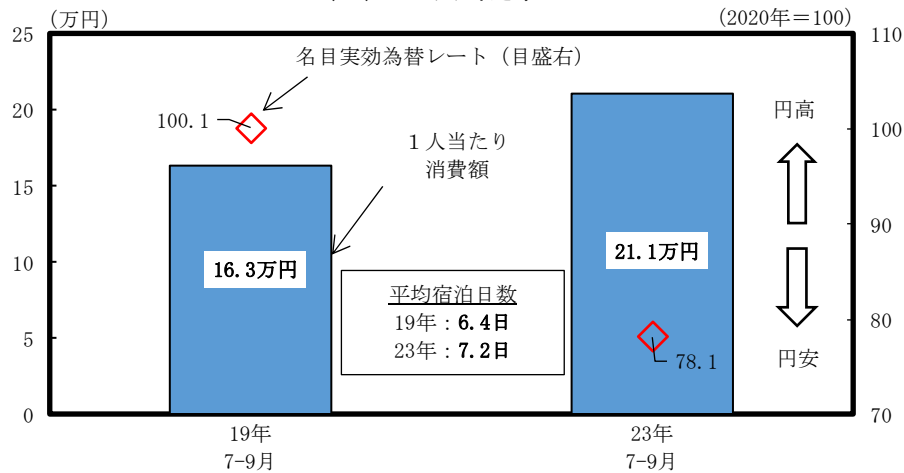


(備考) 観光庁「宿泊旅行統計調査」により作成。

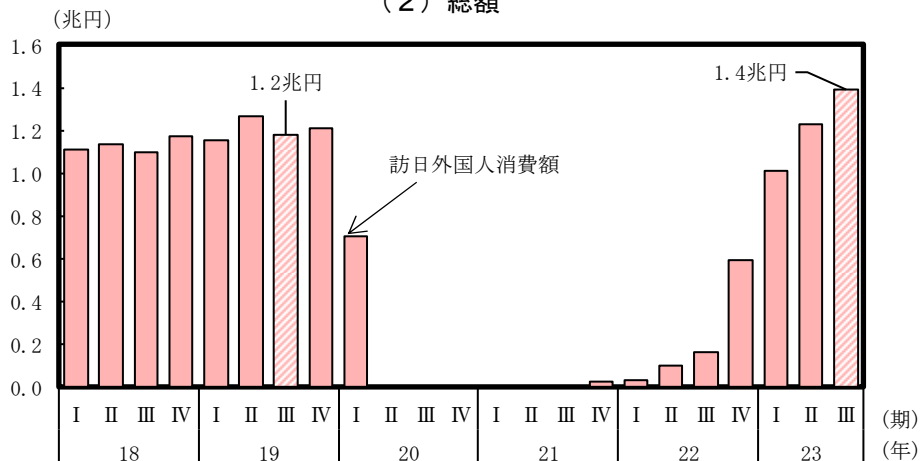
次に、インバウンドの回復状況を確認したい。感染症にかかる水際措置については、2023年4月に「陰性証明書」と「ワクチン接種証明書」の提出義務付けが無くなり終了した。加えて、8月には中国政府が日本への中国人団体旅行を解禁し、マクロで見れば足下の訪日外国人数は2019年同月比で8割を超えるまで回復している。さらに、2019年に比べ外国人旅行者の平均宿泊日数が増加し、為替レートの影響もあり一人当たりの旅行消費額は大幅に増加している（第2-2-4図（1））。このため、外国人旅行者の消費額でみると、7-9月期には2019年の同時期を超えている（第2-2-4図（2））。

第2-2-4図 訪日外国人消費額（2023年7-9月期）

(1) 一人当たり



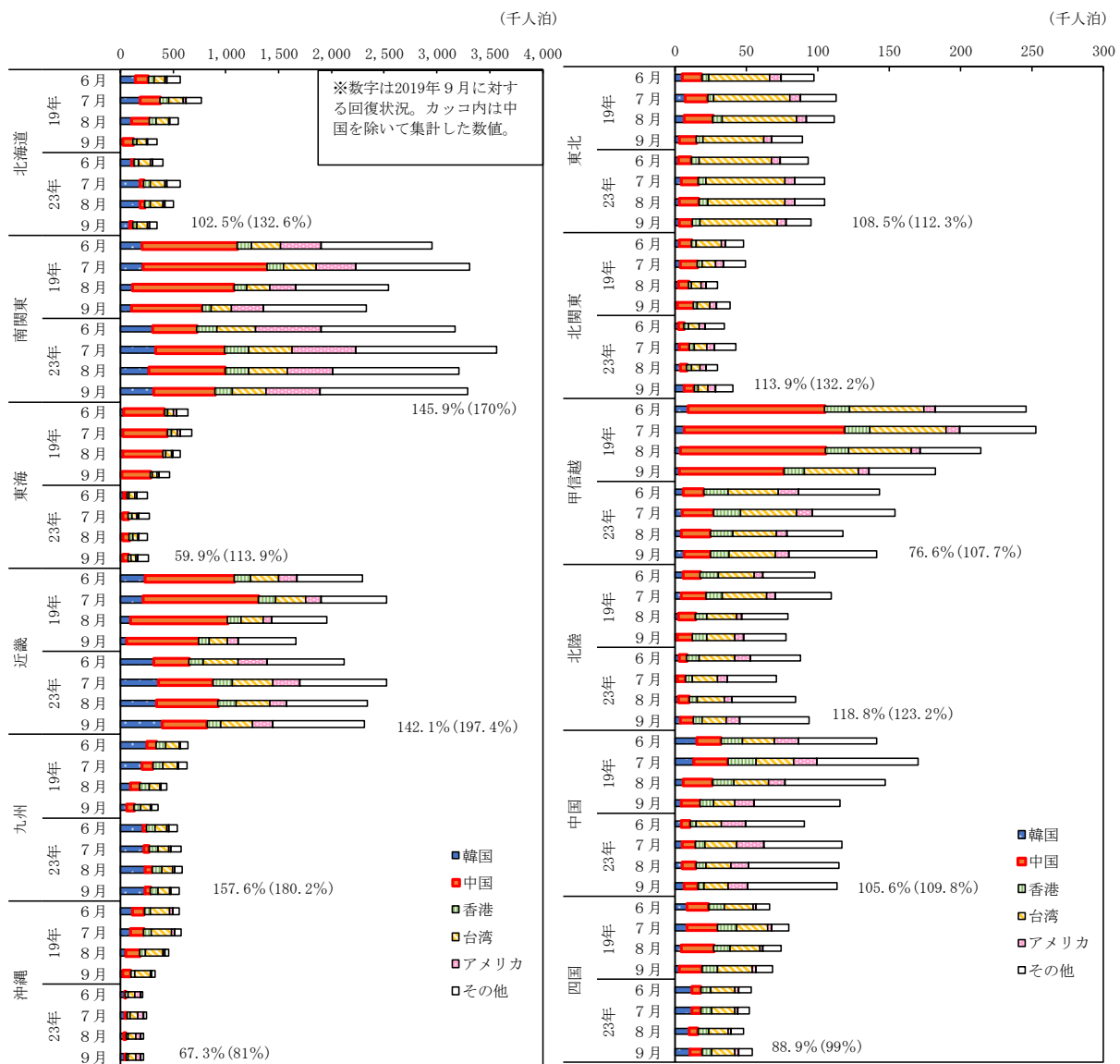
(2) 総額



(備考) 観光庁「訪日外国人旅行消費動向調査」により作成。

しかしながら、地域別にその回復動向をみると、都市部と地方部で差が生じていることが分かる。訪日外国人の地域別延べ宿泊者数を概観すると、「東京都」、「大阪府・京都府」、「福岡県」といった都市部は回復が進んでいる。地域別に状況を詳細にみていくと、「南関東」、「近畿」は、中国人以外の宿泊者数が感染症拡大前を大きく上回っており、回復が突出している。「九州」は、韓国との距離が近いという地理的特性から、韓国人宿泊者数のシェアが高く、感染症拡大前との比較で回復が進んでいる。「東海」は、中国人宿泊者数の割合が高かったことから、回復が遅れている（第2-2-5図）。

第2-2-5図 地域別にみた国籍別延べ宿泊者数
(2019年6～9月と2023年6～9月の比較)



(備考) 観光庁「宿泊旅行統計調査」より作成。

こうしたインバウンド回復の地域差を生んでいる要因について考察を進めたい。今回のインバウンド回復局面においては、旅行者の選好等だけでなく、国際航空便やクルーズ船の運航状況等により地域差が生まれている可能性がある。外国人の入国ルートという観点から、2023年夏の主要空港の国際定期便数をみると、成田、羽田、福岡は6割以上回復していたが、その他の空港では回復が遅れていた。また、中国との定期便は、2019年比1割程度にとどまり、中国人宿泊者の割合が高かった地域については、その影響を受けていた（第2-2-6図（1））。なお、2023年冬の主要空港の国際定期便数をみると、中部等では回復が遅れているが、新千歳、成田、羽田、関西、福岡、那覇では2019年比の6割以上まで回復が進み、中国との定期便も全国計では2019年比4割程度まで戻っている（第2-2-6図（2））。依然として回復に地域差は残るものの、今後、各地域においてインバウンド回復が進むことが期待される。

第2-2-6図 空港別の国際定期便数

（1）2023夏ダイヤ（2019年と2023年の比較）

【国際定期便数（直行便＋経由便）】

| 空港名 | 2019夏ダイヤ | | 2023夏ダイヤ | | 2023/2019 (%) | |
|-----|----------|---------|----------|-------|---------------|------|
| | | うち中国 | | うち中国 | | うち中国 |
| 新千歳 | 214.0 | 40.0 | 89.0 | 0.0 | 41.6 | 0.0 |
| 成田 | 1,750.5 | 240.0 | 1,075.5 | 72.0 | 61.4 | 30.0 |
| 羽田 | 811.5 | 168.0 | 796.0 | 40.5 | 98.1 | 24.1 |
| 中部 | 411.5 | 141.0 | 125.0 | 0.0 | 30.4 | 0.0 |
| 関西 | 1,372.5 | 437.0 | 638.5 | 38.5 | 46.5 | 8.8 |
| 福岡 | 399.0 | 46.0 | 294.0 | 0.0 | 73.7 | 0.0 |
| 那覇 | 223.0 | 35.0 | 89.0 | 0.0 | 39.9 | 0.0 |
| その他 | 334.0 | 75.0 | 52.0 | 0.0 | 15.6 | 0.0 |
| 全国計 | 5,516.0 | 1,182.0 | 3,159.0 | 151.0 | 57.3 | 12.8 |

（2）2023冬ダイヤ（2019年と2023年の比較）

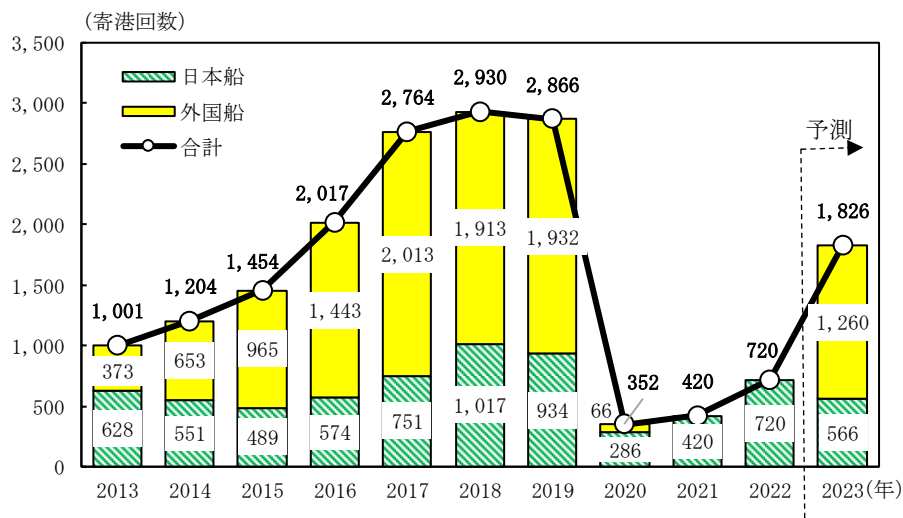
【国際定期便数（直行便＋経由便）】

| 空港名 | 2019冬ダイヤ | | 2023冬ダイヤ | | 2023/2019 (%) | |
|-----|----------|---------|----------|-------|---------------|------|
| | | うち中国 | | うち中国 | | うち中国 |
| 新千歳 | 153.0 | 44.0 | 123.0 | 9.0 | 80.4 | 20.5 |
| 成田 | 1,697.5 | 299.0 | 1,334.0 | 170.5 | 78.6 | 57.0 |
| 羽田 | 814.5 | 168.0 | 982.0 | 158.0 | 120.6 | 94.0 |
| 中部 | 447.0 | 178.0 | 207.0 | 31.0 | 46.3 | 17.4 |
| 関西 | 1,328.0 | 546.5 | 992.5 | 194.0 | 74.7 | 35.5 |
| 福岡 | 316.0 | 44.0 | 392.0 | 23.0 | 124.1 | 52.3 |
| 那覇 | 187.0 | 33.0 | 123.0 | 5.0 | 65.8 | 15.2 |
| その他 | 276.0 | 93.0 | 158.0 | 14.0 | 57.2 | 15.1 |
| 全国計 | 5,219.0 | 1,405.5 | 4,311.5 | 604.5 | 82.6 | 43.0 |

（備考）国土交通省「国際線就航状況」より作成。

また、国際クルーズ船の寄港は地域のインバウンドにとって重要な要素になっているが、2023年の外国船籍の国際クルーズ船の寄港回数は2019年比でみて65%程度にとどまる見通しとなっている（第2-2-7図）。

第2-2-7図 クルーズ船の寄港回数
(2013年以降の推移)



(備考) 国土交通省「クルーズの最近の動向について」より作成。

このように、今回のインバウンド回復過程では、国際航空便の運航状況も影響して、東京等の都市部の一部で回復が速いといった地域差が生じてきている。インバウンドの地域偏在は、地域経済の回復に差を生むだけでなく、オーバーツーリズム問題など需要過多の地域でも負の影響を及ぼす可能性がある。

政府は「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ³¹」を決定し、地方部の観光地の魅力向上や空港や港の受入環境整備を通じて、地方部への誘客を推進する方針を取りまとめている。例えば、知床の手つかずの大自然におけるアドベンチャーツアーや松本・高山の中部山岳国立公園におけるトレイルツアーの造成、あるいは沖縄・奄美における古集落の一棟貸しといった、地域の魅力を体感できるコンテンツや宿泊施設の充実により、地域における高付加価値な観光地づくりを進めていくこととしている。今後、こうした政策の効果によって、地方部の観光地の魅力向上が図られ、地方のインバウンド回復が進むことが期待される。

³¹ 2023年10月18日観光立国推進閣僚会議決定。

(3) 生産の動向

本章冒頭で述べたとおり、2023年に入り、原材料・燃料価格の上昇が継続するなか、半導体等の部品供給不足が緩和し、生産面では持ち直しの兆しがみえた。ここでは地域別の生産動向を整理するとともに、地域の設備投資動向について特徴的な動きをみていく。

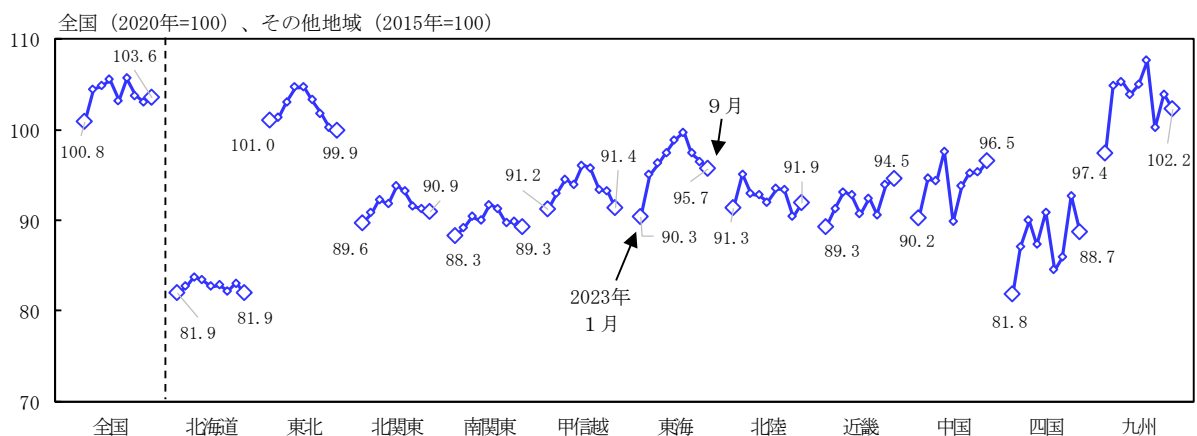
(自動車産業が立地する「東海」、「中国」を中心に生産は緩やかに持ち直し)

まず、全国の鉱工業生産全体の推移をみると、2022年後半は減少基調で推移してきたが、2023年1月に底を打ち、その後は半導体供給の改善に伴う輸送機械の生産回復にけん引され、春以降持ち直してきている（第2-3-1図（1））。

こうした全国の動きを地域別に分解してみると、各地域の製造業の立地（産業構成）、特に輸送機械、電子部品・デバイス、汎用・生産用・業務用機械の生産比率の違いによって持ち直しの状況に差がみられる。具体的に鉱工業生産指数の年初からの伸びを地域別にみると、輸送機械の生産比率の高い「東海」、「中国」は、天候要因の影響等による一時的な生産下押しはあったものの、年初に比べ生産水準を伸ばしている。一方で、輸送機械に比して電子部品・デバイスと汎用・生産用・業務用機械（半導体製造装置等）の生産比率の高い「東北」、「甲信越」、「北陸」では生産水準が横ばいないしは低下傾向で推移している（第2-3-1図（2）（3）、第2-3-2図）。

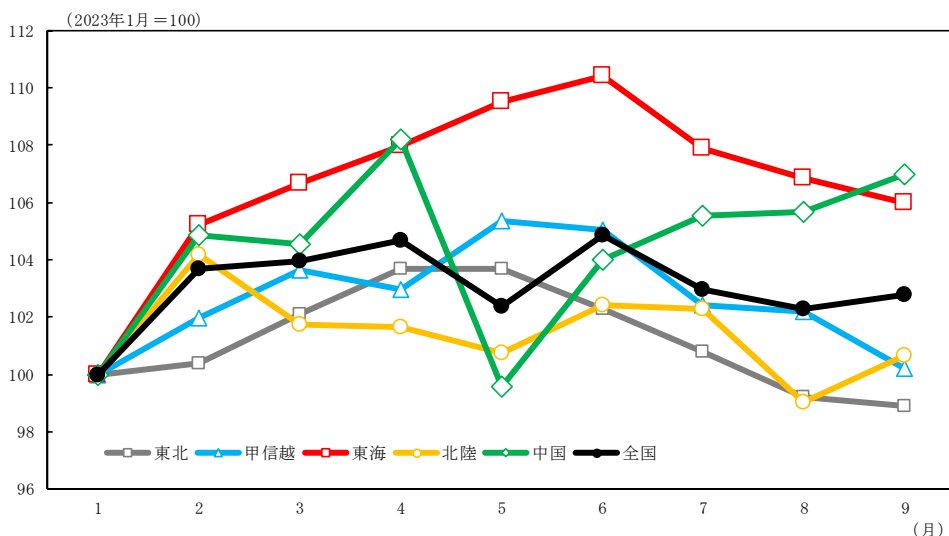
第2-3-1図 地域別にみた鉱工業生産指数

(1) 指数推移 (2023年1~9月)



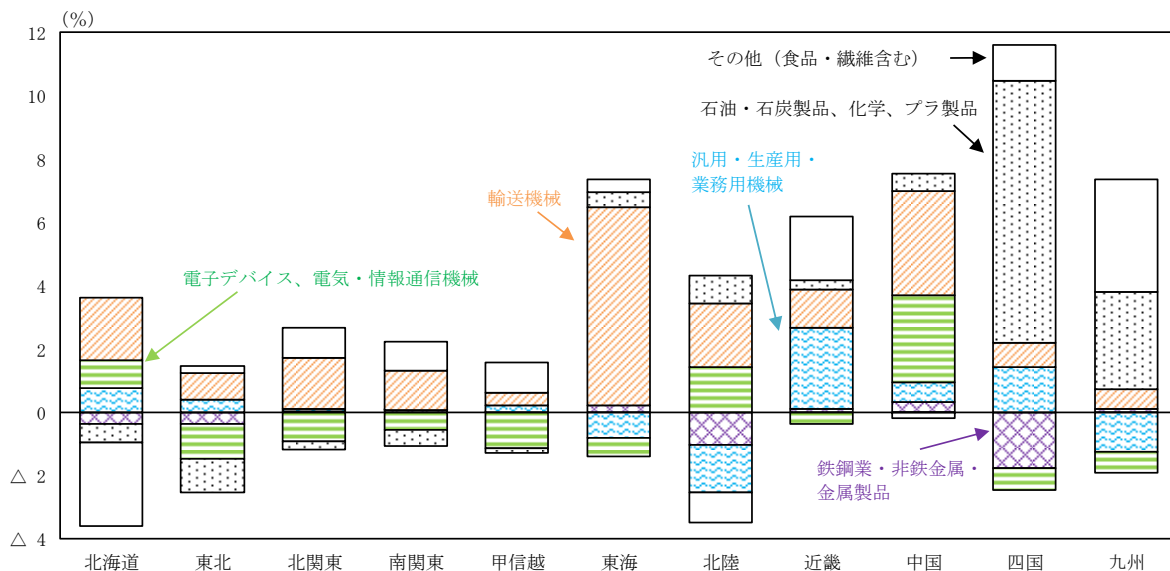
- (備考) 1. 経済産業省、各経済産業局、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局「鉱工業生産動向」により作成。
2. 指数は季節調整値。全国の基準年は2020年、その他地域の基準年は2015年としている。
3. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局の「鉱工業生産の動向」、東海は中部経済産業局の「管内鉱工業の動向」、関東経済産業局の「鉱工業生産の動向」により内閣府にて算出。

(2) 2023年1月を起点とした伸び率の地域差 (2023年1~9月)



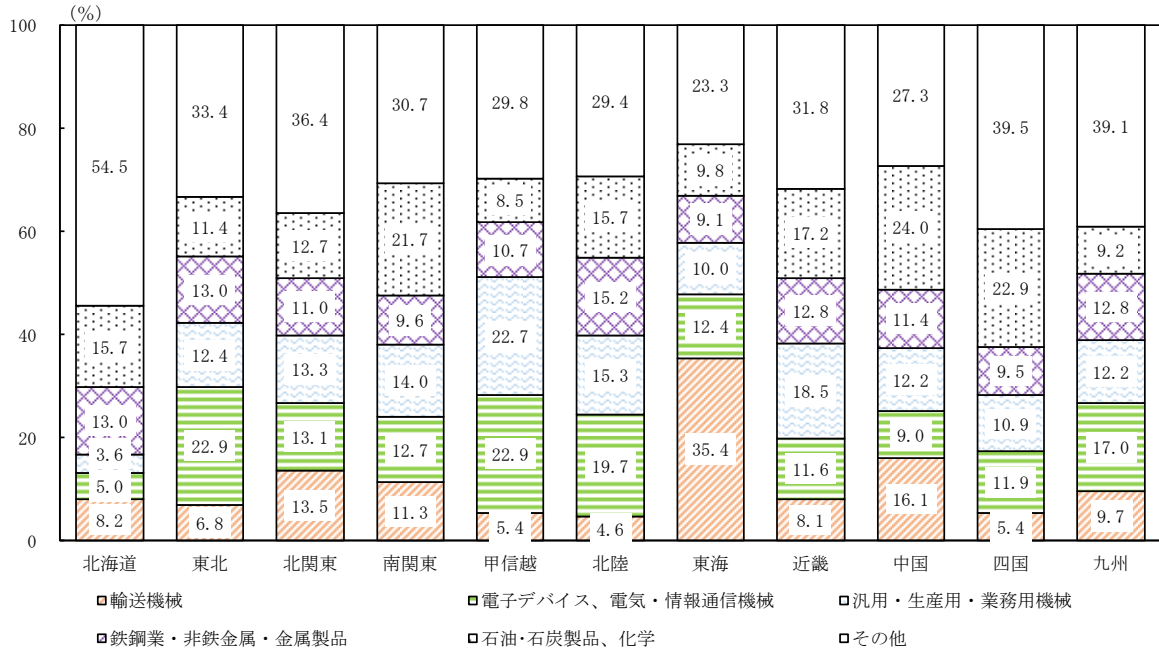
- (備考) 1. 経済産業省、各経済産業局、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局「鉱工業生産動向」により作成。
 2. 指数は季節調整値。全国の基準年は2020年、その他地域の基準年は2015年としている。
 3. 甲信越は関東経済産業局の「鉱工業生産の動向」、東海は中部経済産業局の「管内鉱工業の動向」、
 関東経済産業局の「鉱工業生産の動向」により内閣府にて算出。
 4. 2023年1月=100。

(3) 累積寄与度 (2023年1~9月)



- (備考) 1. 経済産業省、各経済産業局、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局「鉱工業生産動向」により作成。
 2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局の「鉱工業生産の動向」、東海は中部経済産業局の「管内鉱工業の動向」、
 関東経済産業局の「鉱工業生産の動向」により内閣府にて算出。
 3. 図中の産業項目ごとの公表がない地域は次のように集計。「鉄鋼業・非鉄金属・金属製品」は、「金属製品」と
 「鉄鋼・非鉄金属 (又は「鉄鋼」と「非鉄金属」との小計)」との合計。「電子デバイス、電気・情報通信機
 械」は、「電子部品・デバイス」と「電気・情報通信機械 (若しくは「電気機械」と「情報通信機械」との小
 計)」との合計、又は「電気機械」、若しくは「電子デバ、電気・情報通信機械」。「汎用・生産用・業務用機
 械」は「生産用機械」と「汎用・業務用機械」の合計、又は「一般機械」、若しくは「汎用・生産用機械」。
 「石油・石炭製品、化学、プラ製品」は、「プラスチック製品」と「化学・石油石炭製品 (又は「化学」と「石
 油・石炭製品」との小計)」、若しくは「化学」との合計。

第2-3-2図 各地域の製造業の構成比



(備考) 1. 内閣府「県民経済計算(2020年度(令和2年度))」により作成(構成比は2020年度の名目値により算出)。
 2. 「輸送機械」は「輸送用機械」、「電子デバイス、電気・情報通信機械」は「電子部品・デバイス」、「電気機械」及び「情報・通信機器」との合計、「汎用・生産用・業務用機械」は「はん用・生産用・業務用機械」、「鉄鋼業・非鉄金属・金属製品」は「一次金属」と「金属製品」との合計、「石油・石炭製品、化学」は、「化学」と「石油・石炭製品」との合計、「その他」は製造業合計と以上の各業種合計との差(第2-3-1図(3)の分類と異なり「プラスチック製造業」は「その他の製造業」に含まれる点に留意)。

(半導体関連の集積が進む「九州」の製造業で設備投資意欲が高い)

こうした地域別の生産動向に影響を与える設備投資の動きについても確認したい。日本政策投資銀行の「地域別設備投資計画調査(2023年6月調査)」から、2023年度の設備投資計画を地域別にみると、全産業では「北海道」、「北陸」、「九州」が前年比40%を上回る高い伸びとなっている。製造業に関してみると、「九州」は半導体産業に関連した工場の新增設などに伴い、非鉄金属、精密機械、電気機械などがけん引し、前年比114%増と突出した伸びとなっている(第2-3-3図(1))。

より直近で調査された日銀「短観(2023年9月調査)」の結果をみても、「九州・沖縄」の製造業で他地域に比べ高い設備投資計画となっており、TSMC熊本工場を始めとした半導体の国内生産拠点の整備を呼び水に、「九州」で設備投資意欲が高まっている様子が見える(第2-3-3図(2))。

第2-3-3図 地域別にみた設備投資計画（2023年度計画）

（1） 日本政策投資銀行調査（2023年6月調査）

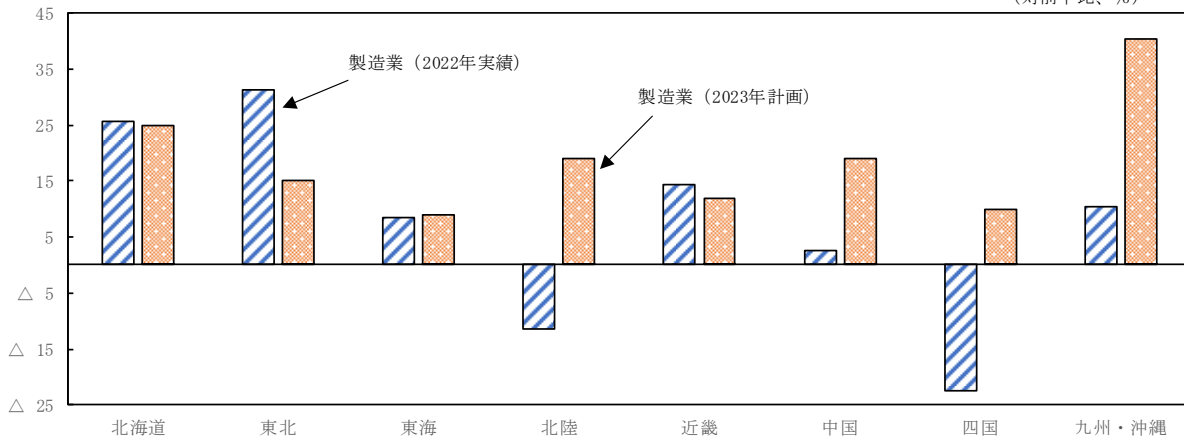
（前年度比、％）

| | 全産業 | 製造業 | 非製造業 |
|-------|------|-------|------|
| 北海道 | 45.4 | 32.6 | 48.9 |
| 東北 | 13.7 | 20.9 | 4.1 |
| 関東甲信越 | 22.0 | 18.6 | 29.6 |
| 首都圏 | 23.9 | 23.1 | 24.1 |
| 北陸 | 41.1 | 49.0 | 14.5 |
| 東海 | 25.0 | 25.6 | 23.0 |
| 近畿 | 11.4 | 11.6 | 11.3 |
| 中国 | 36.1 | 39.4 | 27.6 |
| 四国 | 21.2 | 25.3 | 12.6 |
| 九州 | 61.7 | 114.0 | 29.0 |
| 全国 | 20.1 | 27.0 | 16.4 |

（備考）日本政策投資銀行「地域別設備投資計画調査（2023年6月）」より作成。

（2） 日銀短観（2023年9月調査）

（対前年比、％）



（備考） 1. 日本銀行の各支店の「企業短期経済観測調査（2023年9月）」より作成。
 2. 東北のみ「ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）」。

また、これに関連するデータとして、市区町村別に工業地価変動率をみると（第2-3-4表）、半導体産業に関連した工場の新設など設備投資意欲が高まる熊本県大津町や菊池市では、2年間（2021年から2023年にかけて）で地価が累計50%程度上昇している。熊本県と同様に新たに半導体の国内生産拠点として、ラピダスの新工場の建設が予定されている北海道の千歳市でも、2023年に工業地価が急上昇しており、こうした地価の動向をみても、今後設備投資が活発化していくことが見込まれる。

第2-3-4表 市区町村別にみた工業地価の変動率上位12位（2023年）

（対前年変動率、％）

| 都道府県 | 市区町村 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 熊本県 | 大津町 | 4.5 | 4.3 | 5.5 | 19.6 | 31.1 |
| 福岡県 | 志免町 | 9.6 | 9.1 | 18.7 | 17.8 | 30.3 |
| 北海道 | 千歳市 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 29.4 |
| 熊本県 | 菊池市 | 0.0 | 1.1 | 1.0 | 23.7 | 29.2 |
| 福岡県 | 須恵町 | 10.6 | 9.6 | 11.1 | 12.0 | 25.4 |
| 福岡県 | 宇美町 | 10.8 | 7.4 | 12.0 | 12.3 | 23.9 |
| 福岡県 | 粕屋町 | 8.0 | 8.0 | 9.3 | 14.8 | 22.0 |
| 福岡県 | 古賀市 | 6.3 | 7.3 | 10.2 | 8.4 | 21.1 |
| 福岡県 | 新宮町 | 5.4 | 4.9 | 6.8 | 8.6 | 20.3 |
| 千葉県 | 船橋市 | 3.4 | 7.4 | 6.1 | 19.4 | 19.9 |
| 千葉県 | 市川市 | 3.4 | 7.3 | 6.1 | 19.3 | 19.8 |
| 北海道 | 北広島市 | 14.8 | 16.1 | 16.7 | 19.0 | 19.2 |

（備考） 1. 国土交通省（2023）「都道府県地価調査」により作成。
 2. 都道府県知事が、毎年7月1日時点における標準価格を判定（全国21,381地点）。

T SMC熊本工場を始めとする半導体関連産業の集積は熊本県の県内総生産を10年間で3.4兆円押し上げ、ラピダスについても道内総生産を14年間で11.2兆円押し上げるとの民間機関の試算も示されている（第2-3-5表）。このような新たな設備投資の動きは、建設需要等の活性化により短期的に経済を押し上げることに加え、地域の産業・就業構造の変革によって中長期的に地域経済の活性化に寄与することが期待される。

第2-3-5表 半導体産業の集積による経済効果（民間試算）

| | 北海道 (2023～2036年の14年間) | 熊本県 (2022～2031年の10年間) |
|--------|---|---------------------------------------|
| GDP影響額 | +11.2兆円 ※2020年度の北海道の 道内総生産：19.7兆円 | +3.4兆円 ※2020年度の熊本県の 県内総生産：6.1兆円 |
| 雇用誘発効果 | +0.4万人 ※2021年の北海道の 就業者数：217万人 | +1.1万人 ※2021年の熊本県の 就業者数：71万人 |

（備考）一般社団法人北海道新産業創造機構、株式会社九州フィナンシャルグループの試算を基に作成。

コラム1：大阪・関西万博の経済効果

近畿経済の大きなイベントとして、大阪・関西万博が2025年4月から約半年間開催³²される。万博の経済効果について、建設投資増加と消費活性化による近畿を中心とした経済の直接の押し上げ効果にとどまらず、むしろ万博ならではの重要な効果として、イノベーションの誘発と社会実装の推進、ソフトパワーの発信による我が国経済の中長期的な供給力強化（潜在成長率上昇）が期待されることをみていく。

（建設投資増加と消費活性化による経済押し上げ効果）

まず、建設投資増加と消費活性化による経済の押し上げ効果については、2016年の万博誘致時の試算では2兆円程度とされている。その後公表された民間機関の推計でも、2兆円強の経済押し上げ効果が見込まれている（コラム2-1-1図）。

コラム2-1-1図 経済押し上げ効果

（関西を中心とした建設投資増加と消費活性化）

【各機関の経済効果試算結果】

※いずれの試算も**経済押し上げ効果は2兆円強**、**来場者総数は2800万人程度**（うち訪日外国人客は300～350万人程度）と想定。

◆ **経済産業省：2兆円程度（※2016年万博誘致時の試算）**

建設費0.9兆円、運営費0.5兆円、消費1.1兆円

◆ **アジア太平洋研究所：2.4～2.9兆円程度（※2023年3月）**

- ① 直接的なGDP押し上げ効果（建設費・運営費等0.6兆円、消費0.8～1.1兆円）
- ② 生産誘発額（2.4～2.9兆円）、うち関西2.0～2.4兆円

◆ **りそな総合研究所：2.2兆円程度（※2018年11月）**

- ① 直接的なGDP押し上げ効果（建設費0.2兆円、運営費0.2兆円、消費0.9兆円）
- ② 生産誘発額（2.2兆円）、うち関西1.3兆円

- （備考）1. 経済産業省HP、一般社団法人アジア太平洋研究所（2023年8月）「拡張万博の経済波及効果：UPDATE」、りそな総合研究所株式会社（2018年11月）「大阪万博の開催による経済波及効果」により作成。
2. 一般社団法人アジア太平洋研究所の関西は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県を表す。りそな総合研究所株式会社の関西は、2府5県を表す。

³² 2025年4月13日～10月13日。

(イノベーションの誘発と社会実装の推進)

また、万博は各国の先端技術や英知が集まる場であり、これまで技術の進歩に重要な役割を果たしてきた。例えば1970年の日本万国博覧会（大阪万博）では、ワイヤレステレフォンや動く歩道が展示あるいは設置・利用され、多くの人がそうした新技術を体験したことが、その後の技術開発や社会実装につながっていった（コラム2-1-2図）。

コラム2-1-2図 イノベーションの誘発と社会実装の推進

【過去の万博をきっかけに普及した新技術・商品の例】

- ◆ 1853年ニューヨーク万博：エレベーター
- ◆ 1876年フィラデルフィア万博：電話
- ◆ 1970年大阪万博：ワイヤレステレフォン、電気自動車、動く歩道
- ◆ 2005年愛・地球博：ICチップ入り入場券、AED、ドライミスト

(備考) 国立国会図書館ウェブサイト「博覧会 近代技術の展示場」、大阪府万博記念公園HP、一般財団法人地球産業文化研究所「愛・地球博公式ウェブサイト」により作成。

今回の大阪・関西万博は「People's Living Lab（未来社会の実験場）」をコンセプトに掲げ、万博会場を新たな技術やシステムを実証する場と位置付け、多様なプレイヤーによるイノベーションを誘発し、社会実装していくための巨大な装置としていくこととしている。大阪・近畿のライフサイエンス、バイオメディカルを始め、多様な参加者による多彩な先端技術が展示されることが想定されており、こうした技術の発展のきっかけとなることが期待される。

(ソフトパワーの発信)

さらに、世界から注目され、大勢の人を集める万博は、ソフトパワーの大きな発信力をもっている。例えば19世紀後半のパリ万博（1867年）及びウィーン万博（1873年）は、ヨーロッパにおけるいわゆるジャポニズムの契機となった。また、1970年の日本万国博覧会は、アジアで最初に開催された万博として我が国の高度成長をシンボライズするものであったほか、国内ではファミリーレストランやファーストフードといった外食の新業態や旅行ブームといった新しい生活文化が広まるきっかけとなり、万博で起用された若手アーティストがその後の芸術やファッション等に大きな影響を与えることとなった（コラム2-1-3図）。

【過去の万博をきっかけに発信された文化・芸術の例】

- ◆ 1867年パリ万博、1873年ウィーン万博：ジャポニズム
- ◆ 1889年パリ万博：エッフェル塔
- ◆ 1900年パリ万博：アール・ヌーヴォー、1925年パリ万博：アール・デコ
- ◆ 1970年大阪万博：
 - ・ 外食新業態（ファミリーレストラン、ファーストフード）
 - ・ 旅行（新幹線利用者増、ディスカバージャパン（万博直後から））
 - ・ 若手アーティストの起用（岡本太郎、コシノジュンコ、森英恵 等）
来賓の誘導を行うエスコートガイドが人気職種に

（備考）国立国会図書館ウェブサイト「博覧会 近代技術の展示場」、堺屋太一（2018）『地上最大の行事 万国博覧会』光文社により作成。

今回の大阪・関西万博は、近畿及び我が国のソフトパワーの発信の機会となるとともに、異なる文化との交流を通じて新たな文化が生まれ広まるきっかけとなることが期待される。

おわりに

2023年に入り、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向が顕著となり、5月には感染症法上の位置付けが5類へと変更され、経済が自律的に循環する環境が整った。特に、消費面では、経済社会活動正常化の動きを背景に各地域で人流が回復し、宿泊・飲食サービス業を中心に雇用の人手不足感が大幅に高まった。

本報告では、こうした状況を踏まえ、地域の人手不足問題の構造的課題と課題解消に向けた方策（第1章）と各地域の経済動向（第2章）について、それぞれ定量的なデータ分析を踏まえて論じた。本報告を通じて明らかになった論点を整理すると、以下のとおりである。

●「地域別にみた労働供給サイドの構造的課題と課題解消に向けた方策は何か」

労働力の増加余地を地域別にみると、女性労働力の増加余地は追加就労希望就業者の割合が高く、各地域で女性の追加就労希望就業者がまだまだ多く存在している。こうした女性の追加就労希望を叶えていくことは、地域の人手不足問題の解消に向けた重要な取組となるが、いわゆる「年収の壁」による就業調整や、女性のキャリア継続の難しさに起因する正規雇用比率の低下（いわゆる「女性のL字カーブ」）という課題が各地域で存在している。

「年収の壁」による就業調整割合を地域別にみると、賃金水準の高い都市部ほど就業調整を行っている割合が高いものの、5年前と比較すると賃金上昇に伴って「年収の壁」を超えて働くことを選択している労働者の割合が徐々に上昇していることも観察された。こうした動向を踏まえると、今後も賃上げを進めるとともに、「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりと社会保険制度の見直しを進めていくことで、就業調整の是正が進められることが重要となる。

女性の正規雇用比率について地域差をみると、産業構造や世帯構成によって地域差が生じており、製造業への就業が進み、三世代同居率が高く、有配偶者が親のサポートを得やすい環境にある「北陸」では、正規雇用比率が相対的に高くなっていた。こうした親のサポートに加え、女性のキャリア継続に向けて、男性の家事・育児参加による女性の負担軽減や、ベビーシッターや家事支援労働の需要創出と産業育成による男女双方の負担軽減を進めていくことが求められる。

地域間人口移動に関するデータから、東京圏への転入者数の動向を都道府県別に確認すると、特に北・東日本の若い女性の東京圏への流出が進み、これら地域で若い世代（20～34歳）の性別による人口の不均衡が生じている。こうした性別による人口の不均衡は、中長期的に地域の更なる少子化・人口減少につながり、地域経済の存立を危ぶませる要因となる。女性の場合は、経済的要因（就職先・進学先）に加え、地方の固定的

な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスを避けて、多様な価値観が受け入れられる都市部を選好していることも、東京圏への流出が進む一因となっており、地方の女性活躍を後押しする意識改革と職場環境整備が必要となってくる。

また、労働供給サイドの課題として、高齢者の継続雇用に関する地域差についても触れている。この10年間で高齢就業者が大きく増加したが、その大半はサービス分野の雇用者の増加であり、高齢化が進む地方でその傾向が顕著となっている。こうした状況を踏まえると、現役時代に雇用者として働いていた者がいかに引き続き労働市場に参加できるかが、高齢者の労働参加を進めるためのカギとなり、改正高年齢者雇用安定法において努力義務規定となっている70歳までの就業確保措置の整備や、地域における就業機会創出、高齢期前からのスキル形成支援を進めていくことが重要となる。

●「地方の労働需要サイドが生産性を向上させていくために求められる取組は何か」

労働需要サイドの視点から、産業別就業者数の変化をみると、前回の景気拡張局面で女性・高齢者の労働参加が進み雇用が拡大したが、その増加の多くが「宿泊・飲食サービス」と「医療・福祉」で生じており、地方ではその傾向が強かった。感染症拡大後は、外出自粛等により全国的に「宿泊・飲食サービス」の就業者数は減少したが、高齢化の進展による介護サービス需要の恒常的な増加によって、「医療・福祉」分野がコロナ禍でも一定の雇用を吸収したため、「宿泊・飲食サービス」の需要回復への対応に必要な就業者確保の動きを圧迫する一因となった。

前回の景気拡張局面で、「宿泊・飲食サービス」と「医療・福祉」分野は、需要増加に対して労働投入量を増加させ対応を進めてきたが、その際、十分な省人化投資や業務改革が伴っておらず、他業種に比べ労働生産性の伸びが低迷している。これら業種で生産性の引上げが進まなかったことも、各地域で人手不足感が強まる要因となった。こうした問題の克服に向けては、人材やノウハウを有する主体が、IT化やビジネスマッチングによる地方の産業・労働投入構造の変革をサポートする役割を果たすことを求められている。介護サービス分野においては、例えば業務仕分けとICT機器導入・アウトソーシング活用により生産性を高め、介護の質の維持・向上をしつつ、職員の負担軽減を図っていく必要がある。また、地域別将来人口推計によると、今後の65歳以上人口の変化率やピークを迎える時期には地域差が存在することが見込まれており、各地域の人口動態も見据え、バックキャストする形で中長期的に介護サービス提供体制の整備を進めていくことも求められる。

一般労働者（フルタイム）の賃金をみると、飲食等のサービス業の職種は全職種平均と比較して賃金水準が低く、特に地方の女性の賃金が低い。地方で人手不足が深刻であること等を踏まえれば、賃金を上昇させていくことが雇用の定着・確保を進める上で重要となる。

●「地方の労働需給のミスマッチ解消に向けた有効な方策は何か」

最後に、UV分析から地域別にミスマッチの状況を確認すると、地方は相対的に労働需給のミスマッチの度合いが高くなっている。子育てや介護と仕事が両立できるよう、雇用条件や働き方に柔軟性を持たせ、きめ細やかなマッチングを進めることが必要と考えられる。都市部では求職者がスマートフォンを利用して、希望勤務条件に合う仕事を検索することが可能となっているが、入職経路に関するデータをみると地方ではこうした環境整備が進んでいないと考えられる。このため、地方の労働需給のミスマッチ解消に向け、自治体が主体的にマッチングを行うことや、スポットワークアプリの導入による新たなマッチングを広げていくことも人手不足解消に向けた有効な方策となるであろう。

地域区分

本レポートでは、原則として下記の地域区分を採用している。ただし、下記地域区分によらない場合はその旨を明記している。

| 地域名 | 都道府県名 | |
|-----|-----------------------|--------------|
| 北海道 | 北海道 | |
| 東北 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 | |
| 関東 | 北関東 | 茨城、栃木、群馬 |
| | 南関東 | 埼玉、千葉、東京、神奈川 |
| 甲信越 | 新潟、山梨、長野 | |
| 東海 | 静岡、岐阜、愛知、三重 | |
| 北陸 | 富山、石川、福井 | |
| 近畿 | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 | |
| 中国 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口 | |
| 四国 | 徳島、香川、愛媛、高知 | |
| 九州 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 | |
| 沖縄 | 沖縄 | |

参考文献等

第1章

大阪府（2017）「高齢者保健福祉計画推進審議会専門部会報告書」

厚生労働省（2023a）「基本方針の構成について」社会保障審議会介護保険部会（第107回）

厚生労働省（2023b）「介護現場の生産性向上の推進／経営の協働化・大規模化（介護人材の確保と介護現場の生産性の向上）」社会保障審議会介護給付費分科会（第223回）

厚生労働省（2023c）「テクノロジー活用等による生産性向上の取組に係る効果検証について」

内閣府（2016a）「地域の経済2016」

内閣府（2016b）「平成28年度年次経済財政報告」

内閣府（2020）「令和2年度年次経済財政報告」

内閣府（2023）「地域の経済2022」

野村総合研究所（2022）「有配偶パート女性における就労の実態と意向に関する調査」

野村総合研究所（2023）「トラックドライバー不足時代における輸配送のあり方～地域別ドライバー不足数の将来推計と共同輸配送の効用～」、第351回NRIメディアフォーラム

パーソル総合研究所・産業能率大学（2023）「ミドル・シニアの学びと職業生活についての定量調査」

五十嵐哲也・安彦光翔（2023）「最低賃金上げとアルバイト時給との関係について」今週の指標 No.1322 内閣府（2023年9月）

佐々木 裕道（2023）「人口データや産業構成からみた関西経済の構造変化」今週の指標 No.1303 内閣府（2023年4月）

西岡慎一、北辻宗幹（2023）「「年収の壁」打破への提言①賃上げ定着で5年後の労働供給2%減も」、Research Focus No.2023-022

不破麻紀子（2014）「世帯に見る家事分担」、社会科学研究 65(1)

第2章

我謝 志帆・五十嵐 哲也（2023）「景気ウォッチャー調査のキーワードからみた直近の景況感について ～5類感染症への移行も終わり、景況感は巡航速度へ～」今週の指標 No.1316（2023年7月）

小林 宏輔・萩原 峻徳・我謝 志帆（2023）「景気ウォッチャー調査のキーワードからみた直近の景況感について」今週の指標 No.1305（2023年4月）

齋藤 直人・我謝 志帆（2023）「景気ウォッチャー調査のキーワードからみた猛暑の影響について ～猛暑は夏物季節商品の消費を押し上げる一方、外出控えでサービス消費を押し下げ～」今週の指標 No.1323（2023年10月）

堺屋 太一（2018年）「地上最大の行事 万国博覧会」